

Ⅱ 各課に関する指摘または意見

● 企画課

【交通体系の整備促進】

1. 地方鉄道輸送対策事業促進費

(1) 事業の概要

事業開始年度	昭和 50 年度
平成 25 年度当初予算額	51,475 千円
平成 25 年度決算額	171,146 千円

① 現況・課題

県内の中小鉄道事業者は経営状況が悪く、輸送の安全確保の面で不安を抱える状況にある。平成 23 年度以降、国は補助対象経費の額が交付申請時における直近の決算における鉄道事業の経常利益の額以上であることを要件とし、補助対象事業として車両、線路設備等に係る修繕工事が追加されている。

平成 24 年度に国の経済対策として鉄道施設総合安全対策事業が拡充され、県内の鉄道事業者においても本制度を活用することとしたため、平成 24 年度最終補正予算にて事業費を計上し、平成 24 年度から平成 25 年度へ繰越している。

② 事務事業の必要性・ねらい

県内の旅客輸送を行う鉄道事業者（JR、大手民鉄を除く）が行う安全輸送のための設備投資費用や車両、線路設備等に係る修繕工事に対して支援することで、鉄道事業の輸送の安全確保を図り、地域住民の足を確保する。

③ 事業の内容

○ 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金

	鉄道軌道安全輸送設備等整備事業	鉄道施設総合安全対策事業 (平成 24 年度からの繰越)
決算額	24,290 千円	146,856 千円

対象事業者	関東鉄道(株), 真岡鐵道(株), 鹿島臨海鐵道(株)	関東鐵道(株), 鹿島臨海鐵道(株)
交付対象	安全性の向上に資する設備更新等	老朽化施設の補強, 改良等
補助率	国 1/3, 県 1/6・1/3, 市 1/6・1/3	国 2/5, 県 1/5・2/5, 市 1/5

(2) 実施した手続

- ・ 事業の稟議から終了までの手続の合規性を確かめた。
- ・ 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金の補助対象先にかかる工事契約の入札の妥当性を確かめた。
- ・ 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金に関する経済性や有効性を確かめ, その必要性を検討した。

鉄道施設総合安全対策事業については, 補助金交付要項により, 「補助対象事業者は, 毎会計年度第2四半期終了後, 速やかに実施状況報告書を知事に提出する。」旨を規定している。

関東鉄道株式会社から実施状況報告書の提出が遅れ, 企画課においては, 事業者から提出された工程表により, 第2四半期の実施状況は, 事業者が未契約のため進捗率0%であることを確認している。実施状況報告書については, その後, 事業者から追加提出を受けているが, 事業の進捗状況及び今後の見込みを金額ベースで把握するため, 適切に入手することが望まれる。

2. 湊鉄道線支援事業費

(1) 事業の概要

事業開始年度	平成 20 年度
平成 25 年度当初予算額	38,388 千円
平成 25 年度決算額	35,735 千円

①現況・課題

ひたちなか海浜鉄道株式会社は, 湊鉄道再生計画(平成20~24年度)に基づき, 経営努力と官民の支援によって, 湊線の輸送実績は回復に向かっているが, 負担が大きい設備整備費等の確保等が課題である。

平成24年度に国の経済対策として鉄道施設総合安全対策事業が拡充され, 県内の鉄道事業者においても本制度を活用することとしたため, 平成24年度最終補正予算にて事業費を計上し, 平成24年度から平成25年度へ繰越している。

②事務事業の必要性・ねらい

経営基盤が脆弱なひたちなか海浜鉄道株式会社は、引き続き、支援が必要であることから、湊線第二期基本計画（平成25～29年度）に基づき、ひたちなか市及び県による支援を継続することで、経営安定と安全輸送を図り、将来的な自立化を促す。

③事業の内容

○湊鉄道線支援事業費補助金

	経営支援	設備投資支援	
		鉄道軌道安全輸送設備等整備事業	鉄道施設総合安全対策事業（平成24年度からの繰越）
決算額	4,438千円	8,797千円	22,500千円
交付対象	路線維持費・電路維持費の修繕費	安全性の向上に資する設備更新等	老朽化施設の補強、改良等
補助率	県 1/2, 市 1/2	国 1/3, 県 1/3, 市 1/3	国 2/5, 県 3/10, 市 3/10

(2) 実施した手続

- ・ 事業の稟議から終了までの手続の合規性を確かめた。
- ・ 湊鉄道線支援事業費補助金の補助対象先にかかる工事契約の入札の妥当性を確かめた。
- ・ 湊鉄道線支援事業費補助金に関する経済性や有効性を確かめ、その必要性を検討した。

鉄道施設総合安全対策事業については、補助金交付要項により、「補助対象事業者は、毎会計年度第2四半期終了後、速やかに実施状況報告書を知事に提出する。」旨を規定している。

ひたちなか海浜鉄道株式会社から実施状況報告書の提出が遅れ、企画課においては、事業者から提出された工程表により、第2四半期の実施状況を確認している。実施状況報告書については、その後、事業者から追加提出を受けているが、事業の進捗状況及び今後の見込みを金額ベースで把握するため、適切に入手することが望まれる。

【財産管理】

物品（備品、消耗品等）の取得・除売却の手続に関しては、関連資料を閲覧した結果、茨城県会計事務局「財務会計事務の手引」にしたがい、適正に事務手続が実施されている事確かめた。

また、下記の平成 25 年度の包括外部監査の指摘を受け、県会計管理課が備品の現物確認実施要項を作成し、各所属において、これにもとづき備品の現況確認を実施することとなっている。

往査した企画部企画課においては、平成 26 年 9 月までに課の所管となる備品の一覧表と現物とのチェックが、全ての備品について（ただし、外部に貸付しているものは後日確認としている。）、上記の要項にもとづき網羅的に行われている事確かめた。

この現物確認の結果として、実際の保管場所と台帳の記載に乖離がある物品が発見され、備品管理票上での修正をおこなっている。

なお、財産管理についての同課の方針としては、物品の使用は物理的に使用不能になるまで使用することとしており、経済性を最大限に考慮した物品管理をしているとのことであった。

※ 平成 25 年度の包括外部監査の指摘

茨城県の備品の取扱いは、次のとおりである。

- ① 財務会計事務の手引（平成 25 年 4 月版）第 6 章物品－第 1 物品事務の概要－ 9 物品の管理等－（3）備品の管理－イにおいて、備品は「毎年 1 回以上定期的に現物確認を行うこと」と規定している。
- ② 会計管理者は、各課長・警察本部会計課長・各公所・か所長宛の通知「重要物品（自動車、船舶、及び重要な機械器具等）の定期報告について」において「現物を確認した上で、報告書を作成すること。」としている。

【指摘】

以上の規定等により、定期的に現物確認を行い、その結果を文書で残すべきである。

しかし、現物確認を行っていない、あるいは現物確認を行った（正確には行ったと回答を得た）が文書は作成していないとの実態が明確になった。現物確認要領を作成の上、現物確認を行い、その調査結果を文書で残す必要がある。

● 情報政策課

【電子県庁の構築，運営，管理】

1. 行政情報システム運営管理費

(1) 事業の概要

事業開始年度	平成 11 年度
平成 25 年度当初予算額	546,687 千円
平成 25 年度決算額	527,715 千円

① 現況・課題

- ・ 行政ネットワーク基盤及び行政情報ネットワークシステムの障害は，県民及び行政事務へ深刻な影響を及ぼすため，障害の防止，早期発見及び早期対策を継続して実施し，安定した円滑な運営を図る必要がある。
- ・ ウイルスのまん延や不正アクセス技術の一般化に伴い，行政情報ネットワークシステムのセキュリティ侵害への脅威はますます高まっている。また，住民基本台帳ネットワークや総合行政ネットワーク等との接続において，高いセキュリティが求められており，個人情報等の流失や漏洩の防止対策を引き続き実施する必要がある。
- ・ 茨城県行政情報システム全体最適化計画（平成 19 年 3 月制定）に基づき，庁内各種の情報システムに共通する機能を統合化するための「行政情報ネットワークシステム共通基盤システム」を構築し，平成 22 年 3 月から全機能の運用を開始した。全庁に影響するシステムのため，効率的かつ安定した運営を行う必要がある。

② 事務事業の必要性・ねらい

- ・ 行政情報ネットワークの安定した円滑な稼働のため，引き続き適正な運用管理を行う。平成 22 年度からは共通基盤システムの本稼働が開始されており，既存の運用管理と一体的な運用管理を行なうことにより，より効率的かつ適切な運用を行う必要がある。
- ・ 内外部からのセキュリティ上の脅威に対応し，行政情報ネットワークシステムや L G W A N 等のセキュリティを確保するために必要なシステム，ソフトウェア及び機器を引き続き運用する必要がある。

③ 事業内容

1) 行政情報ネットワークに係る運用管理（平成 25 年度予算額：540,145 千円）

- ・ 行政情報ネットワーク，グループウェア，共通基盤システム等に係る運用管理業務を

委託する。

- ・ 行政情報ネットワーク，グループウェア，共通基盤システム等に係るサーバ等の機器を運用する。
- ・ 行政情報ネットワークセキュリティ関連機器を運用する。
- ・ 行政情報ネットワークに係る通信回線の運用・管理を行なう。

2) セキュリティ診断（脆弱性検査）（平成 25 年度予算額：1,575 千円）

- ・ 日々変化するサーバ等への不正アクセス技術に対応し，県WWWサーバ等の安全運用を行うため，サーバへの侵入検査等の脆弱性検査を行う。

3) 県ホームページ及びインターネット放送局用機器の運用

（平成 25 年度予算額：4,967 千円）

- ・ 県ホームページ用 WWW サーバ及びインターネット放送局用の機器を運用する。

④参考資料

- ・ 平成 13 年度～14 年度

総合事務所，県税事務所，保健所，福祉事務所，土木事務所など主な出先機関 166 箇所の庁舎内ネットワーク整備，併せて IBBN に接続し，高速・広帯域な常時接続環境を整備した。

- ・ 平成 15 年度 出先機関の通信回線において，情報提供系及び業務系回線を統合した。
- ・ 平成 17 年度 庁舎内ネットワークが未整備であった出先機関について整備が完了し，全ての出先機関のネットワーク整備が完了した。
- ・ 平成 18 年度 1 人 1 台端末が未整備であった出先機関に端末を整備し，一部対象外所属を除き，1 人 1 台端末整備が完了した。
- ・ 平成 19 年度～20 年度
出先機関の通信回線をビジネスイーサに変更し，通信費の低廉化及び回線品質の向上を実現した。
- ・ 平成 21 年度 行政情報ネットワーク共通基盤システムを構築し，運用を開始した。
- ・ 平成 24 年度 ソフトウェア資産管理システムを構築し，運用を開始した。

(2) 実施した手続

- ・ 事業の稟議から終了までの手続の合規性を確かめた。
- ・ 行政情報システム運営管理費に関わる委託契約の入札の妥当性を確かめた。
- ・ 行政情報システム運営管理費に関わる使用料及び賃借料の入札の妥当性を確かめた。
- ・ 電子決裁の状況を確認した。

(3) 指摘または意見

(同一業者との契約)

【意見】

行政情報ネットワーク運営管理業務委託の契約は、5年毎に一般競争入札を実施して業者選定を行っている。平成25年度の落札業者である東日本電信電話(株)とは、平成20年度及び平成15年度の一般競争入札でも契約相手となっており、今年度で3回目の契約となる。また、本契約は1者応札であり、落札率が99.7%と高止まりしている。

仕様検討段階において、業者に対し※RFI(情報提供依頼書)を行うことにより、業者から提供された情報を加味した仕様書を作成する等、入札に複数業者が参加するよう工夫することが望ましい。

○契約の内容

(消費税抜きの金額)

	行政情報ネットワーク 運用管理業務委託
落札価格	43,830,000円
予定価格	43,950,000円
落札率	99.7%
入札参加業者数	1者
契約相手	東日本電信電話(株)

※RFI(情報提供依頼書)

発注元の企業や行政はシステム開発事業者に比べて最新技術に精通しておらず、自社の必要とするシステムをどのように提示すればよいか必ずしも明確でない場合がある。

また、初めて発注するタイプのシステムや、取引したことのない業者に発注する場合、システムの構成要件や調達条件を記述するための基礎的な情報が不足していることがある。このようなときにRFIを実施することにより、業者から必要なシステムに関連する情報を提供してもらい、適切な仕様書の作成に役立てることができる。

(一般競争入札における一者応札)

【意見】

行政情報ネットワーク出先機関用基盤機器賃貸借及び行政情報ネットワークシステム用サーバー式賃貸借の契約に関して、複数の業者が仕様書を入手しているにもかかわらず、入札に参加した業者は1者のみであった。

契約に競争性を確保するために、機器仕様を定める際に、可能な限り汎用性のある機器やソフトウェアを想定し、納入メーカーが限定されないように配慮する等の取組みにより、1者応札の状況を改善することが望ましい。

○契約の内容

(消費税抜きの金額)

項目	行政情報ネットワーク出先 機関用基盤機器賃貸借(※1)	行政情報ネットワークシステム用サーバー式賃貸借(※2)
平成 25 年度決算額	4,476,000 円	6,556,800 円
落札価格	22,380,000 円	32,784,000 円
予定価格	23,544,000 円	34,646,400 円
落札率	95.0%	94.6%
仕様書を取りに来た業者数	3 者	17 者
入札参加業者数	1 者	1 者
契約相手	N T Tファイナンス(株)	日立キャピタル(株) 茨城法人支店

※1 行政情報ネットワーク出先機関用基盤機器賃貸借は5年契約の長期継続契約のため、平成25年度決算額は1年分の4,476,000円となる。

※2 行政情報ネットワークシステム用サーバー式賃貸借は5年契約の長期継続契約のため、平成25年度決算額は1年分の6,556,800円となる。

(電子決裁率の向上)

【意見】

茨城県では業務の効率化、ペーパーレス化を図るために、平成17年度より文書管理系の電子決裁システムを導入し、平成22年度より総務事務系の電子決裁システムを導入している。

茨城県では、平成21年度以降の電子決裁率を把握しているが、その状況は以下のとおりである。

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総務事務系	—	100%	100%	100%	100%
文書管理系	15.7%	14.0%	13.3%	15.0%	15.2%

総務事務系の電子決裁率は100%を達成しているが、文書管理系の電子決裁率は15%前後と低調である。

「新たな電子自治体のための情報化調査結果（総務省自治行政局地域情報政策室、平成26年1月）」によると、文書管理システムを導入している都道府県の電子決裁率の状況は以下のとおりである。

(単位：団体数)

	電子決裁率				合計
	0～25%未満	25～50%未満	50～75%未満	75～100%	
文書管理系	13	3	2	5	23

文書管理系の電子決裁率は、他の自治体と比較しても改善の余地がある。

また、茨城県では、電子決裁率を向上させる取組みとして、毎月、所属毎の電子決裁率を算定し、各所属長へ情報発信しているとのことである。しかし、所属毎の電子決裁率には著しいばらつきがあり、かつ、現在、電子決裁率の目標値は設定されていないことから、電子決裁率の向上に向けた取組みが不十分であると考ええる。(この点に関して、平成21年度には、電子決裁率の目標値を25%と設定したが、平成25年度の電子決裁率が15.2%と未達成の状況である。)

業務の効率化、ペーパーレス化に資するように、所属毎の電子決裁率の目標値を設定する等の電子決裁率の向上に向けたさらなる取組みが望まれる。

2. コンピュータ関連設備等運営管理費

(1) 事業の概要

事業開始年度	平成24年度
平成25年度当初予算額	13,588千円
平成25年度決算額	10,130千円

①現況・課題

- ・ 汎用コンピュータシステムの廃止(平成22年7月)により、コンピュータ室から同システムの関連設備を撤去したが、コンピュータ室には、引き続き庁内各システムで使用するサーバや通信機器を格納している。これらのサーバや通信機器を安定的に稼働させるためには、セキュリティの維持のほか、温度管理や耐震性などが求められている。
- ・ 電算関連業務の円滑な遂行のため、データエントリー業務を専門業者に委託しており、7課12業務が利用している。

②事務事業の必要性・ねらい

- ・ コンピュータ室に格納された機器を地震から保護するため、三次元免震床が設置されている。三次元免震床は、地震の衝撃を機器に伝えないよう空気圧で支える構造となっておりコンプレッサー(空気圧縮機)が稼働しているため、総合点検(5年毎)及び定期的(年1回)にメンテナンスを行い、消耗部品の交換や油脂類の交換を行う必要がある。

- ・ 汎用コンピュータシステムの廃止後においても、財務会計オンラインシステムや給与システム等において、連続帳票を使用するニーズがあるため、引き続き帳票裁断機をリリース。

③事業内容

1) 三次元免震床のコンプレッサー保守

- ・ 保守サイクル：1回/年
- ・ 委託先：一般競争入札
- ・ 内 容：電磁弁，安全弁等の動作確認，必要に応じて交換
ボルト，ネジ，ナット等のゆるみ確認，必要に応じて交換
潤滑油，パッキン等定期交換部品の交換等
- ・ 保守対象：日立ベビコン PBD-5.5ED5 及び関連機器

2) データエントリー委託業務

- ・ 委託先：一般競争入札
- ・ 内 容：事務の効率化のため，電算処理に係るデータエントリー（入力）業務を委託する。

○利用業務

総務部	人事課	人事給与統計
	税務課	税務総合オンラインシステム（間税）
企画部	統計課	消費者物価調査
保健福祉部	生活衛生課	調理師試験採点
土木部	監理課	建設業者管理
会計事務局	会計管理課	人件費積算システム
		新給与システム
		財務会計オンラインシステム（予算執行）
		財務会計オンラインシステム（歳出）
行政委員会	人事委員会	職員採用試験

(2) 実施した手続

- ・ 三次元免震床のコンプレッサー保守事業について，現物の確認及び保守計画作成から予算作成・一般競争入札・業者決定・点検実施の過程をチェックした。
- ・ データ入力業務の委託について，予算作成・一般競争入札・業者決定・実施作業の適正性をチェックした。
- ・ 事業の妥当性を検討した。

(3) 指摘または意見

(形式的な一般競争入札－三次元免震床のコンプレッサー保守事業)

【意見】

コンプレッサー保守業務の委託業者決定について予算要求説明資料では一般競争入札と記載されているが、毎年固定の2者の見積り合わせによる随意契約との説明である。

しかしながら実際の業務委託については平成22年度より同一業者が継続して受注している。またその決定金額も、当該業者に翌年の保守予定範囲とその参考見積を依頼し、その見積価格をそのまま予定価格としているため、予定価格と同額の100%での落札となっている。

このような形式的な競争による業者選定のために、①次年度保守の参考見積の取得、②同額で予算建て、③仕様書を作成、④2者に見積依頼、⑤落札者決定の手続きのための担当者が書類作成等を行っているが、予算規模も小さいことも考慮し(24年度351,750円、25年度271,950円)、随意契約に業務委託の形態を変更し、その上で効率的な調達に努力することが望ましい。

(一般競争入札における一者応札－データエントリー委託業務)

【意見】

データエントリー委託業務について一般競争入札を採用してはいるものの、参加業者が毎年同一の1者のみの結果が継続している。また、入札価格は入力文字1字当たりの単価を決める形態であるが、当該単価は予算要求基準単価表に決められた金額を上限としており、毎年度その単価の上限額通りの落札額となっており、予定価格100%での落札がずっと続いている。

データの入力作業については、作業の複雑性などは無くもっと数多くの業者が入札参加し、競争原理を働かせコストの低減が望めるような形態への移行が望まれる。

(既にデータ化された原稿を再度データ化する無駄－データエントリー委託業務)

【意見】

データエントリー業務を委託するために、例えばその基となる帳票については業者名などの記載がされないよう業者のコードとその金額等のみが表示されるよう入力用の帳票が作成される複写式の帳票が採用されている。にもかかわらずその帳票について庁内にて別途パソコン等で作成し、入力用帳票もプリンタ出力し、業者にデータ入力依頼しているものが見受けられる。その結果、既にデータ化されたものについて再度コストをかけてデータ化するという無駄を生じているので、無駄な手間をかけないよう業務の見直しが望まれる。

3. 情報化普及啓発推進事業費

(1) 事業の概要

事業開始年度	平成9年度
平成25年度当初予算額	9,878千円
平成25年度決算額	7,101千円

①現況・課題

I T戦略推進アクションプランに基づき、県民サービスの向上や行政事務の効率化を目指し、行政情報ネットワーク及び一人一台端末の整備、並びに電子申請・届出システム及び総合文書管理システムの整備など、電子県庁の構築を推進してきた。

県として統制的な情報化の推進を目指す「I Tガバナンス」(I T戦略会議提言)に取り組み、I T活用の価値を最大化させ、一層の県民サービスの向上や行政事務の効率化を目指す必要がある。あわせて行政事務の情報システム依存度の高まりによる行政のリスクの増大への対応を図る必要がある。

このためには、次の視点からの仕組みの整備とこれを実行できる人材の育成が必要である。

- ・ I T利活用能力の向上
- ・ I T調達最適化(EA)
- ・ リスク管理

②事務事業の必要性・ねらい

I Tガバナンスを確立し、これからの電子自治体の構築の推進に必要な能力を備えた職員の育成を図るとともに、安全な情報システムを導入・運用するための情報セキュリティ対策を推進する。

1) 人材育成

- ・ 平成21年3月改訂の研修体系「ITスキルUPデートPLAN」に基づき研修を実施する。アプリケーションソフトの応用や調達、リスク管理に関する研修を行う。

2) 情報セキュリティ対策の推進

- ・ 情報セキュリティ監査の実施と情報セキュリティポリシーの普及促進を図る。

3) 研修室・高度情報機器室の整備

- ・ 研修に必要なソフトウェアや各所属で整備することの困難な機器・ソフトウェアを整備し、行政事務の高度化を図る。

③事業内容

1) 人材育成

- ・ アプリケーションソフトの利活用に当たっての応用力，調達やリスク管理に関するスキル育成研修の充実
- ・ 計画 「ITスキル UP デート PLAN」に基づく研修の実施

2) 情報セキュリティ対策の推進

- ・ 情報セキュリティ研修及び内部監査の実施
- ・ 情報セキュリティ外部監査の実施

3) 研修室・高度情報機器室の整備

- ・ 研修等に必要環境の整備

(2) 実施した手続

- ・ 事業の稟議から終了までの手続の合規性を確かめた。

(3) 指摘または意見

(職員情報化研修業務委託の競争入札)

【意見】

「職員情報化研修業務委託」は一般競争入札が行われ，1 者が入札し，富士通エフ・オー・エム(株)関越支店が落札した。(予定価格 304 万円⇒落札価格 270 万円 88.8%落札率，その後 14 万円の設計変更あり。)

専門性の高い分野であることは理解出来るが，結果として1 者しか応札しなかったことから，競争性を上げるための工夫が必要と思料される。

これによって予算削減の方向が見い出せるものとする。

また，仕様書の中に受講者向けのアンケートの実施・集計もあり，それが次回研修に反映されるよう講座内容を検討していただきたい。

【 I T ネットワーク社会づくりの推進】

1. いばらきブロードバンドネットワーク運営管理費

(1) 事業の概要

事業開始年度	平成 15 年度
平成 25 年度当初予算額	448,905 千円
平成 25 年度決算額	444,424 千円

①現況・課題

いばらきブロードバンドネットワーク（I B B N）は、県と市町村が共同で構築した情報通信基盤であり、平成 15 年 4 月に幹線と県支線、同年 10 月の市町村支線の運用開始以降、行政ネットワークの基盤として事務の効率化・高度化に大きく寄与してきたほか、民間企業にも無料で開放し、情報格差の是正や地域産業の振興に役立っているものである。

さらに、平成 23 年 3 月には、接続機器の保守期限到来を契機とし、医療ネットワークなどの高度利用需要に対応するため、ネットワークの見直し・拡張を行ったところであり、今後とも、庁内システムで独自回線を使用しているシステムの移行や、民間企業の利用促進を積極的に進めていく。

②事務事業の必要性・ねらい

I B B N は、県・市町村の行政ネットワークとして電子自治体の基盤となるものである。また、行政だけでなく、広く民間事業者の利用を促進するとともに、一般県民の利便性の向上に資するものである。

このため、効率的で安定したネットワークの運用を行い、高いレベルの信頼性を確保する必要がある。

③事業内容

1) 新しいばらきブロードバンドネットワーク構築・移行・運用管理業務委託

- ・ 契約期間：平成 22 年 7 月 1 日から平成 28 年 2 月 29 日（5 年間の長期継続契約）
- ・ 委託先：N T T 東日本茨城支店
- ・ 委託内容：N G N を利用した茨城県専用ネットワークの提供
ネットワーク運用（トラフィック管理，障害管理，セキュリティ，ヘルプデスク業務等）
通信機器の保守
通信機器等を設置する施設の借り上げ（施設利用料）

2) インターネット接続

- ・ 県及び市町村が一括してインターネット接続を行う。

3) 会議等の開催

- ・ 管理・運営委員会、利用審査会及び利用者協議会を開催し、IBBNの運用方針の決定及び利用者の審査等を行う。

○平成25年度IBBNに係る維持管理費積算額負担内訳

(単位：千円)

項目	積算額計	所属別負担額			
		情報政策課	産業政策課	産業技術課	教育庁 高校教育課
IBBN 運用管理委託	431,550	424,532	1,684	1,684	3,650
インターネット 接続料	46,048	23,877			22,171
計	477,598	448,409	1,684	1,684	25,821

○IBBNの概要

◆IBBNとは

・IBBN(いはらきアロードバンドネットワーク)は、高い信頼性を誇るNGN回線をベースに構築を行った茨城県専用のL2ネットワークで、茨城県庁・赤塚支線・つくば創業プラザ・茨城県ITサポートセンター分室・5合同庁舎・44市町村(支所等含む62拠点を)を光ファイバで結ぶ超高速・大容量の情報通信ネットワークです。

◆IBBNのネットワーク構成

○ : 完全冗長
● : 完全冗長
— : 1Gbps

◆IBBNのメリット

伝送速度

- ・中継網10Gbps, アクセス回線網1Gbpsと広帯域
- ・行政通信はQoSを利用し優先的に転送

セキュリティ

- ・高気密性、高信頼性を維持した茨城県専用のL2ネットワーク(光ファイバ芯線、網内ネットワーク機器ともにIBBN専用)
- ・監視専用ネットワークによる高機密な監視(監視専用のネットワークセグメントを用意、監視専用の施設・人員を確保)
- ・住基ネット専用のVLANを2経路用意し、ネットワークの独立性・耐障害性を確保。

信頼性

- ・ネットワーク回線は高い水準の品質保証制度(SLA)を設定(項目は「故障回復時間」「遅延時間」「稼働率」)
- ・24時間365日の運用、保守体制による迅速な障害対応

④参考資料

○IBBN利用状況(平成23年10月1日現在)

区分	利用承認	利用中
I S P	1 0 社	9 社
民間企業等	1 1 2 社	8 4 社
市町村	—	4 4 市町村
行政利用	—	4 5 システム

○主な行政利用システム

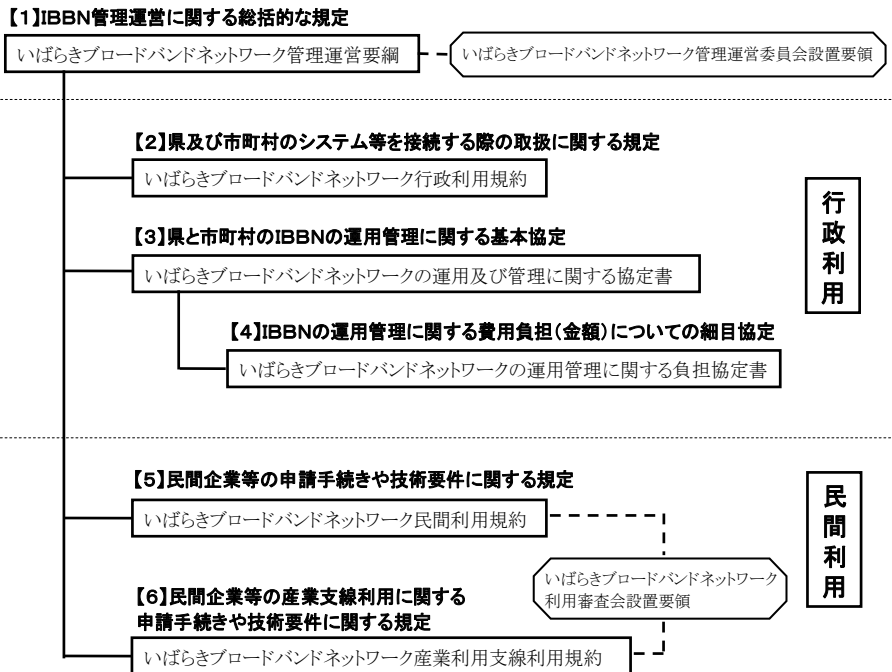
- ・ 行政情報ネットワーク
- ・ 総合行政ネットワーク（L G W A N）
- ・ 教育情報ネットワーク
- ・ インターネット接続
- ・ 住民基本台帳ネットワークシステム など

○IBBN 利用による行政経費削減効果（平成 22 年度試算）（単位：千円）

県	104, 534
市町村	375, 133
行政分野合計	479, 667

○他県の情報ハイウェイの状況（幹線容量 1 0 G 以上の都道府県）

- ・ 2 0 G…鳥取県
- ・ 1 0 G…茨城県，滋賀県，京都府，兵庫県，岡山県



(2) 実施した手続

- ・ 事業の稟議から終了までの手続の合規性を確かめた。
- ・ いばらきブロードバンドネットワーク運営管理費に関わる委託契約の入札の妥当性を確かめた。
- ・ いばらきブロードバンドネットワーク管理運営委員会の議事録を確かめた。
- ・ いばらきブロードバンドネットワークを利用する際の行政上の手続を確かめた。
- ・ いばらきブロードバンドネットワーク運用管理に係る市町村負担金を確かめた。
- ・ いばらきブロードバンドネットワーク利用による行政経費削減効果試算を検証した。

2. 公衆無線LAN運営管理費

(1) 事業の概要

平成 25 年度当初予算額	3,843 千円
平成 25 年度決算額	3,772 千円

①現況 ・ 課題

現在のインターネットは、様々なサービスを利用できるようになり、画像ファイル交換や動画の鑑賞など大容量の情報を取扱うケースも多くなり、円滑にサービスを利用するにはブロードバンド環境が必須となっている。

②事務事業の必要性 ・ ねらい

- ・ FTTHやADSLなどのブロードバンドサービスが利用できない地域の住民や企業からは、サービス提供を要望する声が多数寄せられている状況にある。
- ・ 特に、建築・土木・電気事業者などからブロードバンド環境整備への要望が強い。これらの業界ではCAD図の送受信等ブロードバンド環境が必須となりつつあり、仕事が取れない・回ってこないなどの深刻な問題となっている。
- ・ また、現在進めている電子自治体の構築(電子申請・届出等)においても、利用者である住民の各家庭におけるブロードバンド環境整備並びに利活用技能の習得が不可欠であり、地域間格差によるデジタルディバイドの是正及び情報リテラシーの向上は、行政が真摯に取り組むべき課題である。
- ・ このため、まず県庁等公的空間にブロードバンド環境を利用した無線LANの機器を設置し、県民が直接恩恵を享受できる環境を整備し、平成16年11月からサービスを提供している。

③事業内容

1) 公衆無線LANの運用

いばらきブロードバンドネットワーク(IBBN)のインフラを利用して整備した、公衆無線LAN環境(公共施設において県民が自由にブロードバンド環境のインターネットに接続し、情報取得等ができる)の運用等。

※利用可能施設：県庁舎(2F, 4F, 11F), 県立図書館

2) 主な費用(平成25年度予算額)

- | | |
|-----------|---------|
| ・ 運用管理委託料 | 2,520千円 |
| ・ 機器の賃借料 | 1,232千円 |
| ・ 消耗品等 | 91千円 |

(2) 実施した手続

- ・ 障害者支援事業として社会福祉法人に随意契約している経緯、手続の確認
- ・ 事業の内容、利用実績を確認し事業の必要性の検討

(3) 指摘または意見

(事業見直しの検討)

【意見】

公衆無線LANについては、県庁内3か所(2F, 4F, 11F)及び県立図書館で利用できるようにしているものの、県庁内では管理者及び県庁記者クラブ以外の一般の利用

者は1日1人に満たない程度であり，県立図書館についても1日3件程度（平成26年3月実績）で，年間利用者も1,500件程度しかないことから，1回の利用あたり約2,500円以上と，費用対効果の点で有効な事業となっていない。

また，公衆無線LANの利用にあたっては，申請書の記載（身分証明書の提示）→IDの発行→パソコン等の設定→IDの認証→利用→設定用説明書の返却と手続きが面倒なうえに，パソコン等の設定も非常に複雑で，設定に慣れていない者が利用するには不向きな仕様となっている。

公衆無線LANを維持するのであれば，IDの発行などの手続きなどを行わずに誰でも利用できるFree Wi-Fiのような方式か，またはメールでの認証方式（神奈川県等で実施）の方式に変更することが望まれる。

スマートフォンやタブレット端末等で個人がネット環境を持ち歩くことが当たり前になってきている状況も考慮し，より簡便な民間サービスの導入，または事業の廃止を検討することが望まれる。

●水・土地計画課

【工業用水道事業促進】

1. 工業用水道事業貸付金

(1) 事業の概要

事業開始年度	平成7年度
平成25年度当初予算額	460,378千円
平成25年度決算額	460,377千円

独立行政法人水資源機構が開発した水源に係る開発費のうち、県の利用水量に応じた負担金を同機構に対して支払っている。予算上は概ね、治水用水量の割合に相当する額は一般会計、利水（工業）用水量の割合に相当する額は企業会計で負担している。工業用とされた水量のうち未利用分については、企業会計上、収入がないことから、開発費の負担額について、一般会計から企業会計に貸し付けを行っている。

昭和54年度に鹿島3期工業用水道事業を534,000 m³/日から300,000 m³/日に縮小した際に、残りの234,000 m³/日については知事所管とされた。

234,000 m³/日については、その後、県西工業用水道事業85,000 m³/日、県南工業用水道事業80,000 m³/日、霞ヶ浦周辺工業用水道事業（未事業化）69,000 m³/日に分割された。これにより、霞ヶ浦周辺工業用水道事業は一般会計で所管している。

鹿島3期工業用水道事業については、300,000 m³/日のうち75,000 m³/日を事業化し、残りの225,000 m³/日は未活用水源という位置付けになった。

平成15年度に未活用水源225,000 m³/日（2.803 m³/秒）のうち150,000 m³/日（1.88 m³/秒）を上水に転用したため、貸付対象は75,000 m³/日（0.923 m³/秒）となった。

貸付対象となっている水源については、平成18年度より、魚道の通過流量に活用しており、国からの賃借料収入がある。

また、平成22年度に独立行政法人水資源機構に対して1次精算分を繰上償還し、利息負担の軽減を図った。

根 拠 : 地方公営企業法第18条の2

茨城県工業用水道事業長期貸付金貸付要項

対象経費 : 未稼働75,000 m³/日に係る霞ヶ浦開発事業割賦負担金、霞ヶ浦開発事業管理費負担金

対象期間 : 霞ヶ浦開発事業割賦負担金 : 平成7年度～平成30年度
霞ヶ浦開発事業管理費負担金 : 平成8年度～永年

- 償還条件（現行要項）・利率：無利子
 ・償還時期：次の事由が生じたとき
 ○鹿島3期工業用水道事業が日量75,000m³を超えて給水を行う場合
 ○鹿島3期工業用水道事業の計画が変更された場合

○鹿島3期工業用水道事業にかかる一般会計から工業用水道事業会計への貸付金額ならびに今後の見込 (単位：千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
貸付額	460,377	458,401	455,971	26,555	26,587	4,047
期末残高	10,310,760	10,769,161	11,225,132	11,251,687	11,278,274	11,282,321

<参考>

○鹿島3期工業用水道事業以外の工業用水道事業に係る一般会計から工業用水道事業会計への貸付金額 (単位：千円)

	平成25年度末貸付金残高
県西工業用水道事業分	491,094
県南工業用水道事業分	7,470,142
計	7,961,236

(2) 実施した手続

- ・ 事業の稟議から終了までの手続の合規性を確かめた。
- ・ 工業用水道事業に係る貸付の妥当性を確かめた。

(3) 指摘または意見

(企業会計において総原価を把握することの必要性)

【意見】

水源開発は一定の水需要予測に基づいて行われる。

しかし、開発から利用開始まで、工事期間が長期にわたる事もあり、必ずしも利用可能な水量全てが利用開始時に使われるとは限らない。

特に、工業用水の場合、開発時点で企業から申込みを得ていたとしても、環境変化や節水技術の向上等の要因により、見込み通りの利用者や利用量が確保できなくなる場合もある。

そもそも開発された水源のうち、利水（工業）用とされた水量については、その水量割合に応じて企業会計で負担することとなっているが、未利用分が生じた場合には、企業会計としては収入がないために、利用開始時から分割払いすることとなる開発費及び毎年発生する維持管理費について、支払いにあてる財源がないことになる。

企業会計で不足する財源については、一般会計から貸し付けることとなるが、この貸付金に相当する額について、企業会計側では、未利用の水量が利用されて初めて返済が可能になる。

逆に言えば、利用が開始されない限り、一般会計の側では、開発費の支払が終わるまで、返済期日の明確ではない貸付金が膨らんでいくこととなる。

(なお企業会計では、借入れた資金で支払った開発費ならびに維持管理費を資産計上しておき、利用が開始された後に費用処理することとしている。)

水源開発が長期間を要する事業である以上、新規需要に対応する余剰水源を有しておくことそのものは合理的である。しかし水量が100%利用されない限り、このような貸付を行わなければならない開発負担金の処理方法については、検討の余地があるのではないか。

また一般会計から企業会計への貸付の条件をみると、無利子または、県の平均調達金利よりも低利なものがほとんどであり、このようにしてなされる実質的な企業会計への支援額が総額でいくらになっているかは必ずしも明確ではない。

工業用水を企業会計で管理するという事は、工業用水道事業に係る費用はすべて計上したうえで、当該事業に関する収支を明確にすることが求められているのであり、単に金融費用が多額で企業会計には負担能力がない、ということを持って金融費用を計上しなくて良い、ということになれば、そもそも企業会計で処理する意味がないと考えられるのではないか。

企業会計を利用する目的からすると、本来的には企業局が資金調達する、もしくは資金調達した場合と同様の正しいコスト計算をしっかりと行ったうえで、企業会計の区分の中で県民負担額を把握すべきである。

【水資源開発利用】

1. 水の科学館県関係展示物管理運営委託

(1) 事業の概要

事業開始年度	平成4年度
平成25年度当初予算額	11,984千円
平成25年度決算額	11,885千円

水の科学館（行方市玉造甲1234）は、国際科学技術博覧会（筑波万博）の開催を契機に「水と人間・その生活」をテーマに、水に関する総合的な知識の啓発と普及、霞ヶ浦開発事業等に対する理解と協力を得るため、茨城県、旧水資源開発公団（水資源機構）・旧玉造町（行方市）の三者共同で建設されたもので、平成4年3月に完成オープンした。

水の科学館

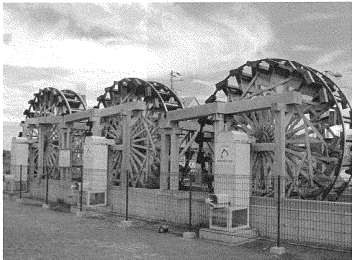


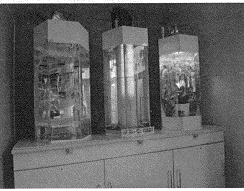


(虹の塔から撮影)

昭和60年に開催された筑波万博の展示館物のなかには、水をテーマとした出展物が相当あったため、県はこの展示物を永久に保存するため「水の科学館構想」を旧水資源開発公団に要請し建設された。このような経緯から、県は水の科学館に下記の県展示物を所有しており、この管理事務を行方市に委託している。

「三連水車」	木製の大きな三連水車で凡そ 200 年前に発明され，歴史的意義を持つ。昔からある水エネルギーの大切さや利用方法について伝える水車。
「太陽光自動集光伝送装置」	太陽光のうち紫外線や赤外線の大部分をカットし，動植物にやさしい可視光だけを光ファイバーを通して伝送する装置。室内に太陽光を導き淡水魚の飼育と植物栽培を行っている。
「海水淡水化原理装置」	逆浸透の原理を生かして，海水を塩分を含まない淡水に変える装置。（実際には海水のかわりに色水を使用している。）

委託展示物

三連水車	海水淡水化原理装置	太陽光自動集光伝送装置
 <p>館外展示</p>	 <p>館内展示</p>	 <p>館外展示</p> <p>↓ 伝送 ↓</p>  <p>館内展示</p>
木製の大きな三連水車 水エネルギーの大切さを伝える	海水を塩分を含まない淡水に変える装置	太陽光のうち動植物にやさしい可視光だけを 集めて伝送する装置

- 平成 25 年度の県関係展示物管理運営委託費は以下の通りである。

(単位：千円)

職員給与費 1 名分	4,423
電力料金	1,828
消耗品費	238
展示物維持補修費等	5,011
合計	11,500

(2) 実施した手続

- ・ 事業の稟議から終了までの手続の合規性を確かめた。
- ・ 事業の有効性及び効率性を確かめた。

(3) 指摘または意見

(事業の方向性の検討)

【意見】

平成4年に設置された「水の科学館」に対する平成25年度までの県の支援総額は下記の通り、建設に7億5千万円、維持管理に5億3千万円となっている。

(単位：千円)

建設費補助	水の科学館旧玉造町建設部分への補助				750,000
展示物管理委託	展示物管理委託額（平成4～25年度）				532,722
	平成4年度	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度
	30,000	30,000	24,850	15,686	11,500

※このほかに、霞ヶ浦情報センター管理委託（平成4～16年度）として計14,100千円がある。

水の科学館は、開業当初は多くの観光客で賑わっていたが、近年は少子化等の影響により利用者数が減少しており、展示物についても老朽化・陳腐化が進み、集客力が減衰している。また、民主党政権交代時の事業仕分けにより平成23年度から水資源機構の広報予算が大幅に削減されたことから、現在は施設の維持管理予算で対応しているため、展示物の更新が行われていない。

現在保存されている3点の県展示物は、筑波万博の記念品で、すでに30年という年月を経たものである。三連水車はいわば水文化の象徴であり、水エネルギー利用にかかる歴史的意義を伝える今日的役割はあるものの、海水淡水化技術は当時とは比べ物にならないくらい進歩しているだろうし、屋外の可視光だけを集めて屋内に伝送する技術が現在の医療や農業の進歩にどのように貢献したのか確認はできない。

これら展示物は最新技術を展示することを目的とはしていない。四半世紀以上前に開催された筑波万博の展示物を展示することに意義があるが、このような展示物に常勤職員1名を配置し年間1千万円以上支出することに監査人は強い疑問を感じる。

現在、行方市が「霞ヶ浦ふれあいランド再整備基本計画」を策定中である。県は水の科学館の今後の方向性の検討に協力しつつ、展示物管理にかかる支出を削減する、あるいは展示物を行方市に無償譲渡して適切に管理してもらう方向で検討すべきである。

● 地域計画課

【県南・県西地域の振興】

1. アーカス・プロジェクト促進費

(1) 事業の概要

事業開始年度	平成 12 年度
平成 25 年度当初予算額	5,000 千円
平成 25 年度決算額	5,000 千円

①現況・課題

アーカス・プロジェクトの中核である海外アーティストの招聘・滞在支援（アーティスト・イン・レジデンス・プログラム）は、本県の芸術・文化の向上やアート界における国際的な知名度を生かした国際交流にも大きく貢献してきた。一方で、事業の長期化もあり、新たな発展方向の検討が必要となっている。

②事務事業の必要性・ねらい

平成 24 年度に「アーカス・プロジェクトの今後のあり方等検討委員会」を設置し、プロジェクトの方向性について検討を行った。その委員会の検討結果を踏まえ、これまでの事業成果を生かしながら、地域活性化に寄与するために必要な事業を実施する。

③事業の内容

地域や教育との関わりの強化、プロジェクトの受け皿づくり（人材育成）

1) アートと教育との結びつきの強化

- ・ 学校教育とアートの融合を図るアーティスト・イン・スクールの充実を図る。
- ・ いちねんせいの作品展

2) アートを活かした地域づくりへの参画

- ・ 地域住民の間に芸術・文化活動を普及・定着させるための取組みとして、住民自らの企画・運営による展覧会やワークショップの実施を支援する。
- ・ コミュニティデザインの視点で、芸術・文化を活用して地域の交流を広げ、地域の課題解決・活力の増加など積極的に地域社会に関わっていく。

(2) 実施した手続

- ・ 事業概要の説明を受け、事業報告書及び検討委員会報告書の確認及びヒアリングを実施した。

(3) 指摘または意見

(運営体制について)

【意見】

平成24年にはアーカス・プロジェクトの今後のあり方等検討委員会報告書が提出されている。報告書には、事業内容を、アートを活かした地域づくりに持続的に貢献できるものとなるように再構築し、様々なプロジェクトへの参加が可能な運営体制に変えるため、実施主体について現在の実行委員会方式からNPO法人等の新たな運営組織に移管することが望ましく、運営組織の自立化に向けた具体的な取り組みを検討していくべきであるとされている。

アーカス・プロジェクトは、実行委員会方式により事業が行われており、県及び守谷市からの負担金、文化庁からの補助金その他助成金及び協賛金を事業費の財源としている。

平成25年度収支決算においては5,741千円の繰越額が発生しているが、これは収入総額の25%を超えることとなる。

報告書は、3年間を自立に向けた移行期間・準備期間としており、プロジェクトの組織運営の方向を定めるべきである。

(固定資産の調達方法について)

【意見】

アーカス・プロジェクトにおいては車両を一年間のリース契約により利用している。スタジオの所在地は守谷市であり、打ち合わせ及び招聘アーティスト等の対応に常時利用する旨の説明を受けた。

車両について通年の利用が必要であるなら、長期のリース契約についての検討を行うなど、経済的効率も考慮していく必要がある。

2. 県西南部地域振興促進事業費

(1) 事業の概要

事業開始年度	平成 20 年度
平成 25 年度当初予算額	601 千円
平成 25 年度決算額	306 千円

①現況・課題

- ・ つくばエクスプレスや首都圏中央連絡自動車道，筑西幹線道路等の広域交通ネットワークの整備進展に伴い，人・物・情報の交流の活発化が期待されている。
- ・ 自然，環境，文化など本地域が持つ貴重な地域資源を活かし，地域全体が連携して新たな視点からの地域づくりが求められている。
- ・ 企業立地促進法に基づき設置した「茨城県西地域産業活性化協議会」において策定した「産業活性化基本計画」に則り，各市町村連携の下，企業誘致に積極的に取り組んでいる。

②事務事業の必要性・ねらい

- ・ さしま地域及び常総線沿線地域においては，広域交通ネットワークの整備効果を活かし，沿線地域開発計画の具体化を目指すとともに，交流人口の拡大を視野に入れた地域づくりを既存市町村の枠を越えて広域的に進める。
- ・ 古河地区においては，東北新幹線の新駅設置を核とした新都市の整備を将来構想とし，当面は可能性の高い在来線の新駅設置を促進し，これを核とした住宅・商業・業務機能の導入に係る検討を進める。
- ・ 企業立地による地域振興方策に取り組むため，県と関係市町村間において，活発な情報交換を行うなど連携を強化し，立地支援施策，産業活性化施策等を連带的，効果的に進める。

③事業の内容

1) 新さしま計画の推進

ア 趣 旨：県西南部地域（7市町）を東京都市圏の一翼を担う地域として育成するため，新さしま計画（改訂版）に位置づけられた各種プロジェクトの推進について，施策の効果的な展開を図る。

イ 内 容：新さしま計画（改定版）に基づく新たな地域振興施策の展開

ウ 実施主体：新さしま計画推進会議（県，関係7市町）

2) 常総線沿線地域づくりの推進

- ア 趣 旨：広域交通ネットワークの整備進捗を踏まえた，交流人口の拡大を視野に入れた地域づくりの推進や，豊かな自然環境や歴史文化資源を活かした体験交流事業などによる常総線の利用促進と沿線地域の活性化を促進する。
- イ 内 容：地域資源を活かした交流体験事業（ウォーキング大会やバスツアー）の実施
地域づくり団体へのサポート及び情報発信
- ウ 実施主体：ローカル線でゆく人と川の交流圏づくり推進協議会（県，関係3市，地域づくり団体等）

3) 古河新都心地区の整備促進

- ア 趣 旨：古河新都心整備の契機となる東北新幹線及び東北本線の新駅設置促進のための支援
- イ 内 容：大堤南部地区等における新駅設置に関するJR等への要望及び諸調整
- ウ 実施方法：JR等への要望同行，古河市による調査・検討への助言等

4) 県西地域における企業誘致と産業振興の推進

- ア 趣 旨：企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する活性化に関する基本的な計画等に関する協議などを行うことにより，地域経済の活性化及び自立的な発展を目指し，構成市町が行う主体的かつ計画的な取り組みに寄与する。
- イ 内 容：企業立地促進法の規定に基づく「産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本計画」に関し，必要な事項に関する検討・調査・調整等
基本計画に位置付けられた事業の実施に関し必要な事項についての検討・調整等
企業フォローアップ調査の実施
- ウ 実施主体：茨城県西地域産業活性化協議会（県，関係5市町，大学等）

④参考事項

【これまでの取組み経緯】

- ・ 平成2年度：新さしま計画策定＜県及び関係12市町村＞
- ・ 平成3年度：古河・総和新都心開発構想策定＜県及び古河市・総和町＞
※平成13年度まで開発整備推進調査等を実施

- ・ 平成4年度：さしまニューシティ開発整備構想策定
 < 県及び関係8市町(古河, 岩井, 総和, 三和, 八千代, 境, 猿島, 五霞) >
 ハーモニーヒルズ開発整備構想
 ※平成7年度まで地区別開発推進調査等を実施
 < 県及び関係4市町村(下妻, 水海道, 千代川, 石下) >
- ・ 平成8年度：ハーモニーヒルズ地域交流拠点整備構想策定
- ・ 平成15年度：ローカル線でゆく人と川の交流圏づくり推進協議会
 (県, 関係3市, 地域づくり団体等)
- ・ 平成19年度：茨城県西地域産業活性化協議会設立< 県及び関係5市町 >
 「新さしま計画」の改定(平成20年度施行)

(2) 実施した手続

- ・ 新さしま計画の内容と現状の取り組みに関する資料の閲覧及びヒアリングを実施した。
- ・ 事業の効率性や有効性について検討を実施した。
- ・ 茨城県県西地域産業活性化協議会の報告書を通査した。

(3) 指摘または意見

(新さしま計画の定期的な検証)

【意見】

新さしま計画は、平成2年に県西南部の「さしま地域」の発展を目指す広域計画として県と関係12市町村が策定し、県と関係市町村が主体的に連携を図り、地域の将来像や地域の連携計画を示すものである。

当初は圏央道の整備や宅地開発の促進等を目指していたが、平成13年度の進捗状況の評価作業報告によると、市街化開発や工業団地開発は大きく立ち遅れており、現況と大きく乖離している計画内容の再検討を実施することとなった。

この中で、市町村合併やTX、圏央道の現状等の社会的状況を整理したうえで、新たな枠組みの中で同計画を改定することとなった。

計画の中では、人口の減少、産業の停滞、中心市街地の衰退、交通アクセスの悪さ、公共交通の不足、観光客の少なさ、優れた自然の保全と活用という課題を洗い出し、特にソフト面の充実をはかる施策に方向転換している。

計画人口は現状維持の38万人、目標年次は平成30年(10年後)という長期的なプランを立てているものであるが、現状においては各種の振興策やソフト面の充実等について定量的な分析は実施しておらず、目標年次である平成30年度を待って計画の達成や課題を整理していく方針としている。

ただし、平成 13 年度時点の現況が当初計画策定時と大きく乖離していたのと同様、10 年の間で地域を取り巻く状況は大きく変化するものであるから、平成 30 年度の見直し以降は、10 年という長いスパンでの目標年次ではなく、一定期間で定量的な評価・分析を実施していくようなプランを策定していくべきではないだろうか。

【ひたちなか地区の開発整備推進】

1. 常陸那珂工業団地造成事業推進費

(1) 事業の概要

事業開始年度	平成元年度
平成 25 年度当初予算額	689,664 千円
平成 25 年度決算額	18,253 千円

①現況・課題

- ・ 常陸那珂工業団地は、常陸那珂国際港湾公園都市において、新たな工業拠点の形成をめざし、平成元年度に造成事業に着手し、平成6年度に工事が完了した。
- ・ 造成工場敷地は平成5年に分譲開始。21区画のうち14区画46.0haに企業が立地し、7社が操業中である。(1社が工場建設中)
- ・ 世界経済の悪化や先行きの不透明感により企業の設備投資意欲が冷え込んでいることに加え、原発事故に伴う風評被害等の要因も重なり、平成20年度以降の新規立地は滞っていた。
- ・ しかしながら、ひたちなか地区内への建設機械メーカー集積の進展に伴い、平成23年度は建機メーカー取引企業をはじめとする3社の立地が決定し、以降引き合い件数も増加傾向にある。
- ・ 産業立地セミナーや個別の企業訪問等により、各種優遇制度や工業団地の優位性をPRするなど、積極的な誘致活動を展開し、早期処分に努めることが必要である。

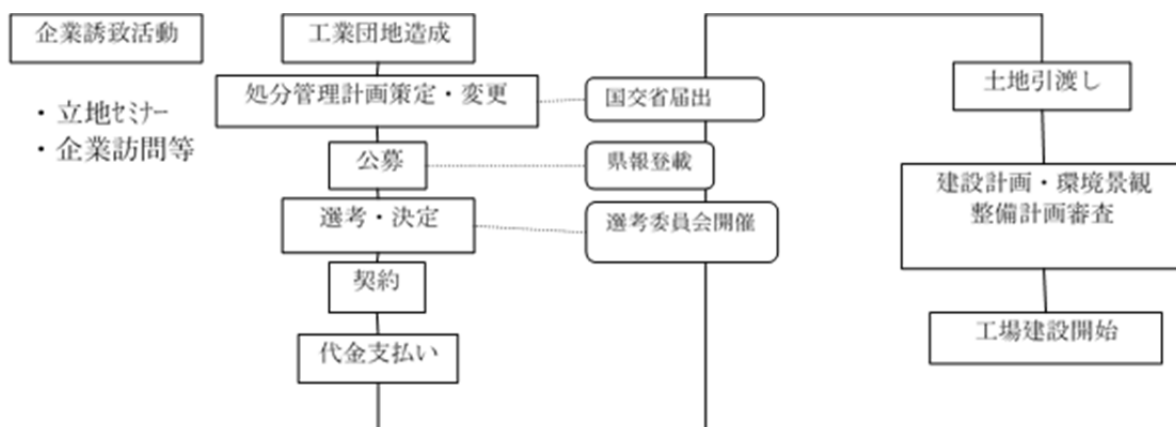
②事務事業の必要性・ねらい

- ・ 常陸那珂国際港湾公園都市構想における「国際的な流通拠点都市」「高度技術産業集積都市」「レクリエーション・リゾート都市」の3つの都市像に基づき、高度な都市機能が複合した都市づくりを進める必要がある。
- ・ 既存の産業集積や港湾及び高速道路網等の優れた立地環境を活用しながら産業の集積を図り、豊かな自然環境の中で、健康的に働ける就業拠点を構築して、地域経済の活力を高める。

③事業の内容

- ・ 企業誘致活動
- ・ 分譲及び賃貸契約手続き(公募, 企業調査, 選考委員会開催, 分筆登記)
- ・ 建設計画審査, 環境景観整備計画審査
- ・ 処分管理計画変更等測量
- ・ 利息相当額の償還
開発公社に対し、利息相当額を一般財源により造成事業委託料として支払う。

【事業フロー】



1) 工業団地の概要

- 全体面積：85.9ha
- 分譲面積：65.9ha（21区画）
分譲済：40.9ha（10区画）
リース済：5.1ha（4区画）
分譲残：19.9ha（7区画）
- 分譲単価：30,500～32,800円/㎡
- 事業手法：首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律による工業団地造成事業
- 債務負担行為限度額 9,357百万円＋事務費＋金利

2) 分譲実績

	契約日	引渡日	分譲面積
・(株)タツノ	平成5年9月17日	平成6年3月23日	100,148㎡
・(株)日立製作所	平成5年9月24日	平成6年10月20日	148,200㎡
・東京電力(株)	平成5年11月15日	平成6年1月20日	3,400㎡
・(株)エスエスケー	平成5年11月15日	平成6年12月12日	36,300㎡
・東京電力(株)	平成10年10月16日	平成10年11月2日	100㎡
・(株)エスエスケー	平成13年10月25日	平成14年3月14日	5,020㎡
・大友運送(株)	平成19年1月16日	平成19年2月7日	6,600㎡
・桃栄金属工業(株)	平成19年2月28日	平成19年3月22日	16,311㎡
・東京電力(株)	平成19年5月30日	平成19年7月9日	365㎡
・日立建機(株)	平成21年7月30日	平成21年7月31日	69,444㎡
・(株)ウミノ	平成24年3月14日	平成24年3月23日	8,525㎡

・大友運送(株)	平成24年3月27日	平成24年4月27日	15,000㎡
----------	------------	------------	---------

3) 賃貸実績	契約日	賃貸面積
・(株)モーターベイシック日立	平成17年8月24日	14,991㎡
・(株)タイカ	平成19年8月6日	14,999㎡
・(株)川崎製作所	平成20年10月16日	7,419㎡
・茨城水産(株)	平成24年3月30日	13,200㎡

④参考事項

事業開始年度から10年経過事業

早期の土地処分を図るため、平成13年度に当初の一律単価から区画ごとの土地評価に応じた単価(31,900~33,200円/㎡)へ価格設定の見直しを行った。また、平成14年度には製造業以外の梱包・運送・保管等の業種等へ立地対象業種の拡大を図るとともに、平成15年度にはリース制度の導入など、企業ニーズへの柔軟な対応に努めてきた。

引き続き、茨城産業再生特区制度等による優遇や工業団地の優れた立地環境等の優位性を積極的にPRしながら、未分譲地の早期分譲に努める。

(2) 実施した手続

土地処分(売却・賃貸)に関する一連の手続きについて、資料等閲覧及びヒアリングにより、適正に処理されていることを確認した。

(3) 指摘または意見

(PDCAサイクルの確立)

【意見】

土地処分に関しては努力中であるとのことであったが、他の広報活動をも含めた総合的なPDCAサイクルを確立し、早期に完売できるよう期待したい。

2. 地域計画推進費

(1) 事業の概要

事業開始年度	昭和 58 年度
平成 25 年度当初予算額	10,000 千円
平成 25 年度決算額	8,381 千円

①現況・課題

ひたちなか地区においては、東京電力(株)による石炭火力発電所の建設が進められており、平成 15 年 12 月には 1 号機が出力 100 万キロワットで営業運転を開始。2 号機については、平成 25 年 12 月の運転開始予定となっている。

②事務事業の必要性・ねらい

石炭火力発電所建設に関する地域住民の理解を得るために、先進火力発電所の見学会や普及啓発資料の作成・配付などを実施し、発電所立地の円滑化及び地域共生の推進を図るとともに、県内外から多数来場する集客イベントを実施し、ひたちなか地区への企業立地の促進や交流人口の拡大等に寄与する。

③事業の内容

常陸那珂火力発電所の立地に関し、地域住民を対象とした火力発電所見学会や広報資料の作成のほか、ひたちなか地区及び周辺地域の振興につながる集客イベントを実施する。

- ・ 火力発電所見学会（ひたちなか市及び東海村住民対象）
- ・ 広報資料作成事業（PRビデオ/パンフレット）
- ・ ひたちなか地区イベント実施事業（オータムフェスティバル/サイクルスポーツフェスティバル）

<参 考>

○電源立地地域対策交付金（旧電源立地等初期対策交付金）

重要電源等の立地地点において実施する発電所設置の必要性に関する知識・理解の促進活動や発電所施設等の周辺の地域の地域おこしに関する事業等を支援するもの

※ 経済産業省，補助率：10/10，昭和58年度より交付

○常陸那珂火力発電所（東京電力株）

- ・ 常陸那珂港北ふ頭工業用地に立地する石炭専焼の火力発電所
- ・ 出力規模 1号機 100万kw（H10.12着工，H15.12運転開始）
2号機 100万kw（H12.7着工，H25年度運転開始予定）

(2) 実施した手続

火力発電所見学会やその他広報関連イベントにつき、資料等の閲覧・ヒアリングにより事業の概要及び効果等について確認した。

(3) 指摘または意見

(アンケート結果分析と PDCA サイクルの確立)

【意見】

常陸那珂火力発電所の立地に関し、地域住民を対象とした火力発電所見学会や広報資料作成のほか、ひたちなか地区及び周辺地域の振興につながる集客イベントを実施している。その効果の測定はというと難しいものがある。しかし、このような目的達成度や効果の測定が難しい事業においては、「参加者からの声」の分析は重要であろう。各事業においてアンケート調査等を実施し、その結果を分析し、次の事業へと繋いでいくことが望ましい。さらには目的達成までの PDCA サイクルの確立が重要である。実際に見学会実施時にアンケートをとり、参加者の理解度や反応（発電所の必要性や安全性について）を推量しているとのことである。さらにアンケート調査の手法等について研究し、アンケート調査結果の詳細についての分析・フィードバックを次の事業に反映させることが望ましい。

3. ひたちなかインフォメーションセンター運営事業費

(1) 事業の概要

事業開始年度	平成9年度
平成25年度当初予算額	10,522千円
平成25年度決算額	10,522千円

①現況・課題

- ・ ひたちなか地区開発全体の総合案内窓口として、ひたちなかテクノセンタービルに「ひたちなかインフォメーションセンター」を設置し、地区紹介ビデオの上映や模型・パネルの展示を行うとともに、現地視察等に対応し、ひたちなか地区開発の目的や現状・将来展望の紹介等に努めている。
- ・ 茨城港常陸那珂港区や北関東自動車道の全線開通、また商業・業務地区や常陸那珂工業団地への企業進出に伴い、当地区への関心が高まりつつある。

②事務事業の必要性・ねらい

- ・ ひたちなか地区開発は、北関東の中核都市として総合的な発展を先導するビッグプロジェクトであることから、国際港湾公園都市づくりを推進するため、ひたちなか地区開発の目的及び意義の普及啓発に努めるとともに、さまざまな機会を通じて本地区の優位

性を広くPRする必要がある。

- ・ ひたちなか地区の知名度向上を図り，工業団地，商業・業務用地，港湾関連用地等への民間企業の進出を促進する。

③事業の内容

1) 事業概要

ひたちなか地区開発全体の総合案内窓口を設置し，その管理運営業務を委託する。

2) 委託先

株式会社茨城ポートオーソリティ（随意契約）

3) 業務概要

ア 名称：ひたちなかインフォメーションセンター

イ 場所：ひたちなかテクノセンタービルA棟2階

ウ 施設規模

- ・ 床面積：115㎡
- ・ 展示品：模型（2点），パネル（30点），映像コーナー（30席）ほか
- ・ 職員：2名（うち1名は常駐）

4) 主な業務内容

- ・ 総合的な地区情報の提供
情報提供・・・開発状況，イベント状況 等
資料提供・・・パンフレット，ビデオ，パネル，模型 等
その他・・・県政・市村政情報，観光物産情報 等
- ・ 現地視察・案内等への対応
見学施設・・・茨城港常陸那珂港区，常陸那珂火力発電所（実施休止中），那珂久慈浄化センター，自動車安全運転センター，ひたちなか・東海クリーンセンター，立地企業（コマツ，日立建機）

④経過

- ・ 平成2年6月 常陸那珂土地地区画整理事業地内に設置（プレハブ平屋造り）
- ・ 平成9年7月 ひたちなかテクノセンタービル竣工に併せて現在地に移転（入居面積200㎡，職員2名）
- ・ 平成21年度 入居面積を150㎡に減床
- ・ 平成23年度 入居面積を130㎡に減床
- ・ 平成24年度 入居面積を115㎡に減床

(2) 実施した手続

- ・ ひたちなかインフォメーションセンター運営事業費に関わる委託契約の契約事務の妥当性を確かめた。
- ・ ひたちなかインフォメーションセンター運営事業の有効性及び経済性を確かめた。

(3) 指摘または意見

○利用実績

センターの利用実績の推移は下記の通り。

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
件数	1,846	1,644	1,715	1,820	1,350	536	689
視察数	6,029	6,190	6,085	7,853	5,754	1,702	2,239

(運営方法の見直し)

【指摘】

平成 25 年度の予算では、事業費 10,522 千円のうち、施設管理費が 4,911 千円（うち賃料 4,554 千円）とおよそ半分を占めている。センター来場者数の趨勢は減少傾向にあり、特に震災後の来場者数は以前の状況まで回復していない。

また同事業は現地のひたちなか地区の各施設の視察案内を中心業務としており、センターのスペースには展示品こそ存在するが、現地視察前の説明のため同スペースでの 30 分程度の映像放映が主たる利用目的となっている。展示品も当初は大型の模型があったがこれは撤去され、現状は航空写真のパネルや小型の模型が数点あるのみである。これを反映して、平成 21 年度からは入居面積を年々減床させている。

上記のような現状を考えれば、事業の目的を最低限のコストで達成するためには、なるべく施設管理費等の固定費用がかからないような運営体制への変更が必要であろう。

展示パネルや映像などのセンター内設備は、固定費用が節減でき AV 機器の使用も可能で、来客が望める場所に移管を検討すべきではないか。

また、同地域の企業誘致を主たる目的とした PR の一環として設立された同センターは、当初の想定した一定の役割は果たし終えたのではないだろうか。

上記の利用実績の通り、センター利用者は以前の状況（平成 10 年度頃の 8,600 件の視察者がピークとのこと）に戻らず、また同地域の開発は大方が進んでしまった現在、センターの役割は明確とはいえない。

同地区の企業誘致や地域振興を衰退させない必要はあるが、同事業の業務のあり方については、同センターの廃止も含めて検討が必要である。

※現在のひたちなか地区の開発状況

現在は、下記の4.6ha、2.5haの県所有地について誘致活動をしている。



(民間賃貸業者との契約)

【意見】

同センターの貸主である株式会社ひたちなかテクノセンター（県の出資団体）への賃貸料は3,300円/㎡であるが、より低い賃貸料の賃貸業者を検討する余地はある。

センターの運營業務自体は特殊性が必要でも、センター施設の賃貸はより広く募集して競争性を持たせても特段支障はない。

可能であれば開発地域内にセンターを設置する事が望ましいが、地域外も含めて検討し、事業の経済性を考慮することも必要である。

同団体と賃料交渉をするとともに、民間の賃貸業者との契約を検討し、民間の利益に寄与する事が良いのではないだろうか。

(見積書の入手)

【意見】

同事業については、株式会社茨城ポートオーソリティに委託しているが、随意契約である。随意契約の場合、原則として見積書を取る必要がある（県財務規則第 157 条）。

平成 26 年度より原則にしたがい入手することにしたとのことだが、それまでは、必要がないとして入手を省略していた。ただし、同事業については見積書を入手しない明確な理由がない。

(センターの資産管理)

【意見】

現在のセンター内の展示品は、模型（2 点）、パネル（30 点）、映像コーナー（30 席）である。このうち模型は立地企業から無償譲渡もしくは貸し出しされたクレーンの模型であり、HP に掲載されている大型の地形図の模型は処分済とのことである。

上記のうち、備品台帳に計上しているのは映像コーナーの映像機器のみである。

県の財務会計の手引によると、「展示品及び見本品については長期間保管するものは金額にかかわらず備品として計上する」と規定されている。

模型の価値や保管期間は不明であるが、HP 等でも館内の展示品の一つとしてうたっている以上、所有権と管理責任を明確にするべきであり、上記の規定に照らして備品として台帳管理するべきである。

【財産管理】

(1) 実施した手続

- ・ 地域計画課の所管となる財産について、ひたちなか地区の県所有の工業団地にかかる土地台帳を入手し、台帳において適切な記載が行われていることを確認した。
- ・ また、同課所管となる遊休不動産に関してその現状をヒアリングした。

(2) 指摘または意見

下記のように、地域計画課の所管する不動産で未利用となっているつくば市の土地(3,244.36㎡)及び建物4棟がある。

○旧外国人研究者用宿舍用地 ※公有財産台帳による
土地

所在地	公簿面積	現在価格(平成24年3月31日)
つくば市松代五丁目	3,244.36㎡	163,798,000円

建物

所在地	延べ面積	現在価格(平成24年3月31日)
つくば市松代五丁目	233.62㎡	5,741,000円
つくば市松代五丁目	233.62㎡	5,741,000円
つくば市松代五丁目	233.62㎡	5,741,000円
つくば市松代五丁目	233.62㎡	5,741,000円

この利活用に向けた取り組みとして、県の産業政策課が主体となり、同所を「いばらきクリエイターズハウス(仮)」として、平成26年10月より入居者を募集した。

これは、4棟のうち2棟を募集して選定したクリエイターやIT企業に無料で貸し出し、家賃・駐車場代・敷金等を無償として提供するものである。

県は、これら住居費用の負担に加え、入居クリエイターの作品PRもバックアップしてゆくとのことで、コンテンツ産業の育成を意図した事業であるが、無償貸付ではコスト削減は望めない。なお、同プロジェクトは、期間を限定した上で、クリエイターの成果を定期的に検証するとのことである。

(県所有土地建物の有効利用)

【意見】

地域計画課の所管となる上記財産については、引き合いのある立地であれば売却計画を策定し、できるだけ早期に処分を図る事が望まれる。

● 事業推進課

【鹿島臨海工業地帯の整備推進】

1. 奥野谷浜地区工業用地等整備事業費

(1) 事業の概況

事業名	決算額（平成 25 年度）
鹿島臨海工業地帯等の整備	1,372,026 千円
工業用地等整備推進事業	267,034 千円
奥野谷浜地区工業用地等整備事業	218,177 千円

鹿島開発事業の進展に伴い、地元からの要請を受けて奥野谷浜地区を工業用地等として整備をはかることとなり、平成 7 年度から本格的な造成工事に着手し、平成 12 年度から分譲を開始している。鹿島港北公共埠頭地区においても平成 20 年度からインフラ整備を進め分譲をはかり、北海浜地区においても新たに土地処分を進めている。

○奥野谷浜地区工業用地等整備事業費

北公共埠頭関連用地	138,466 千円
北海浜第二期埋立地	79,711 千円
計	218,177 千円

(2) 実施した手続

- ・ 事業の稟議から終了までの手続の合規性を確かめた。
- ・ 事業の有効性及び効率性を確かめた。

(3) 指摘または意見

(用地整備にかかる随意契約)

【意見】

この地区の用地整備にあたっては、地質調査、測量、設計、工事監督について大部分が鹿島都市開発株式会社との随意契約で行われている。

同社は、鹿島地域における都市開発及び生活環境整備を図ることを目的として、昭和44年に県、地元自治体、当地域への進出企業等の出資により設立された法人である。

随意契約の主な理由は以下の通りである。

- ・ 同社は、鹿島臨海工業地帯の開発当時から設計、積算、工事管理監督業務等の事業を行ってきており、県とともに協議にも参加していることから、経緯等を把握している。
- ・ 入札予定価格の設定にも資する内容等もあることから、業務上の機密保持に優れた会社である。
- ・ 豊富な知識と経験、高い技術力を有する会社である。

このように、同社は、鹿島臨海地区の古い情報と経験を持ち、常に県と密接に連携し経営を指導することで高い秘密保持を確保できる会社であるとの理由で随意契約としている。

監査では、随意契約の妥当性ととも同地区の用地整備設計等について、他の民間業者では対応できないのか検討した。同社は開発区域の地質的特性や埋設物（管）の位置情報等を把握しており、これが最終的には工期の短縮や最善の工事方法の採用による工事費節減に資する結果となっていて、同社に優位性があるといえる。

しかしながら、今後とも、県は各用地整備の性質、目的等を適切に吟味し、積極的に競争に付す努力を継続することが望ましい。

業務委託内容	委託金額	委託会社	契約区分
北公共埠頭都市機能用地 擁壁設置工事管理監督業務委託	1,512 千円	鹿島都市開発(株)	随意契約
北公共埠頭都市機能用地 測量・地質調査・設計・積算業務委託	4,515 千円		
北海浜地区 測量・設計・積算業務委託	9,765 千円		
北海浜地区 造成工事管理監督業務委託	1,932 千円		

【産業立地の促進】

1. 開発公社支援対策費

(1) 事業の概要

事業開始年度	平成 21 年度
平成 25 年度予算額	9,301,108 千円
平成 25 年度決算額	9,301,107 千円

① 現況・課題

- ・ 工業団地分譲低迷による土地保有の長期化，福祉施設利用者の低迷等から，平成 6 年度から毎年度多額の当期損失を計上した。
- ・ 平成 21 年度からの低価法導入による保有資産の評価損処理により，土地開発部門の含み損が表面化し，支援がなければ債務超過に陥る見通しに至った。
- ・ 開発公社が解散した場合，金融機関と県との損失補償契約に基づき，1 千億円を超える借入金が県に一括して請求されることが想定されたことから，県民の負担を出来る限り少なく，かつ平準化する方策を検討した結果，茨城県開発公社経営改革プランを策定し，平成 21 年度から 10 年間を見据えた抜本的な支援策を開始した。
- ・ 支援の前提として，公社では抜本的な経営改善に取り組んでいる。
- ・ 平成 25 年度に計画の見直しを行った。

② 事務事業の必要性・ねらい

- ・ 低価法導入に伴う評価損分の補助や無利子貸付金による支援により，財務状況の改善を図り，債務超過を回避するとともに，金融機関の有利子負債の圧縮を図る。

③ 事業内容

○ 支援計画（当初）

（単位：億円）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	累計
年度予算額	136	124	163	150	140	119	95	121	81	40	
公有財産購入費	-	-	-	-	-	17	17	17	17	17	85
支援補助金	17	16	15	14	14	-	-	17	17	16	126
支援貸付金	119	108	148	136	126	102	78	87	47	7	

○ 支援計画（実績）

（単位：億円）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	累計
年度予算額	143	113	149	188	93	-	-	-	-	-	
公有財産購入費	7	-	-	68	10	-	-	-	-	-	85
支援補助金	17	17	15	6	34	-	-	-	-	-	89
支援貸付金	119	96	134	114	49	-	-	-	-	-	

- ・ 支援計画期間は10年間とし、公有財産購入費及び経営支援補助金は前期期間（平成21年度～平成25年度）内に実施
- ・ 分譲中工業団地に係る貸付金は、単年度貸付金から平成30年度までの長期貸付金に切り替えて継続

○予算比較表

(単位：億円)

区分	当初計画の概要	支援の見直し	当初計画	見直し後
①低価法に伴う団地の評価損処理	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度に導入する低価法により発生する保有土地の評価損について、5年間で補助。 ・平成21年度から段階的に補助金を交付し、補助金で全額処理し終えるまでの間、残額を単年度無利子貸付金により支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施済。 	補助金 46	46
②未造成団地の買取	<ul style="list-style-type: none"> ・開発公社が事業化断念した未造成団地を県が事業承継するにあたって、平成21年度からの10年間(5年据置)で買取を実施。 ・10年間段階的に全額処理し終えるまでの間、残額を単年度無利子貸付金により支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施済。 	公有財産購入費 85	85
③分譲中工業団地の金利対策による貸付及び金利支援	<ul style="list-style-type: none"> ・分譲中の工業団地に係る金融機関からの長期借入金を、単年度無利子貸付により、償還期限の到来が集中する平成23年度に一括償還し、金利負担の発生を軽減。 ・分譲により償還を行うことで、逡減(10年間)。 ・平成21年度～平成22年度における借入金利子については補助金で支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・単年度貸付金から長期貸付金に切り替え。 ・利子に係る支援は実施済。 	単年度貸付金 最大54 補助金 3	長期貸付金 45 2
④低価法に伴う代替地の評価損処理	<ul style="list-style-type: none"> ・低価法の導入により発生する代替地の評価損について、支援計画前期(平成24年度～平成25年度)に補助。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施済。 	補助金 9	8
⑤砂沼サンビーチの譲渡・撤去費支援	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度に下妻市に無償譲渡する損失処理。 ・平成24年度(予定)に施設撤去を行う際に発生する経費に対する支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が運営を継続していることから、撤去費に係る支援は見送り。 ・譲渡損に係る支援は実施済。 	補助金 8	3
⑥いこいの村涸沼の譲渡・撤去費支援	<ul style="list-style-type: none"> ・施設譲渡する損失処理(平成22年度想定)。 ・施設撤去を行う際に発生する経費に対する支援(平成24年度想定)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・黒字を確保していることや譲渡先が見当たらなかったことにより経営を継続することから、譲渡損と撤去費に係る支援は見送り。 	補助金 10	—

⑦公社ビル・駐車場の減損又は売却損に伴う損失処理	<ul style="list-style-type: none"> 公社ビル・駐車場の減損損失分について、支援計画後期（平成28年度から）に3年間で補助。 平成28年度から3年間補助金で全額処理し終えるまでの間、残額を単年度無利子貸付金により支援。 	<ul style="list-style-type: none"> 黒字を確保していることや売却先が見当たらなかったことから経営を継続するが、減損が必要となるため、所要額を支援。 	補助金		
			50	30	
			公有財産購入費	85	85
			経営支援補助金	126	89
計			211	174	

④参考資料

○開発公社の決算

(単位：百万円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	備考
プロパー団地分譲(ha)	4.2	0.0	2.2	6.3	8.2	
一般正味財産増減	▲728	▲4,244	1,323	2,700	1,995	
土地開発部門	▲741	▲4,487	1,506	2,507	1,796	H21低価法評価損
福祉施設部門	▲90	196	▲35	42	147	
その他部門	103	47	▲147	150	52	ビル・駐車場・会議室等
指定正味財産増減	＝	53	▲1	▲3	▲3	
正味財産残高	5,199	1,008	2,331	5,028	7,020	

(2) 実施した手続

- ・ 事業の稟議から終了までの手続の合規性を確かめた。
- ・ 茨城県開発公社経営改革プランの閲覧等により、経営支援の状況を確認した。

(3) 指摘または意見

(茨城県開発公社に対するモニタリング)

【意見】

茨城県開発公社については、平成21年10月30日に「茨城県開発公社経営改革プラン」を策定し、平成21年度から平成30年度までを計画期間として10年間の計画的な支援を実施することとなっている。その後、5年目に支援策を見直し、平成26年3月24日に「茨城県開発公社経営改革プラン」を一部改定した。支援策の見直しに伴い、開発公社ビル・駐車場の減損又は売却損に伴う損失処理に充当予定であった補助金（当初計画時は平成28年度から平成30年度に50億円）を、当該施設の減損処理の必要が生じた平成25年度に30億円を補助したものである。また、茨城県としては、当該補助金をもって、茨城県開発公社に対する経営支援補助金を終了し、今後は茨城県開発公社が自立化できるよう指導を徹底しているところである。

茨城県が、茨城県開発公社に対して経営支援補助を実施した目的は、茨城県開発公社の経営を健全化させるとともに、茨城県開発公社が損失補償付借入を全額返済することにより、茨城県の将来負担額を縮減させるということにあった。

30 億円もの経営支援を実施したことについて県民の理解を得るためには、できる限りのコスト削減策を実施したことが客観的に認められる場合に限られると考える。そして、当該コスト削減策を茨城県開発公社が策定し、茨城県がその策定を支援することが、茨城県開発公社の自立化には必要である。茨城県開発公社は、毎年度の事業計画において今後とも更なるコスト削減策や売上拡大策を、現場の意見を踏まえたうえで具体的に示す必要があると考える。

「茨城県開発公社経営改革プラン」の計画期間は平成 30 年度までであり、茨城県として継続して指導していく必要がある中、当該事業計画をモニタリングすることにより、改革の達成度合いを評価することが望ましい。

2. 開発公社支援対策費（未造成工業団地等購入費）

（1）事業の概要

財団法人茨城県開発公社（当時）の経営健全化を目的として、県は「茨城県開発公社経営改革プラン」に基づき、同公社が取得したものの事業化できずにいた未利用地について、平成 21 年に買取り、事業を承継した。

当初 5 件の未造成工業団地等（江戸崎 41.7 ha、岩瀬 40.3 ha、緒川 27.7 ha、鉾田西部 50.9 ha、南中郷未利用地 32.8 ha 計 193.4ha）があったが、このうち江戸崎工業団地については県企業局で事業化された。その他の 4 団地については、企画部他関連部署で構成される「未造成工業団地等に係る利活用策検討会議（平成 22 年 2 月設置）」において、利活用策の検討がなされている。

当該 4 件について、平成 21 年当時の鑑定評価に基づく県の取得価額は 5,339 百万円、平成 25 年度末における鑑定評価額は 4,158 百万円、含み損は 1,181 百万円となっている。

（2）実施した手続

- ・ 未造成工業団地等の利活用策の検討プロセスについて確認した。
- ・ 未造成工業団地等に係る含み損の額、またその処理について確認した。

（3）指摘または意見

（未造成工業団地等の管理について）

【意見】

これら未造成工業団地等は、財団法人茨城県開発公社（当時）の経営健全化、という緊急かつ重要な目的のため取得したものであるが、現状、県の有する分譲可能用地のなかで、

最も処分が困難な物件と言える。

これら未造成工業団地等については民間企業等であれば取得からその処分または利用まで、企業会計等を活用して保有コストや時価の下落も含めてそのコストを表示する方が明確であると考えているが、県では、現時点で事業化していないため一般会計において管理している。

県におかれては、取得コストやそれ以降の保有コストについて、一般会計で管理することで結果として不明瞭にならないよう、積極的な情報開示に努められたい。

これらの土地取得については、一定の開発計画のもとに行われた。同じような時期またそれ以降に土地を取得した案件でも成功しているものもある中で、こちらの4件について、結果として早期の計画実行は困難となってしまったその差が、どのプロセスで生じたか、分析し明らかにしておくことも有益と思われる。

【産業拠点活性化の推進】

1. 工業団地整備推進費

(1) 事業の概要

平成 25 年度当初予算額	3,732,832 千円
平成 25 年度決算額	3,341,515 千円

県内の産業活性化及び雇用創出を図るため、8地域の工業団地（宮の郷・那珂西部・茨城中央・岩井幸田・筑波西部・茨城中央（笠間）・茨城空港テクノパーク・北浦複合）について産業集積地区を形成し、企業誘致活動を展開している。

(2) 実施した手続

- ・ 事業の稟議から終了までの手続の合規性を確かめた。
- ・ 事業の有効性及び効率性を確かめた。

(3) 指摘または意見

(賃貸借契約している分譲地について)

【意見】

平成 25 年度末現在未分譲面積は 361.4ha(※分譲可能面積 684.7ha, 分譲済面積 323.3ha)となっている。この未分譲面積について改革工程表では、平成 26 年～平成 41 年に処分する計画である。しかしながら分譲済の面積について下表の賃貸借契約に係るものが含まれており、14 区画中 6 区画 (422,126.59 m² 年間賃貸料収入 143,014,088 円) が太陽光発電施設となっている。昨今の太陽光発電事業を鑑みると、太陽光発電については、将来一定の規制や制限などが設けられることは十分に考えられる。これらの区画について契約満了後、再度同様の設備投資が行われるとは現況では考えにくいことから、他未分譲区画と合わせて、契約満了後の誘致活動や用途について検討をされたい。

※1 『第 3 回 県出資団体等調査特別委員会 説明資料「保有土地に係る個別事業説明」』より

※2 「財産収入一覧」より

企業名	契約種別	面積 (m ²)	年額 (円)	期間	業種
株北越フォレスト	リース	22,231.93	7,988,531	平成 18 年度 ～平成 38 年度 (20 年間)	木質チップ製造

(株)北越フォレスト	リース	23,056.86	8,690,683	平成21年度 ～平成41年度 (20年間)	木質チップ製造
品川重工(株)	リース	20,311.44	7,093,923	平成20年度 ～平成40年度 (20年間)	船舶部品製造
宮の郷木材 事業協同組 合	リース	33,000.01	11,189,003	平成22年度 ～平成42年度 (20年間)	ラミナ材製造
茨城県木材 協同組合連 合	リース	1,300.29	440,787	平成24年度 ～平成44年度 (20年間)	研修・展示施設
日立造船(株)	リース	20,860.86	7,445,741	平成25年度 ～平成45年度 (20年間)	バイオマス発電 施設
宮の郷バイ オマス(有 組)	リース	46,955.90	16,724,986	平成25年度 ～平成45年度 (20年間)	木質チップ製造
(株)NTTファ シリティー ズ	賃貸借	73,852.91	25,994,132	平成24年度 ～平成44年度 (20年間)	太陽光発電施設
宮の郷 小計		241,570.20	85,567,786		
三愛石油(株)	リース	11,000.02	11,458,825	平成20年度 ～平成40年度 (20年間)	脱臭LPガス製造
茨城中央 小計		11,000.02	11,458,825		
(株)日昇つく ば	賃貸借	54,000.00	18,144,000	平成25年度 ～平成45年度 (20年間)	太陽光発電施設
関彰商事(株)	賃貸借	60,000.00	20,160,000	平成25年度 ～平成45年度 (20年間)	太陽光発電施設
(株)NTTファ シリティー ズ	賃貸借	84,000.00	28,224,000	平成25年度 ～平成45年度 (20年間)	太陽光発電施設
日立キャピ タル(株)	賃貸借	150,000.00	50,400,000	平成25年度 ～平成45年度 (20年間)	太陽光発電施設
日立キャピ タル(株)	賃貸借	273.68	91,956	平成25年度 ～平成45年度 (20年間)	太陽光共同施設
北浦複合		348,273.68	117,019,956		
合計		600,843.90	214,046,567		

※太陽光発電施設については、事業用定期借地権契約が法律上適用できないため賃貸借契約となっている。

● 空港対策課

【茨城空港利活用促進】

1. 空港就航対策利用促進費（就航対策関連）

（1）事業の概要

事業開始年度	平成 17 年度
平成 25 年度当初予算額	304,490 千円
平成 25 年度決算額	286,113 千円

①現状・課題

- ・ 国内線ではスカイマークが、神戸便、札幌便、神戸経由で那覇便、米子便が就航している。4月からは福岡便が就航するなど、路線の拡充が進んでいるところ。
- ・ 国際線では春秋航空が上海便を就航中。
- ・ アシアナ航空については、韓国からの訪日旅客の回復の遅れを理由に運休中。
- ・ 国内版 LCC のピーチアビエーション、ジェットスター・ジャパン、バニラエアも成田を拠点に運航しており、これらの動向も視野に入れた路線の拡充も目指す。
- ・ チャーター便については、羽田・成田の割安な旅行商品の造成、原発事故からの風評被害を理由に国際線については、平成 25 年度は 14 便にとどまる。

②事務事業の必要性のねらい

1) エアポートセールス・就航支援

- ・ 国際線については、アシアナ航空に対し運航再開を働きかける。また、春秋航空に対しては運航支援を通じて、安定的な運航を確保する。
- ・ さらに、アジアの航空会社に対し新規就航を働きかけるとともに、国内版 LCC の誘致も併せて行う。
- ・ チャーター便の就航は、茨城空港の賑わい創出や路線誘致に繋がることから、引き続き、支援を実施していく。

2) 空港ハンドリング業務

- ・ 県がハンドリング会社の研修を通し人材育成を図るとともに地域社会における雇用も確保されるもの。

③事業の内容

1) エアポートセールス関連 (平成 25 年度当初予算 11,057 千円)

- ア 国内及び海外でのエアラインとの交渉
- イ A/L の動向を探るための調査経費等

2) 就航促進支援事業

(平成 25 年度当初予算:93,723 千円) ※協議会事業として実施

ア 航空会社と一体となったプロモーション

- ・ 内容：空港の集客支援となるような空港の知名度アップと共に航空会社の宣伝も織り込んだプロモーション
- ・ 対象航空会社：スカイマーク，春秋航空ほか新規航空会社
※機内誌掲載，テレビ，新聞，チラシ作成等

イ 航空会社等誘致インセンティブ

ウ チャーター便誘致のための支援

- ・ 内容：茨城空港を発着するチャーター便に対する支援
※アウトバウンド，インバウンド（県内 1 泊条件）を対象
：@1,000 円/席×150 席×2（アウト・イン）=300 千円（上限）

3) 空港ハンドリング業務人材確保事業 (雇用 平成 25 年度当初予算：175,000 千円)

- ・ 雇用効果：44 名（ランプ 36 名，カウンター：8 名）
- ・ 実施期間：12 ヶ月
- ・ 委託先：羽田タートルサービス(株)

4) 空港機能の維持・高度化 (平成 25 年度当初予算：24,710 千円)

ア GSE 車両（デアイサー，レフューラー）維持費の支援

イ 航空機の幅輻に対応した GSE 車両（タラップ車，ベルトローダー）のリース

ウ チェックインシステム導入経費

(2) 実施した手続

- ・ 就航促進支援事業の具体的活動内容について，その有効性及び効率性を検討した。

(3) 指摘または意見

(新規就航対策活動の有効性について)

【意見】

就航対策事業では「事務事業の必要性・ねらい」の記載のとおり，国内線の増便はもち

ろんのこと、国際線の誘致が最大のねらいとなっている。その理由として

- ・ 国内線と比較して国際線は高い搭乗率を維持
- ・ 今現在、春秋航空が唯一の国際線であるため、仮に春秋航空に撤退された場合には、CIQ（国の税関機関）等からの賃貸料収入等が大幅に減少（賃貸人：茨城県開発公社）などが挙げられる。

従って国際線の有無は、茨城空港全体の収益に大きく影響を与えることとなる。

しかしながら茨城空港を取り巻く環境は以前にも増して厳しくなっている。東日本大震災の影響が薄れつつある中、同じエリア内の羽田空港の国際空港化や成田空港の発着枠の増加等をしたことなどによる。

そのような状況下で外部環境（競合空港の状況や国際動向）や就航交渉先の企業分析等を行い、交渉先の優先順位を決定し就航活動を実施している点など高く評価できる。

しかしながら依然として新規就航に結びついていないため、今現在のPDCAサイクルをスパイラルアップし更なる改善を継続し、一部委託しているコンサルティング会社との連携をより強固なものとして新規就航の促進を図られたい。

2. 空港就航対策利用促進費（利用促進関連）、茨城空港バス運行事業費

（1）事業の概要

事業開始年度	平成12年度
平成25年度当初予算額	274,507千円
平成25年度決算額	223,714千円

①現況・課題

1) 周辺県における需要の開拓

- ・ 利用者の約8割が茨城県民であることから、周辺県、特に栃木県民を重点的なターゲットとした需要の開拓が必要

2) 年間を通じた搭乗率の向上

- ・ 現行路線において、搭乗率の維持向上を図るためには安定的な需要を確保していくことが必要
- ・ 年間をつうじた高い搭乗実績を示すことにより、路線の定着・充実を図り、より一層、県民が利用しやすい空港づくりを推進

②参考事項

○空港利用者アンケートの調査結果

(単位：%)

区分		H23.7	10月	H24.3	7月	8月	10月	H25.3	8月
札幌	茨城	80	82	78	82	85	81	71	70
	栃木	7	6	10	10	6	9	15	22
神戸	茨城	80	81	87	86	94	84	83	80
	栃木	6	6	5	4	2	7	8	11

○搭乗率

[神戸便]

(単位：%)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H22	78.2	75.6	68.2	73.9	87.4	運休	60.7	54.8	50.0	50.0	47.6	44.3
H23	51.1	54.5	43.3	56.8	87.2	63.4	63.9	69.2	70.3	60.6	55.0	65.3
H24	56.6	51.3	47.5	47.2	61.8	55.9	58.5	64.9	56.9	49.9	52.9	68.8
H25	54.9	52.9	49.1	50.1	75.3	55.6	50.0	69.1	60.3	51.4	49.1	70.9

[札幌便]

(単位：%)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	86.1	70.6
H23	57.4	70.5	45.7	72.4	85.7	78.6	69.8	51.4	51.1	50.6	55.6	56.8
H24	48.7	54.1	64.0	69.3	75.2	69.6	62.5	52.0	47.4	45.6	49.0	57.4
H25	43.7	55.6	64.9	66.0	85.2	70.8	51.7	45.3	40.7	41.8	45.8	51.9

○ビル来場者数 (平成 22～25 年度)

(単位：人)

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
788,800	986,600	1,204,100	1,118,900

○東京直行バス利用実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
乗車数 (人)	25,560	54,613	94,745	101,683
平均乗車数 (人/便)	13.7	18.3	20.3	21.9

③事業の内容

茨城空港の利用促進等に係る各種取組

- 1) 周辺県における需要の開拓（茨城空港利用圏拡大事業）（実施主体：協議会）
（平成 25 年度当初予算：13,886 千円）
 - ・ 関東ラジオ局等広報媒体活用事業
（内容）関東ラジオ局：週 1 回×6 ヶ月×2 局
自治体広報誌：栃木，埼玉×年 2 回
 - ・ 北関東道沿線地域折込チラシ PR
（内容）栃木県内の北関東道沿線地域への折込チラシ
12 市町：382,550 部×2 回
 - ・ 県外利用者限定プレゼントキャンペーン
（内容）往復利用につき，2 千円相当ビル共通利用券を進呈
各月 200 名×8 ヶ月
- 2) リピーター確保・空港への愛着を醸成（実施主体：協議会）
 - ・ IBR マイエアポートクラブ推進事業（平成 25 年度当初予算：4,000 千円）
（内容）空港を利用・応援してくれる個人会員の募集
（メルマガ，会員特典付与（空港イベントの優待，グッズプレゼント等））
- 3) 空港からの二次交通の充実
 - ア 実施主体：協議会（平成 25 年度当初予算：13,935 千円）
 - ・ 1,000 円レンタカープラスキャンペーン
（内容）県内の宿泊施設 1 泊以上利用する者への格安レンタカーの貸出
 - ・ 乗合タクシーシステム実証運行事業（※事前予約制）
（内容）空港～地域の交通拠点間をルート設定
（①土浦・つくば方面，②鹿島・神栖方面）
 - イ 実施主体：県（平成 25 年度当初予算：101,509 千円）
 - ・ 空港連絡バスの運行
（内容）東京バス：6 往復
- 4) 継続的・安定的な需要確保
 - ア 実施主体：協議会（平成 25 年度当初予算：54,845 千円）
 - ・ 修学旅行等誘致促進事業
（内容）修学旅行セミナー開催，パスポート取得費の助成，学校活動の助成

- ・ 利用拡大のための助成措置
（内容）旅行商品広告費，団体送迎バス借り上げ費の助成等
- ・ 広報・広告，その他各種利用促進事業
（内容）空港 HP 運営，新聞広告等，空港見学会の開催，時刻表の作成等

イ 実施主体：県（平成 25 年度当初予算：104,832 千円）

- ・ 利用促進キャンペーン等事業
（内容）いばらきスカイガイドによる企業・団体訪問，PR イベント出店等
- ・ ターミナルビル活性化推進事業：イベントの総合調整，企画・実施
- ・ イメージアップ戦略推進事業：利用者アンケート，PR 資材作成等
- ・ 航空機騒音対策補助：かすみがうら市，行方市，鉾田市，小美玉市，茨城町
- ・ 利用促進活動に係る旅費・事務費・顧問嘱託報酬等

（２）実施した手続

- ・ 各種促進事業についてその有効性及び効率性を検討した。

（３）指摘または意見

（周知方法の再検討）

【意見】

茨城空港の認知度アップのため様々な取り組みを実施しており，来場者数や茨城空港バスの利用者推移からその効果が表れており非常に評価できると思われる。しかしながら，認知度アップも県内や近隣県へとどまっており，就航先地域の認知度はまだまだ低いと思われる。

また，利用状況からも分かるように，茨城空港から各地方へ利用するアウトバウンドに強く各地方から茨城空港へ利用するインバウンドに弱い状況である。その要因として，JTB 関東が JTB 北海道へ実施したアンケートにもある通り，「（茨城県周辺地域以外における）認知度の低さ」「空港から各観光地域への移動手段のなさ」が挙げられている。そこでこれらに対応すべく上記のような事業を実施している背景がある。

また，インバウンドの搭乗者は旅行代理店を通じて利用する搭乗者よりも，旅行代理店を利用しない個人の搭乗者が過半数を超えているとのことであった。従って，旅行代理店への営業活動はもちろんのこと，旅行代理店を利用しない個人を取り込む営業活動が重要となる。現在もホームページのみならず，新聞・ラジオ等の媒体及び企業訪問など積極的な広報活動を実施している。これらの活動について費用対効果（実施した活動について「空港利用者」「ホームページの閲覧」「電話の問い合わせ」「メルマガ登録」「マイエアポートクラブ会員数」などの係数がどれだけ増加したかなど）の測定を継続するとともに，茨城空港利用者が目的とする各観光地（日光など）と提携した促進活動の実施など，茨城空港の需要拡大を図られたい。

【空港関連施設運営】

1. 空港環境維持管理費

(1) 事業の概要

事業開始年度	平成 20 年度
平成 25 年度当初予算額	58,233 千円
平成 25 年度決算額	39,259 千円

茨城空港周辺の駐車場および公園等の管理事業で詳細は下記のとおりである。

①空港駐車場

1,322 台が駐車可能な駐車場の監視警備、清掃、保守管理等の業務を公益社団法人茨城県開発公社に委託している。

②空港公園

シンボル広場 (2.2ha)、調整池 (2.7ha)、公園駐車場 (0.7ha)、未利用地 (10.6ha) の植栽管理、園内点検・清掃等の業務を小美玉市内の業者に委託している。

③緑地整備

空港の東西に近接する環境保全型緑地の除草を一般業者に委託している。

④来場者誘導

駐車場および構内道路の混雑が懸念されるため、来場者の安全な通行を確保し、混雑緩和を解消するため誘導員を配置しており、民間業者に委託している。

事業		面積 (ha)	事業費等 (千円)
空港駐車場		5.4	19,881
空港公園	供用部分	5.6	9,398
	未利用部分	10.6	
緑地	東側	10.6	5,145
	西側	2.0	
来客者誘導		—	4,455
事務費		—	380

(2) 実施した手続

- ・ 事業の有効性及び効率性を検討した。

(3) 指摘または意見

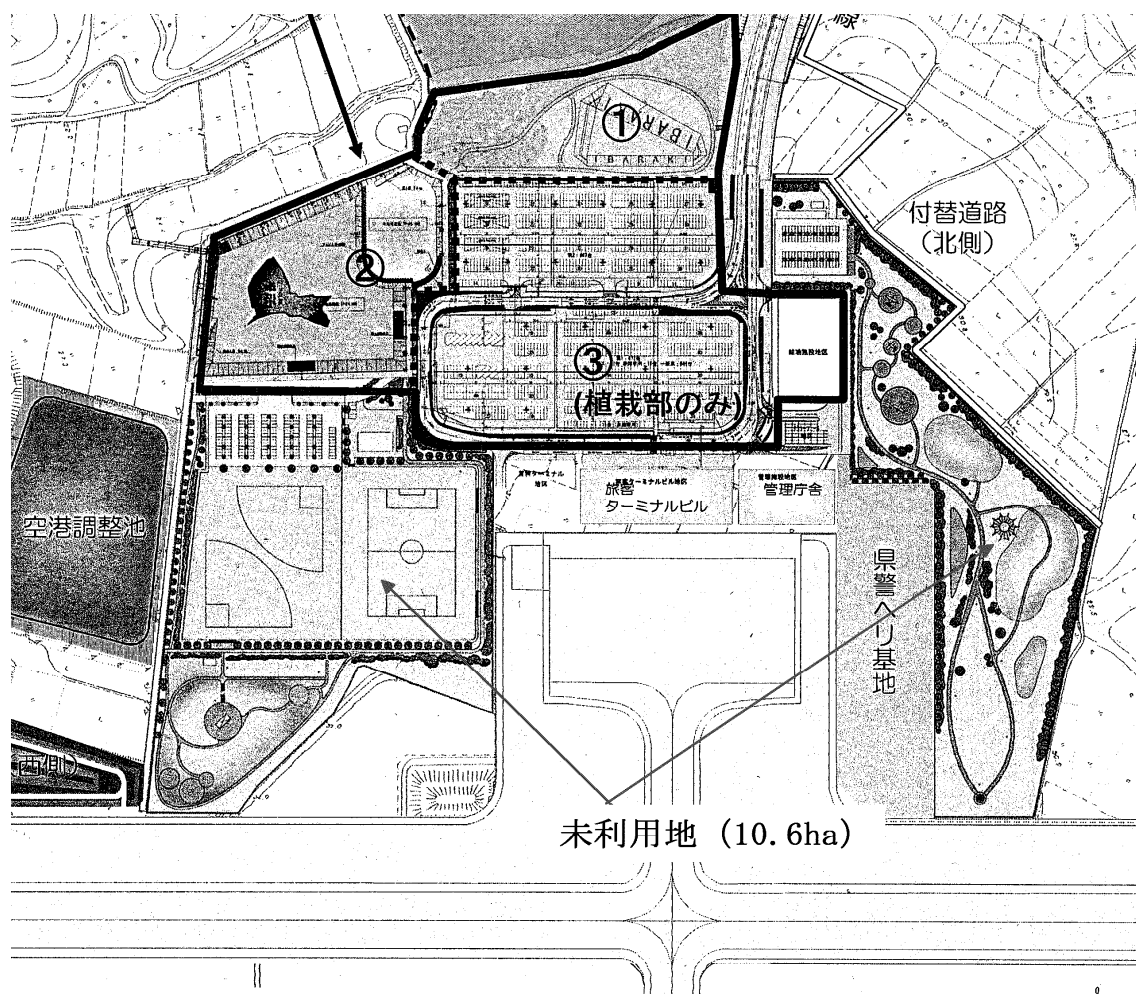
(都市公園整備計画の見直し)

【意見】

茨城空港の周辺用地を県が買収し、計画総整備費 30 億円をかけ都市公園として整備中である。

現在までに 25 億円で整備終了しているのは 6.1ha (シンボル広場 2.2ha, 調整池 2.7ha, 航空広場 0.5ha, 公園駐車場 0.7ha) である。

「事業地」と呼ばれる未整備面積は 10.6ha で、都市公園として平成 30 年度までに 5 億円で整備を予定しており、そのうち 2.5 億円は国庫負担金が支弁される予定である。



事業供用している広場のうち、ファントム戦闘機2機を展示しているターミナルビルに近接する航空公園（0.5ha）は来場者も多く、イベント等で有効活用されているが、広大なシンボル広場（2.2ha）は利用に乏しい。未整備の事業地 10.6ha を5億円程度で新たに都市公園として整備しようとしているが、空港隣地に上図のような巨大な回遊性の散歩道やソフトボール場、サッカー場を想定した多目的広場を整備する必要性について、監査人としては疑問を持つところである。

一方、下表のとおり、お盆期間や年末年始時期における駐車場の混雑が激しく、臨時の駐車場を開設して対応している。これは空港利用者の増加に伴いヒトの移動が活発化している証左であり、空港利活用事業の具体的成果であると評価できる。混雑緩和のために、未整備の事業地の一部は、防災拠点としての機能を勘案しながら空港利用者の駐車場を拡充すべく整備すべきである。

○茨城空港駐車場の夜間駐車台数の推移

<お盆期間>

	H25				H26				②-①
	曜日	一般駐車場	臨時駐車場	計①	曜日	一般駐車場	臨時駐車場	計②	
8/9	金	846	0	846	土	1,221	292	1,513	667
10	土	1,072	27	1,099	日	1,220	427	1,647	548
11	日	1,142	45	1,187	月	1,227	566	1,793	606
12	月	1,170	157	1,327	火	1,275	784	2,059	732
13	火	1,152	246	1,398	水	1,264	999	2,263	865
14	水	1,166	276	1,442	木	1,249	1,086	2,335	893
15	木	1,112	251	1,363	金	1,175	910	2,085	722
16	金	1,069	172	1,241	土	1,117	614	1,731	490

<年末年始>

	H25			
	曜日	一般駐車場	臨時駐車場	計
12/27	金	682	0	682
28	土	862	0	862
29	日	1,184	5	1,189
30	月	1,217	250	1,467
31	火	1,231	489	1,720
1/1	水	1,231	578	1,809

2	木	1,220	603	1,823
3	金	1,183	534	1,717
4	土	1,077	361	1,438
5	日	880	219	1,099

2. 給油施設維持管理費

(1) 事業の概要

事業開始年度	平成 21 年度
平成 25 年度当初予算額	44,084 千円
平成 25 年度決算額	44,084 千円

航空機にジェット燃料を供給するために、県は2基の燃料タンクを持った下記給油施設を備えている。他の多くの空港の給油施設は、JAL、ANA の所有施設であるが、茨城空港の場合、自前で施設を所有しなければならない。

施設名	茨城空港航空機給油施設
所在地	茨城県小美玉市与沢 1620-33
施設内容	貯油施設 200KLCRT 2基 受入・払出施設 ローリー受入場 1 ラック場 1 管理事務所，倉庫，屋内危険物貯蔵所，受払場キャノピー

J X 日鉱日石エネルギー株式会社がこの給油施設を使用して航空機に燃料供給しており、県はこの燃料元売り会社から使用料 12,681 千円を徴している。

○給油使用量 (25 年度)

使用量 (リットル)	
国際線	2,034,433
国内線	3,135,062
計	5,169,495
使用料金 (円)	
国際線	4,843,888 (消費税抜)
国内線	7,837,655 (消費税込)
計	12,681,534

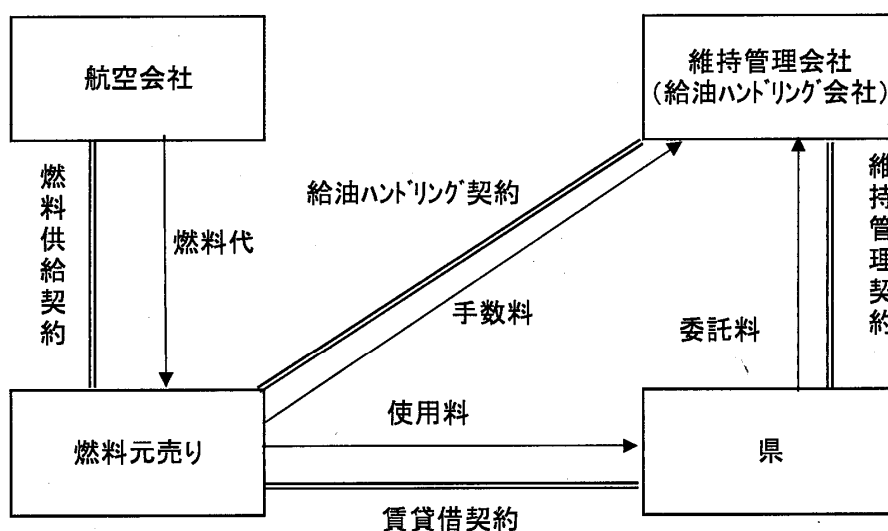
給油施設は、本来、使用料収入により維持管理経費を賄うものであるが、開港当初の就航確保に困難を極めたため、当面は多くの給油量を望めないことから、必要経費から使用料を算出するのではなく、近い時期に開港した他空港と同じ水準である1キロリットルあたり2,500円としている。

なお、国際線に給油する燃料は外国貨物であり、保税地域における保管等による収入は輸出免税とされるため、使用料単価は1キロリットルあたり約2,300円としている。

この輸出免税には消費税法7条2項による財務省令で定めるところによる証明書の保存が義務付けられている。県は消費税法施行規則第5条第1項第4号により、燃料供給会社との契約書、外国貨物給油伝票の写し、外国貨物(機用品)積込承認申告書の写し、外国貨物搬出票、保税台帳、使用料算定票を保存している。

一方、県は、航空燃料の搬入・搬出業務、この施設の保守管理等の運営管理(給油ハンドリング)に関する業務を、1日勤務時間9時間の3名体制で行わせるため、委託契約を随意契約で年額40,750千円として三愛アビエーションサービス株式会社と交わしている。

○施設貸付け・維持管理の仕組み



(2) 実施した手続

- ・ 事業の有効性及び効率性を検討した。

(3) 指摘または意見

(競争原理への取り組み)

【意見】

「遠くへ飛べる」飛行機を就航させるためには、空港給油施設は不可欠であるといえる。給油ハンドリング業務は、航空ジェット燃料という特殊な物質を扱うため、法令遵守と専門的知識・技術が要求されるが、国内においてこのハンドリング業務ができる業者は10社程度存在する。

しかし、茨城空港において給油事業を行う燃料元売り（JX日鉱日石エネルギー株式会社）の業務上、ハンドリング会社は三愛アビエーションサービス株式会社に限定されることになっており、元売りに競争がなければ必然的にハンドリング業務は随意契約となる。なお、開港にあたって茨城空港で給油に応じてもらえる元売り会社はJX日鉱日石エネルギー株式会社の1社だけだった。つまりハンドリング業務については、県は交渉の余地がなく、業務契約の積算について、競争入札はおろか他社との金額を比較できる立場にないといえる。

給油の元売りと同様、茨城空港に就航する国内線は現在1社だけである。空港運営が高コスト体質に陥ることのないよう、また、航空各社が国内定期便を開設するような魅力的な空港づくりのために、県は、今後とも空港利活用に一層の努力が必要である。

3. 空港ターミナルビル賃借料

(1) 事業の概要

事業開始年度	平成21年度
平成25年度当初予算額	81,408千円
平成25年度決算額	81,408千円

○県が借り上げる公共部分に対する開発公社への賃借料の支出

建物名称	茨城空港旅客ターミナルビル	
賃借部分及び その延面積	(1) 1階会議室	114.34 m ²
	(2) 2階会議室	89.31 m ²
	(3) PRコーナー	65.97 m ²
	(4) 警察派出所	84.19 m ²
	(5) 送迎デッキ	586.34 m ²
	合 計	940.15 m ²

- ・ 賃借物件の賃借料は、月額7,550,000円（うち消費税及び地方消費税の額359,523円）とし、次の費用を含む。

(a) 専用部分の維持管理に要する経費

(b) 茨城空港旅客ターミナルビルの入居者が共同で使用する部分の維持管理に要する経費の案分による負担金

- ・ 全体平均では1か月あたり、8,030円/m²
- ・ 警察派出所分(9,192千円、光熱水費込み)は、県警本部の予算で負担
- ・ 1階会議室は、会議室として使用するほか、特別待合室としても使用する。
- ・ 送迎デッキでは、地域振興及び空港利用促進の観点から、県がイベント等を開催する。
- ・ 公共施設の維持管理の観点から、供用施設に係る費用の半分相当を県が負担する。
- ・ 茨城空港ターミナルビルは、本県の空の玄関口として、県の情報発信や地域振興の観点からも公益性の高い重要施設である。
- ・ ターミナルビル内の県PRコーナーや会議室等を県が借り上げるにより、公益性の高い施設としての機能を維持する。

(2) 実施した手続

- ・ 事業の稟議から終了までの手続の合规性を確かめた。
- ・ 事業の有効性及び経済性を確かめた。

(3) 指摘または意見

(賃貸借契約の範囲)

【意見】

共益部分としてトイレ・通路等はただしも、機械室までを対象として、専用部分と同額のm²あたり単価で算定した金額を上乗せしている。また送迎デッキについても、多くの来場者が訪れること、またイベント等の開催のためとして、その2分の1を賃借しているが、必ずしも合理的な理由とは言えない。

賃貸借のみに関わらず、請負契約等、空港管理に関わる契約については、合理性を勘案しながら契約内容を検討していくべきである。

●つくば地域振興課

【つくば国際会議場の管理運営】

1. つくば国際会議場管理運営費

(1) 事業の概要

事業開始年度	平成7年度
平成25年度当初予算額	95,678千円
平成25年度決算額	78,437千円

①現況・課題

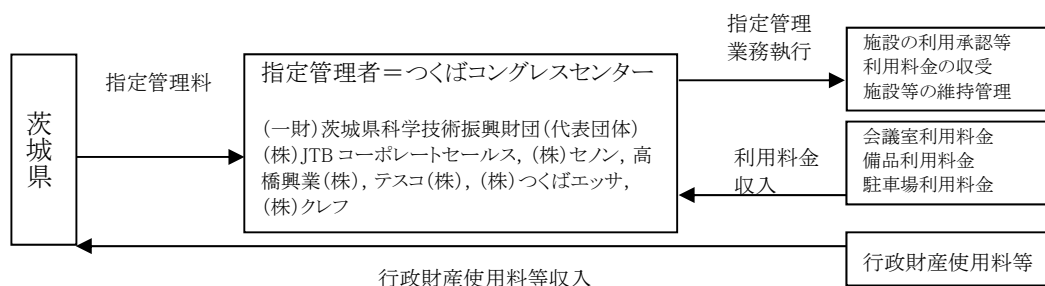
- ・ つくば国際会議場は、平成11年6月の開館以来、国内外から約380万人（平成26年3月末現在）の来館者があり、年間催事件数は、1,660件（平成25年度実績）となるなど、学術研究交流、国際交流等の拠点施設として重要な役割を果たしている。国内外の研究者はもとより、地元企業及び一般県民にも多く利用され、筑波研究学園都市及び茨城県の中核コンベンション施設として定着しつつある。
- ・ また、会議開催の集客効果により、地域経済の活性化にも大きく寄与している。（平成25年度の催事開催による経済波及効果：約48億円）
- ・ 平成18年度からは指定管理者制度を導入し、効率的かつ適切な管理運営に努めている。
- ・ 利用件数や利用率は安定して高い水準にあるが、近年では催事の小口化の傾向がある。今後も、リピーターの確保と新規顧客開拓による大口顧客の確保、さらには風評被害払拭に向けたきめ細かなPRなど、誘致活動の一層の強化が必要である。

②事務事業の必要性・ねらい

- ・ 施設の適正かつ効率的な管理運営
- ・ 施設の誘致活動及び広報宣伝活動
- ・ 筑波研究学園都市の都市機能の強化（国際都市の育成、研究開発機能の向上）
- ・ 集客効果による地域経済の活性化
- ・ 会議場のイメージアップとPR等

③事業の内容

つくば国際会議場の指定管理料等の流れ



ア 指定管理業務

- (a) 会議場の施設等の利用承認及び取消し等に関する業務
- (b) 利用料金の収受に関する業務
- (c) 会議場の施設等の維持管理に関する業務
- (d) 会議場の利用促進業務
- (e) 会議場の開館日及び開館時間の臨時の変更に関する業務

イ 指定期間

- ・ 平成23年4月1日～平成28年3月31日（5年間）

ウ 債務負担行為

- ・ 期間：平成23年度～平成27年度／限度額：559,050千円（111,810千円×5年）

エ 利用料金収入

- ・ 料金は指定管理者の収入となる。

オ 指定管理業務に要する経費

- ・ 指定管理者との間で協議し、年度ごとの協定において定める。
- ・ 指定管理料については年度ごとの協定において、指定管理業務に要する経費から利用料金等の収入額を差し引いた額を指定管理料として定め、予算の範囲内で支払う。（平成25年度計画額：70,483千円）
- ・ 指定管理料の精算は原則として行わない。ただし、修繕等の費用（6,000千円）については毎年度精算する。

(参考1) H25年度つくばコンgresセンター決算 (参考2) つくば国際会議場管理運営費(県) 予算の内訳

(単位：千円)

区分	金額(千円)	
収入	利用料金	360,609
	指定管理料	70,183
	その他の収入	94,455
	合計	525,247
支出	負担金(各社の費用)	449,549
	うち科技財団負担金	285,467
	その他の支出(法人税等)	75,698
合計	525,247	

項目	H24予算額	H25予算額	前年度比	
歳入	公有財産使用料等	43,733	44,931	1,198
	計	43,733	44,931	1,198
歳出	指定管理料	72,483	70,483	△2,000
	会議場備品等購入費	22,415	22,317	△98
	その他(事務費等)	1,968	2,878	910
計	96,866	95,678	△1,188	

(参考3)

- ・ 平成 25 年度のつくば国際会議場の催事等実績 (国際会議は JNTO (日本政府観光局) 調べ/暦年)
- ・ 催事件数 : 1,660 件(平成 24 年度:1,689 件)
※平成 25 年 (暦年) 国際会議開催実績 ①件数 33 件, ②順位 会場別 : 14 位, 国際会議場施設別 : 5 位
- ・稼働率 : 64%(平成 24 年度 : 64%)

(2) 実施した手続

- ・ 事業全体の概要等及び業者選定に関する資料の閲覧, ヒアリングを実施した。また, つくばコンgresセンター (つくば国際会議場) への往査により, 詳細な資料の検討および決算・申告資料に関する資料を確認・検討した。

(3) 指摘または意見

(指定管理者選定手続きの再検討)

【意見】

平成 18 年 4 月より, 指定管理者であるつくばコンgresセンター (以下「TCC」) による管理運営が行われているが, 平成 23 年 4 月の指定管理者の更新では, 指定管理者公募制という形で, 事前説明会に 8 団体の申し込みがあったものの, 実際に応募したのは TCC 1 者だけであった。従って, TCC による指定管理業務がさらに 5 年間続くことになっている。多くの事業者からの応募があるように, 次回の公募の際は募集方法等の選定手続きについて検討されることが望ましい。

TCC は下記の 7 社 (団体) により構成されている。

1. 一般財団法人 茨城県科学技術振興財団 (代表団体) 茨城県つくば市
2. (株)クレフ (音響・照明設備運用管理業務) 茨城県土浦市
3. (株)JTB コーポレートセールス (営業・広報宣伝業務) 東京都新宿区
4. (株)セノン (警備業務) 東京都新宿区
5. 高橋興業(株) (設備運転管理業務) 茨城県土浦市
6. (株)つくばエッサ (設営業務) 茨城県つくば市
7. テスコ(株) (清掃業務) 東京都新宿区

2. つくば国際会議場施設整備費

(1) 事業の概要

事業開始年度	平成 21 年度
平成 25 年度当初予算額	51,178 千円
平成 25 年度決算額	50,068 千円

①現況・課題

- ・ 開館後10年以上が経過し、施設、設備、音響、情報機器等の故障、劣化が進行していることから、利用者サービスの維持・向上を図るために、計画的な修繕や機器更新が求められている。
- ・ 平成24年度には、指定管理者及び建築関係者をメンバーとした修繕検討会を実施し、中期的な修繕計画を策定したところであるが、今後は、施設・設備の劣化状況やダウンサイジングの検討なども継続実施し、計画的かつ効果的な修繕を行っていく必要がある。

②事務事業の必要性・ねらい

- ・ 老朽化に対する対応（修繕・更新等）
- ・ 利用者に対し安定したサービスを提供する体制を整えることにより、研究交流機能と地域活性化の更なる向上を図る。

③事業の内容

〔大規模修繕の予算の内訳〕

(単位：千円)

年度	予算額	大規模修繕の内容	
H21	35,940	・非常用電源装置等更新	21,662
		・システム機器更新 (リース/5年間の長期継続契約)	14,278
H22	60,396	【H21繰越分】 ・ホール内AVタッチパネル等更新	47,993
	うち繰越分 47,993		
H22	うち当初分 12,403	・システム機器リース	12,403
	63,166	【H22繰越分】	48,217
H23	うち繰越分 48,217	・外壁(カーテンウォール)防工事	リース計 14,949
	うち当初分 14,949	・システム機器リース ・業務系ネットワークシステム更新	
H24	41,178	・空調機フィルター更新(H24/H25の2カ年で実施)	24,868
		・防犯カメラシステム更新(10,920)等	
H24	41,178	・システム機器リース	リース計 16,310
		・小型催事表示システム更新	

H25	51,178	・空調機フィルター更新 (H25分:3,129)	35,626
		・空調吸収式冷凍機オーバーホール (15,475)	
		・送風機オーバーホール (5,575) 等	
		・システム機器リース	リース計
			15,552

※上記以外に平成23年3月11日発生の東日本大震災復旧工事を実施（平成23年度専決～平成24年度補正：予算額1億13百万円／震災特別交付税措置）

（2）実施した手続

- ・ 事業全体の概要等及び業者選定に関する資料の閲覧，ヒアリングを実施した。

（3）指摘または意見

（適切な修繕計画の作成）

【意見】

平成25年5月に、昇降機主ロープに劣化による素線切れが見つかり、継続使用すると事故につながる可能性があるため、交換業務の緊急修繕1,050千円が行われている。当然、定期点検等により安全性には十分に配慮していることと思われるが、より安全性の考慮も反映した修繕計画を作成されたい。

つくば国際会議場は10年以上経過しており、設備の老朽化により今後の備品購入や修繕は増えていくことが見込まれるため、長期的な修繕計画を立ててより効率的に予算執行していかれたい。

（大規模修繕契約の入札）

【意見】

県予算で修繕する冷凍機や空調設備にかかる入札は殆どが1者応札である。

これらの大型設備に関しては、機器に特殊性があり修繕も複雑でコスト高となるなどの理由により厳しい状況ということであるが、より業者の参加を容易にするような検討が必要である。

【土地区画整理事業】

1. 島名・福田坪開発事業費

(1) 事業の概要

事業開始年度	平成 12 年度
平成 25 年度当初予算額	2,694,677 千円
平成 25 年度決算額	1,417,451 千円

①現況・課題

- ・ 平成 13 年 2 月に事業認可を受け、造成工事や都市計画道路の築造工事に着手するとともに、平成 14 年度に「申出換地」を実施。
- ・ 平成 15 年度は、その申出換地の結果を受けて早期建設街区や大街区などを新設する等、土地利用計画の見直しを行うとともに、事業計画変更（第 1 回）手続き及び仮換地（鉄道施設区）を実施した。
- ・ 平成 16 年度には、万博記念公園駅へのアクセス道路の整備や駅周辺エリアの整備を実施し、平成 17 年度の 8 月に鉄道開業を迎えた。
- ・ 平成 18 年度からは、骨格となる幹線道路を中心とした整備を進め、平成 20 年度末には新都市中央通り線が、平成 21 年度当初には島名環状線が開通した。
- ・ また平成 24 年度末には新都市中央通り線以西区間において関連事業である国道 354 号谷田部バイパスが開通した。

②事務事業の必要性・ねらい

- ・ つくばエクスプレス沿線整備の一環として拠点都市の形成を図る。
- ・ 公共施設・インフラ施設の整備を図る。
- ・ 健全かつ良好な市街地の整備を図る。
- ・ 区画整理によるまちづくりを通じて地域の活性化を図る。

③事業の内容

1) 島名・福田坪地区 資金計画

ア 収入

(単位：千円)

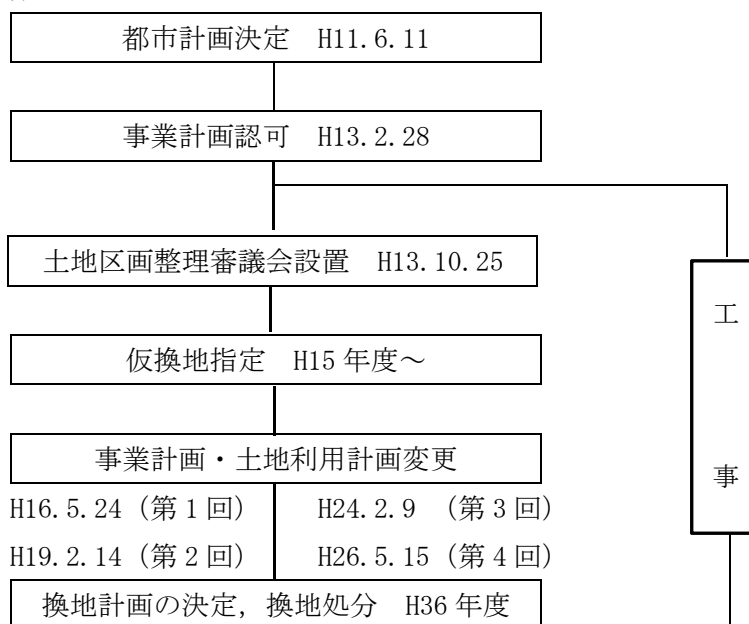
区 分	金 額	備 考
基本事業費	17,654,000	
地方特定 (A)	0	
地方特定 (B)	2,071,800	

小 計	19,725,800	
保留地処分金	28,027,077	368,292 m ² ×76,100 円/m ²
公共施設管理者 負担金	1,525,800	道路 1,137,800 公園 291,000 河川 97,000
県単独費	6,516,658	
その他	11,758	負担金等
合 計	55,807,093	

イ 支出 (単位： 千円)

区 分	金 額	備 考
公共施設整備費	13,482,568	街路築造, 公園整備
移転移設補償費	4,410,460	家屋補償費
小 計	17,893,028	
法2条2項事業費	6,176,902	上下水道, ガス等
その他工事費, 調査費	22,731,719	造成費, 調査設計費
損失補償費	1,069,658	
借入金利子	3,699,231	
事 務 費	4,236,555	
合 計	55,807,093	

2) 事業フロー



清算 H42.3.31

3) 事業進捗状況

- ・ 平成 25 年度末進捗率
- ・ 事業費ベース：42.5% 約 237 億円

4) 保留地処分計画

年 度	面積 (ha)	処分金 (百万円)	処分単価
H24 年度末まで	4.5	5,688	平均 76,100 円/m ²
H25 年度	2.4	1,084	
H26 年度	0.6	371	
H27 年度以降	29.3	20,884	
合 計	36.8	28,027	

5) 平成 26 年度事業内容 (主な事業)

- ・ 造成工事
- ・ 区画道路築造工事
- ・ 家屋移転補償
- ・ 換地設計, 測量

2. 上河原崎・中西開発事業費

(1) 事業の概要

事業開始年度	平成 12 年度
平成 25 年度当初予算額	1,820,646 千円
平成 25 年度決算額	873,220 千円

①現況・課題

- ・ 平成 13 年 2 月に事業認可を受け, 造成工事の進捗を図るとともに, 島名・福田坪地区 (万博記念公園駅) へのアクセス道路の築造に着手した。
- ・ 平成 16 年度には「大規模商業施設を核としたまちづくり」を進めることで第 1 回の事業計画変更を行った。
- ・ 平成 18 年度には, TX 沿線の他地区でも実施している「任意の申し出換地」を当地区でも行うため, これを踏まえた第 2 回事業計画変更を行った。
- ・ 平成 18 年度末には島名・福田坪地区 (万博記念公園駅) へのアクセス道路となる島

名上河原線が供用開始となり、平成 20 年度にはその沿線にある沿道サービス街区約 3 ha が使用収益を開始した。

- ・ 平成 21 年度末には、「緑住街区（つくば新集落）の新設」及び「小中一貫校計画に対応した教育施設用地の見直し」などを行うため、第 3 回事業計画変更を行った。
- ・ 平成 25 年度末には、資金計画の見直しのほか、事業期間延伸を含めた第 4 回事業計画変更手続きを行った。

②事務事業の必要性・ねらい

- ・ つくばエクスプレス沿線整備の一環として拠点都市の形成を図る。
- ・ 公共施設、インフラ施設の整備を図る。
- ・ 健全かつ良好な市街地の整備を図る。
- ・ 区画整理によるまちづくりを通して地域の活性化を図る。

③事業の内容

1) 上河原崎・中西地区 資金計画

ア 収入

(単位：千円)

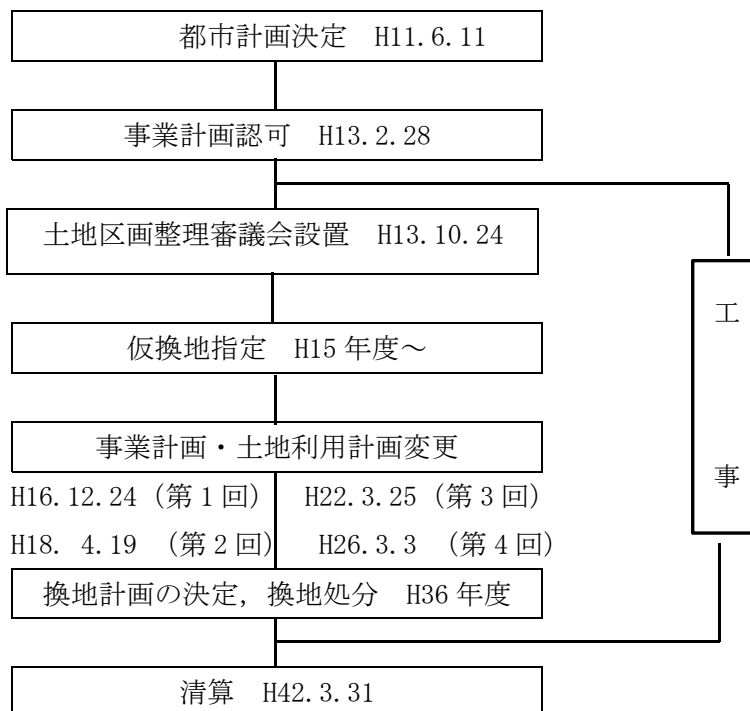
区 分	金 額	備 考
基本事業費	13,436,000	
地方特定道路	0	
小 計	13,436,000	
保留地処分金	20,682,682	300,184 m ² × 68,900 円/m ²
公共施設管理者 負担金	821,940	公園 598,000 県道 223,940
県単独費	1,959,378	
合 計	36,900,000	

イ 支出

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
公共施設整備費	9,957,024	築造, 移転, 移設
法 2 条 2 項事業費	4,464,046	上水道, 下水道, ガス等
工 事 費	14,368,410	整地費, 調査設計費等
損失補償費	1,545,883	
借入金利子	2,930,521	
事 務 費	3,634,116	
合 計	36,900,000	

2) 事業フロー



3) 事業進捗状況

- ・ 平成 25 年度末 進捗率
- ・ 事業費ベース : 29.2% (約 107.9 億円)

4) 保留地処分計画

年 度	面積 (ha)	処分金 (百万円)	処分単価
H22 まで	0.00	0.0	平均単価 68,900 円/m ²
H23	0.00	0.0	
H24	0.25	132.1	
H25	0.00	0.0	
H26	0.00	0.0	
H27 以降	29.77	20,550.6	
合 計	30.02	20,682.7	

5) 平成 26 年度事業内容 (主な事業)

- ・ 造成工事
- ・ 道路築造工事

- ・ 物件移転補償

3. 伊奈・谷和原開発事業費

(1) 事業の概要

事業開始年度	平成4年度
平成25年度当初予算額	5,019,925千円
平成25年度決算額	3,199,639千円

① 現況・課題

- ・ 平成5年5月に事業認可を受け、造成工事・街路築造工事等に着手している。
- ・ 平成12年度に仮換地供覧を実施し、平成13年度に一部仮換地指定及び使用収益を開始した。その後も順次仮換地指定、使用収益開始を実施しており、平成17年度のつくばエクスプレス開業に合わせ、みらい平駅周辺の整備を重点的に進めてきた。
- ・ 平成25年度、全ての宅地の整備が完了したことから、6月28日に換地処分の公告を実施した。
- ・ 平成26年度以降は、換地処分に伴う清算金徴収交付事務を実施するとともに、土地処分に対応した工事（エンドユーザーのニーズに合わせた形質変更等）を実施する。

② 事務事業の必要性・ねらい

- ・ つくばエクスプレス沿線整備の一環として拠点都市の形成を図る。
- ・ 公共施設、インフラ施設の整備を図る。
- ・ 健全かつ良好な市街地の整備を図る。
- ・ 区画整理による街づくりを通して地域の活性化を図る。

③ 事業の内容

1) 伊奈・谷和原丘陵部地区 資金計画

ア 収入

(単位：百万円)

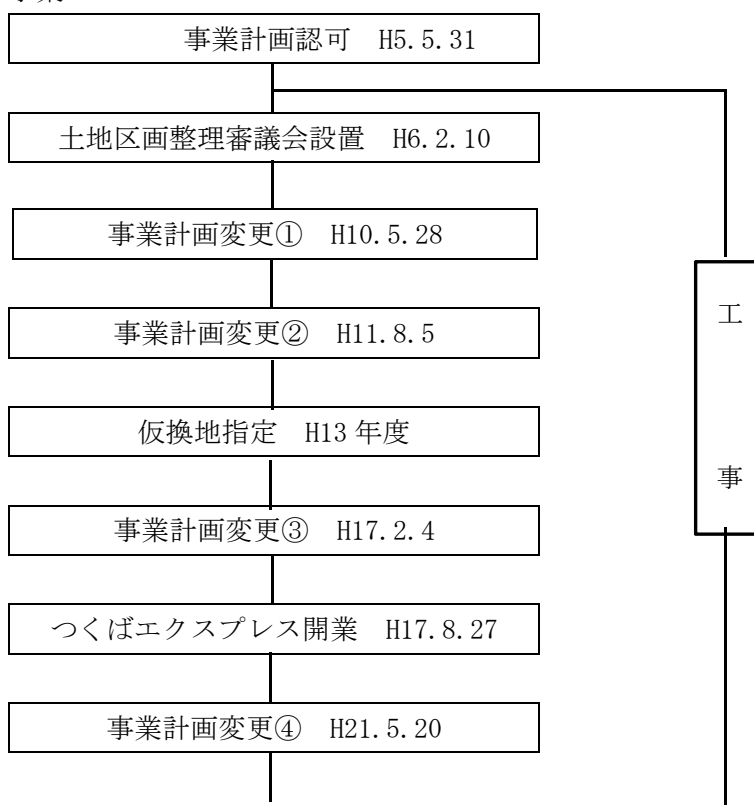
区 分	金 額	備 考
基本事業費	19,819	
地特A	1,060	
小 計	20,879	
保留地処分金	21,305	272,415 m ² ×78,200 円/m ²
公共施設負担金	3,109	公園 (183 百万円) 河川 (2,360 百万円) 道路 (566 百万円)

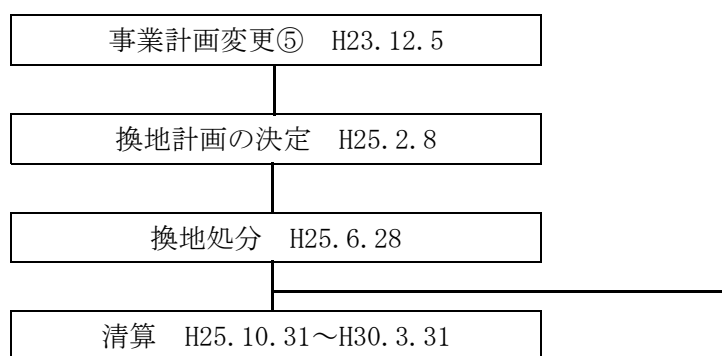
		道路 (566 百万円)
県単独費	17,100	
地特B	9,328	
その他	79	
合 計	71,800	

イ 支出 (単位：百万円)

区 分	金 額	備 考
公共施設整備費	22,053	街路築造, 公園整備等
移転移設補償費	3,448	家屋補償費
法第2条2項事業費	17,502	上水道, 下水道, ガス, 電線 類地中化等
その他工事費, 調査費	17,090	整地, 各種調査設計等
損失補償費	1,374	
借入金利子	5,015	
事務費	5,318	
合 計	71,800	

2) 事業フロー





3) 平成 26 年度事業予定

- ・ 清算金徴収交付事務
- ・ 保留地管理工事
- ・ 土地処分対応工事
- ・ その他

○保留地処分計画

年 度	面積 (ha)	処分金 (百万円)
～H21	3. 31	3, 092
H22	0. 31	245
H23	0. 97	619
H24	0. 79	491
H25～	20. 20	16, 858
計	27. 24	21, 305

(2) 実施した手続

- ・ 「島名・福田坪」「上河原崎・中西」「伊奈・谷和原」の三地区の事業計画の妥当性について検討した。
- ・ 各事業の効率性及び有効性を確かめた。
- ・ 各事業の事務執行における法規性を確かめた。

(3) 指摘または意見

島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業（進捗率：42. 5%）

平成 37 年度からの最終 5 年間について、工事費が 5, 000 万円/年と見込まれているが、「伊奈・谷和原地区」の最終 5 年間の工事費は 50, 000 万円/年となっている。伊奈・谷和原地区の算出根拠として「地区外の下水道及び上水道の施設整備に対する負担金」「除草作業（維持管理費）」「分筆・登記費用（委託金）」「エンドユーザーのニーズに合わせた形質変更等

の工事費用」とのことである（平成 25 年度の「伊奈・谷和原地区」の工事費実績は約 10,000 万円とのこと）。従って同地区でもエンドユーザーのニーズに合わせた形質変更等による計画の工事費を上回るリスクについて、十分に認識されているようである。しかしながら計画も長期にわたり、予見できない工事費等も十分あり得ると思料される。

上河原崎・中西特定土地区画整理事業（進捗率：29.2%）

「第 3 回事業計画」から「第 4 回事業計画」の変更内容として工事方法の見直し（一括発注や構造物形式の変更や、再生材の活用等）、補償費については移転ではなく、土地の形質変更等（旧土地所有者を原位置に換地することにより移転させない方法）により工事費 25 億円、補償費 7 億円を圧縮しており高く評価できる。また他 2 地区でも過去の事業計画変更の際し、既に事業費圧縮の見直しを実施しているとのことであった。

（早急かつ厳格な行動計画の作成）

【意見】

伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地区画整理事業

年度別歳入歳出資金計画表によれば、保留地処分金は平成 25 年度より毎年約 30 億円を見込み事業終了としている。しかし平成 25 年度の処分実績は目標金額 3,071,066 千円に対して 1,289,962 千円（達成度：42.00%）であった。従って残り 4 年間で約 163 億円の処分が必要となる。今後、計画の見直しを含めて再度検討すべきである。

計画通り終了しない場合には、①計画延期（金利負担）、②借入金の一般会計からの繰入などで対応せざるを得ないこととなる。今なお土地価格の下落傾向は続いており、実際に処分単価の引き下げも実施している。未処分のまま保有することによる減損リスクも依然として残っている。このため PDCA サイクルをより意識した活動を行い、また、販売部署との更なる連携により保留地の早期処分に努められたい。

（土浦土木事務所つくば支所との情報連携）

【意見】

土地区画整理事業特別会計の多くは、土浦土木事務所つくば支所にて予算の執行と各事務管理を行っている。

特別会計の予算に関して所管となる課はつくば地域振興課であるため、課として同出先機関への予算執行や事務管理に関する定期情報交換とその記録については一層の充実を図られたい。

（関連施設等整備事業費の事業管理）

【意見】

ガス供給施設設置事業については、その費用負担がガス会社の供給約款にもとづき算定

されている。

ガス事業者の負担は、計画戸数（ガス使用予定者数）の50%または30%に、メーター号数とメーター単価を乗じた金額であり、定額となっている。

一方、県負担額は全体事業費からガス事業者負担分を除いた額である。

このため、全体の工事費用がかさむにつれ、施行者の茨城県が事業費を負担するスキームになっており、ガス事業者にとっては、工事コスト削減のインセンティブが働きにくい仕組みになっている。

県としては、より一層の事業内容の定期的精査を行い、ガス会社に事業費の縮減を求めよう努めるとともに、関連工事との調整を行い、土地区画整理事業の早期完了に努め、物価変動等のリスクによる事業費増加を回避しよう努められたい。

（更新契約書類の誤謬）

【意見】

上水道施設等整備事業に関する平成25年度費用負担契約の一部変更契約書において、変更金額の単位（円）の記載が漏れているものが複数件存在している。

軽微な誤謬ではあるが、契約書は処分証書であり重要な証拠方法であることや、同変更契約書の金額部分の額によっては課税文書になり得ることから、締結の際は形式も含め内容を精査されたい。

【まちづくり推進事業】

1. 伊奈・谷和原地区まちづくり推進事業費

(1) 事業の概要

事業開始年度	平成4年度
平成25年度当初予算額	2,824,615千円
平成25年度決算額	3,682,574千円

①現況・課題

- つくばエクスプレス沿線において、鉄道事業と一体となった計画的なまちづくりを進めるため、土地区画整理事業区域内に県有地(約4割)を確保した。県有地の効果的、効率的な処分を行い、沿線地域のまちづくりを推進する。
- 伊奈・谷和原地区については、みらい平駅を中心とした区域において商業業務施設や住宅が立地し、まちの立ち上げが進んでいる。
- 民間住宅事業者との共同分譲事業である「みらい平陽光台」及び「みらい平光が丘」については完売しており、県の個人向け直接分譲も第11次(平成25年10月)まで実施し、合計で542件成約している(平成26年3月末)。
- 多額の県債を早期かつ計画的に償還する必要がある。
- 県有地の早期分譲のためにも円滑に土地区画整理事業を推進する必要がある。
- 県先買地を適正に管理するとともに、処分予定価格を適正に把握する必要がある。

②事務事業の必要性・ねらい

- 県債を早期かつ計画的に償還するため、関係機関と連携した積極的な販売・企業誘致活動により計画的な土地処分を進める。
- 換地処分に伴い施行者より引き渡される大量の県有地(約30ha)について、除草等を行い適切に管理するとともに、市場ニーズに合った規模に分筆する必要がある。

③事業の内容

- 1) 県債元金期限償還 2,325,000千円
 - 借入額: 2,325,000千円 償還期限日: H25.5.20, H26.3.20, H26.3.31
- 2) 県債元金繰上償還 199,700千円
- 3) 県債利子償還額 214,575千円
 - 借入額: 24,759,200千円 利率: 0.42%~1.85%

- 4) 立地希望企業等成約報償 10,000 千円
- 沿線地区内への企業誘致等を促進するため、成約に結びついた情報提供に報償を支払う。
- 5) 立地希望企業媒介手数料 20,000 千円
- 沿線地区内への企業誘致等を促進するため、成約に結びついた宅建業者等からの媒介に手数料を支払う。
- 6) 事務経費 43,464 千円
- 7) 所在市町村交付金 11,876 千円

2. つくば地区まちづくり推進事業費

(1) 事業の概要

事業開始年度	平成 9 年度
平成 25 年度当初予算額	18,819,771 千円
平成 25 年度決算額	12,962,025 千円

①現況・課題

- つくばエクスプレス沿線において、鉄道事業と一体となった計画的なまちづくりを進めるため、土地区画整理事業区域内に県有地（約 4 割）を確保した。県有地の効果的、効率的な処分を行い、沿線地域のまちづくりを推進する。
- 区画整理事業の換地により県は大量の宅地（換地宅地：272ha）を取得することになるが、換地宅地の処分条件（処分価格、定期借地等）は、事業収支を大きく左右する。
- 多額の県債を早期かつ計画的に償還する必要がある。
- 葛城地区の用地先行取得等を完了させるため、(財)日本自動車研究所（J A R I）の現在地の施設撤去工事を行う必要がある。（金銭補償は、平成 20 年度終了）
- 県有地の適正な管理を行うとともに、処分予定価格を適正に把握する必要がある。
- 先買地について、雑草の繁茂やゴミの不法投棄による苦情等がないよう、十分な管理を行う必要がある。

②事務事業の必要性・ねらい

- 県債の早期償還のため、関係機関と連携した積極的な販売・企業誘致活動により計画的な土地処分を進める。
- J A R I の現地施設の撤去工事を行う（～平成 25 年度）。

- ・ パトロールや除草等を行うことにより、土地の適正な管理を行う必要がある。
- ・ 仮換地指定を受けた県有地について、市場ニーズに合った規模に分筆する必要がある。

③事業の内容

- 1) 県債元金期限償還 5,666,200 千円
 - ・ 借入額：5,666,200 千円 償還期限日：H26.3.31

- 2) 県債元金繰上償還 11,619,700 千円

- 3) 県債利子償還額 1,248,733 千円
 - ・ 借入額：144,087,600 千円 利率：0.42%～1.85%

- 4) 立地希望企業等成約報償 10,000 千円
 - ・ 沿線地区内への企業誘致等を促進するため、成約に結びついた情報提供に報償を支払う。

- 5) 立地希望企業媒介手数料 20,000 千円
 - ・ 沿線地区内への企業誘致等を促進するため、成約に結びついた宅建業者等からの媒介に手数料を支払う。

- 6) 事務経費 3,308 千円

- 7) 所在市町村交付金 16,065 千円

- 8) 葛城地区（JARI）関連 130,588 千円

- 9) TX沿線地域まちづくり支援事業貸付金 86,720 千円

- 10) TX沿線開発用地管理費 18,457 千円

(2) 実施した手続

- ・ TX沿線地域まちづくり支援事業貸付金の事務手続きの合規性を確かめた。
- ・ TX沿線地域まちづくり支援事業貸付金の有効性及び効率性を検討した。

(3) 指摘または意見

T X沿線地域まちづくり支援事業貸付金は、茨城県がつくば市に対して、T Xの建設と一体的に行う土地区画整理事業に伴うつくば市の関連公共事業の負担の平準化を図るため、つくば市が負担する額の一部を無利子で貸付するものである。

貸付対象事業については、小学校用地取得事業、公益施設用地取得事業、公共下水道整備事業、市道整備事業がある。ただし、前2者については、平成14年に同貸付事業開始後、貸付実績はない。

なお、貸付要項において、県は市に対して貸付対象事業の進捗状況の報告を求めることができることになっているが、県は翌年度に行われる繰越工事の終了後、市から事業完了報告書を徴しているものの、事業が完了するまでの間、進捗報告を求めている。

これは、県としては当然に予算を繰り越す段階で工事の進捗状況を把握しており、繰越工事となる場合は、繰越予算と実績との差異が生じることは殆どないことによるものである。

(早期償還の働きかけ)

【意見】

貸付事業の公共性を考慮すれば、将来的に早期の公共施設整備につながり、つくば市としてまちの発展に繋がるという点、県の施策の必要性は理解できる。

ただし、無利子貸付は実質利子分の負担であり長期間にわたる多額の貸付は県の財政負担となる。これまで県は繰上償還の実施を請求した実績はないが、市の発展とともに市の財政もしだいに潤ってくるはずであり、地域の自立の観点からも、市の財政状態を考慮して早期償還を働きかけるよう努めるべきである。

また、貸付の際には貸付先の情勢に合わせてもっとも経済性のある取引にできるよう、貸付額や回収期間について流動的に決定ができるような形に要綱要領を変更する事も検討されたい。

3. T X沿線まちづくりPR戦略費

(1) 事業の概要

事業開始年度	平成16年度
平成25年度当初予算額	42,800千円
平成25年度決算額	36,187千円

①現況・課題

- 沿線地域においては、県内沿線全体で1,200haを超える宅地供給が見込まれている。
- 県は先買地・保留地を併せて約267ha(平成26年3月末)の県有地を今後処分する必要がある。

- ・ 宅地需要については、リーマンショック後景気の急速な悪化により大きく落ち込んでおり、本県沿線地区の県有地等の販売にとって厳しい状況にある。
- ・ 業務用地の分譲については、企業への積極的なアプローチを行い、今後成長が見込まれる企業や設備投資意欲が旺盛な企業を発掘するなど、業務用地の販売に結びつける必要がある。
- ・ また、住宅事業用地の処分に向けて、ハウスメーカー等へのPRを強化する必要がある。

②事務事業の必要性・ねらい

- ・ TX沿線地域の宅地販売・定住化促進には、広く首都圏に向け継続して本県沿線地域の魅力を発信していく必要がある。
- ・ あわせて、より一層の企業誘致に取り組み“働く街”の創出に努める必要がある。
- ・ 他の地域とは異なる本県独自のTX沿線地域の魅力「つくばスタイル」について、様々なメディアを活用し、広く首都圏に向けて継続的に発信するなど、各種施策を実施し、さらなる沿線地域の知名度の向上・イメージアップを図ることにより、住宅用地の販売・定住化を促進する。

③事業の内容

1) TX沿線「住みたくなる街」魅力PR事業

- ・ 総事業費15,000千円
- ・ 本県沿線地域ならではのライフスタイル「つくばスタイル」について、各種メディアを活用し継続的に広く首都圏に向けPRし、イメージアップと認知度の向上を図るとともに、宅地販売に直結するような広報媒体を活用して住宅購入層を対象に宅地情報を提供することにより、宅地販売及び定住の促進を図る。

※【主な事業内容】フェイスブック・ブログ・紙媒体による情報発信、新聞・雑誌・ウェブ媒体等での企画広告 等

2) 宅地販売体制強化事業（「TX住みたいねっと」、 「早期市街化促進事業」の運営）

- ・ 総事業費14,000千円
 - ※UR都市機構も負担
- ・ 一般購入者向けの会員組織である「TX住みたいねっと」と、企業向けの会員組織である「早期市街化促進事業」（立地企業懇話会）をUR都市機構と共同で運営する。
 - ア TX住みたいねっと（会員数約6,300人） 事業費11,000千円
 - ・ ホームページや情報誌「住みたいねっとマガジン」による情報提供

- ・ 住宅購入に意欲的な会員の獲得キャンペーンの実施
 - ・ 会員向けイベントの実施
- イ 早期市街化促進事業（立地企業懇話会） 事業費3,000千円
- ・ ホームページによる情報提供
 - ・ 土地活用提案会の開催支援

3) 「TX沿線まちづくりホームページ」の管理

- ・ 総事業費1,200千円
- ・ ホームページの維持管理を行うとともに、宅地分譲の最新情報の発信強化を行う。

4) つくばスタイルビジネスプロモート事業

- ・ 総事業費7,500千円

ア ビジネスプロモート事業 総事業費6,500千円

- ・ 業務用地や住宅事業用地の処分促進を図るために、首都圏の企業やハウスメーカー等を対象に、沿線地域に関する情報提供やまちづくりの状況を紹介する説明会、現地見学会の開催、DM送付等のPR事業を実施する。

イ 広告出稿 総事業費1,000千円

- ・ 企業向けの雑誌、業界誌等への広告掲載を実施する。

5) PRツール作成・企業誘致活動等

- ・ 総事業費5,100千円
- ・ パンフレット、販売促進グッズの作成
- ・ 企業や業界団体の訪問・PR活動

4. TX沿線まちづくりPR関連費

(1) 事業の概要

事業開始年度	平成17年度
平成25年度当初予算額	53,440千円
平成25年度決算額	48,947千円

①現況・課題

- ・ 平成26年度の販売計画は、4地区7回で90画地と先着順物件20画地を見込んでいる。今後、各地区で大量に完成する一般宅地を処分するには、分譲回数、画地量を数多く実施する必要がある。よって業務量の増大に対応するため宅地分譲の経験と知識が豊富な嘱託員の確保が必須。

- ・ 面開発におけるビルドアップには、これまでの先事例からも相当の期間を要することが予想されるが、計画的かつ早期に県有地・保留地の処分を促進する必要がある。
- ・ 沿線地域の宅地購入に結びつくような魅力あふれる情報の収集力及び発進力の強化を図るため、沿線地域のPRを行う必要がある。

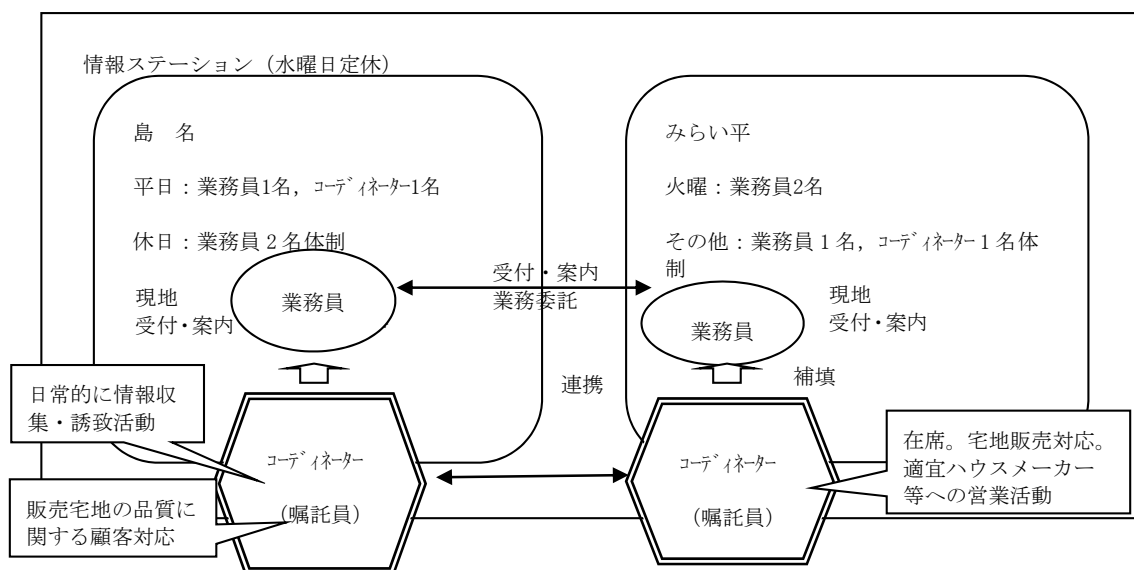
②事務事業の必要性・ねらい

- ・ 早期の土地処分を図り、市街化を促進するためには、まちづくりや魅力あふれる地域の情報を広く発信するとともに、現地におけるきめ細かい販売活動や、効果的な企業等誘致活動を強化していく必要がある。
- ・ また、他県の開発地域に対して競争力を高めるため、付加価値の高い魅力的なまちづくりをすすめる、PRしていく必要がある。
- ・ 現地のインフォメーション活動において、徐々にまちづくりの案内活動から、土地の販売や企業誘致等に活動の比重を移していき、早期の土地販売や企業進出に結びつける。

③事業の内容

1) 情報ステーション運営・活用及び販売強化事業

- ・ 事業費31,750千円



- ①まちづくり情報提供業務委託
宅地販売情報，地域情報の総合案内
- ②コーディネーター（嘱託員）による宅地販売及び企業誘致等活動
(宅地販売担当1名，企業誘致担当1名，CS担当1名)
- ③詳細な宅地販売相談等対応，企業の進出意向等情報収集，ビジネスに結びつく沿線地域情報の収集・PR推進員（嘱託員）による土地販売等業務

2) 情報ステーション整備・管理及び販売強化事業

- ・ 事業費21,690千円
- ・ 駅周辺の賑わいを創出するとともに、宅地の販売を促進するため、まちづくりのリーダーとなる施設として、みらい平駅前及び万博記念公園駅前で運営している情報ステーションを管理・活用する。
- ・ 土浦土木事務所つくば支所賃貸料，情報ステーション賃貸料（島名，みらい平）
- ・ 管理費等（光熱水費，機械警備費，営業旅費等）

(2) 実施した手続

- ・ 伊奈・谷和原地区まちづくり推進事業費，つくば地区まちづくり推進事業費，TX沿線まちづくりPR戦略費，TX沿線まちづくりPR関連費，TX沿線販売推進費，それぞれの事業について全体の概要とこれまでの事業の効果測定等について資料閲覧及びヒアリングを実施した。

(3) 指摘または意見

(情報ステーションの運営)

【意見】

情報ステーションの運営・管理業務として、みらい平と島名で情報ステーションにおいて嘱託員を配置し、販売や企業誘致活動をしているが、ステーションを運営するだけでも、賃借料，光熱費等の諸費用がかかるものであるから，その効率性の判断は重要である。

来場者数はこの数年増加していないが，同施設は駅近くにおいて一定の来場者数があり，きめ細かい販売活動の拠点として情報を一元的に提供できる有効な施設である。

同施設での優れた販売活動による宅地販売をより早期化するため，今後ともより一層の来場者数増加のための方策を推進されたい。

【その他】

(1) 指摘または意見

((公財)つくば文化振興財団への関与のあり方)

【意見】

県は，公益財団法人つくば文化振興財団にも出捐しているが，同団体は，会議室やホールの施設運営を事業としている（つくばカピオ，ノバホールの運営）。

なお，現在県はつくば文化振興財団に人的・財政的援助をしていない。

主な出捐者であるつくば市の人的・財政的支援を受けながら，自立的運営がなされてい

ることから、県は、県出捐金相当額の県への寄付について、法人及びつくば市と協議を進め、理解と協力を得るよう努められたい。

なお、県は同団体に対して100,000千円（16.7％）の出捐を行っている。

● 科学技術振興課

【研究開発の強化と科学技術の産業利用の推進】

1. いばらき量子ビーム研究センター管理運営費

(1) 事業の概要

事業開始年度	平成 20 年度
平成 25 年度当初予算額	88,404 千円
平成 25 年度決算額	83,586 千円

① 現況・課題

- ・ J-PARC については、バイオやナノテク等の研究開発の飛躍的な発展や産業への波及が期待されており、その近接地に大学・研究機関等が実験や研究、教育ができる環境とともに、企業が様々な相談や技術支援等を受けられる総合窓口機能をもった施設を平成 20 年 12 月に開設、J-PARC や原子力研究施設の集積を生かした地域産業の振興を図っている。
- ・ 入居者を確保することにより、研究室・実験室等の利用料金収入で施設を維持管理していく必要がある。

② 事務事業の必要性・ねらい

- ・ 東海地区に進出しようとする大学・研究機関等に実験研究の拠点や産学の交流、人材育成の場を提供するとともに、J-PARC 利用に当たっての企業の技術相談に対応し、中性子を活用した新技術・新製品開発等を支援することにより、地域における新事業・新産業の創出を図る。

③ 事業の内容

1) 概要

- 施設内容：研究室，実験室，会議室，相談室，管理事務室 等
- 居室等面積

・貸出

区 分		室 数	面 積 (㎡)
貸 出	研究室	67	3,453.38
	実験室	21	1,931.58
	研究交流支援室	2	1,235.09
県利用	会議室	3	175.64
	実験室・研究室	10	717.30
	管理事務室・相談室等	9	303.35
合計		112	7,816.34

・入居機関（平成24年9月1日現在）

入 居 機 関	面積 (㎡)
茨城大学	1,270.70
J-PARCセンター	1,834.96
物質・材料研究機構	77.01
東海村	1,089.29
東京大学大学院原子力専攻	370.77
東京大学物性研究所	139.68
中性子産業利用推進協議会	26.86
JAEA量子ビーム応用研究部門	73.23
(財)総合科学研究機構	1,121.77
韓国J-PARCユーザーセンター	77.01
その他	296.76
合 計	6,378.04

※入居率：96%

2) 収支内容

歳 入	使用料	127,543千円	居宅使用料77,464千円 電気・水道料16,536千円 BNCTによる使用料・電気・水道料33,543千円
	合計	127,543千円	・・・①
歳 出	光熱水費	39,316千円	
	委託料	23,140千円	維持管理委託, 機械警備委託, 清掃業務委託 等

	使用料	1,653千円	雨水管使用料, 高速料金
	旅費	891千円	
	需用費	16,866千円	燃料費, 消耗品費, 印刷製本費, 修繕料
	工事請負費	5,000千円	
	役務費	798千円	通信運搬費
	備品購入費	400千円	
	負担金	340千円	
	合計	88,404千円	・・・②
		39,139千円	・・・①－②

(2) 実施した手続

- ・ 事業の稟議から終了までの手続の合規性を確かめた。
- ・ いばらき量子ビーム研究センター管理運営費に関わる委託契約の入札の妥当性を確かめた。
- ・ いばらき量子ビーム研究センター管理運営費に関わる工事契約の入札の妥当性を確かめた。
- ・ いばらき量子ビーム研究センターが入居機関から収受する使用料の妥当性を確かめた。
- ・ いばらき量子ビーム研究センターの施設購入に関わる書類を確かめた。

2. 中性子ビームライン産業利用推進事業費

(1) 事業の概要

事業開始年度	平成 20 年度
平成 25 年度当初予算額	462,143 千円
平成 25 年度決算額	400,997 千円

①現況・課題

- ・ J-PARC を県内の企業や大学, 研究機関等が積極的に活用し, 新事業・新産業創出に結びつけていくため, 中核施設を活用し, 中性子産業利用の促進(つくばとの連携強化等)を図る必要がある。

<中核施設等>

- ・ 県中性子ビームライン
- ・ いばらき量子ビーム研究センター
- ・ 中性子の産業利用促進に当たっては, 県民・企業等の理解と意識啓発が必要である。

②事務事業の必要性・ねらい

- ・ 関係機関と緊密に連携しながら, 中性子の産業利用を強力に推進することにより, バ

イオ，ナノテク，I Tなどの先端科学技術拠点の形成を促進し，本県を21世紀の日本をリードする「科学技術立県」としていく。

- ・ このため，H20年度に供用開始した県中性子ビームラインの適切な運転維持管理・利用者支援を行うとともに，利用者のニーズに合わせた装置の高度化を図る必要がある。
- ・ また，J-PARC 及び中性子産業利用推進協議会と連携し，中性子の産業利用を促進するとともに，広く県民，研究機関，企業等に対する積極的な広報・啓発活動を展開する必要がある。

③事業の内容

1) 茨城県中性子ビームラインの研究開発

- ・ 県中性子ビームラインを用いた試験研究に係る機器整備，開発

2) 茨城県中性子ビームラインの運転維持管理

- ・ 県中性子ビームラインの運転維持管理，運営

3) 茨城県中性子ビームラインの利用促進

- ・ 県ビームライン試験研究支援等
- ・ 中性子を活用した先導的研究の実施

4) 広報・啓発等

- ・ 中性子利用促進のための広報・啓発事業の実施

5) その他（利用者支援）

(2) 実施した手続

- ・ 事業の稟議から終了までの手続の合規性を確かめた。
- ・ 委託契約・備品購入の入札の妥当性を確かめた。

①「茨城県中性子ビームラインのための試験研究に係る技術支援及び調査」

- ・ 随意契約（公募プロポーザル方式）
- ・ 予算化に向けて業者より参考見積もりを1者から取る
- ・ 予定価格の算出
- ・ プロポーザル参加 1者
- ・ 随意契約
- ・ 1者入札（予定価格 30,450 千円 ⇒ 契約価格 30,019.5 千円）
（株）三菱総合研究所・・・参考見積提出者

②「茨城県中性子ビームラインの特性を活かした中性子構造解析の先導的研究事業査」

- ・ 随意契約（公募プロポーザル方式）

- 予算化に向けて業者より参考見積もりを1者から取る
- 予定価格の算出
- プロポーザル参加 1者
- 随意契約
- 1者入札（予定価格 39,375 千円 ⇒ 契約価格 39,210.15 千円）
国立大学法人茨城大学・・・参考見積提出者

● 県北振興課

【県北地域振興の推進】

1. 県北地域整備推進事業費

(1) 事業の概要

平成 25 年度予算額	1,207 千円
平成 25 年度決算額	891 千円

①現況・課題

- ・ 県北地域は、日立市をはじめ都市機能の集積している臨海部と地形的な制約等から人口の減少や高齢化が進行している山間部に分けられる。
- ・ 臨海部は変化に富んだ海岸線や漁港，山間部は眺望に優れた山並みや清流，滝，温泉などを有し，本県を代表する観光レクリエーション地域を形成している。
- ・ 本県の過疎地域は県北地域の山間部に集中している。
- ・ 豊かな自然環境を活用した地域振興を図る必要がある。
- ・ 中山間地域の活性化を図る必要がある。
- ・ 県北地域の様々な魅力を県内外の人々にアピールし地域資源の再発見を行うために市町村の連携の強化と新たなネットワークの形成を図る必要がある。

②事務事業の必要性・ねらい

- ・ 県土の均衡ある発展を図るため，県計画に位置づけられた諸プロジェクトをはじめ各種事業を推進する必要がある。
- ・ 地域振興を図るため，経済・産業等の社会情勢や効果的な振興方策などについて，必要な調査研究を行う。
- ・ 市町村間の連携を図ることにより，より効果的で効率的な地域振興を図る必要がある。

③事業の内容

1) 県北地域観光レクリエーション開発推進事業

県北地域の豊かな自然と首都圏との近接性を活かして，地域の観光レクリエーション拠点整備や魅力アップを推進するとともに，グリーンツーリズムやブルーツーリズムなど，体験型観光に対応するため，関係諸機関との協議調整や検討，社会・経済情勢等のデータ収集・分析などを行う。

<主な検討事項>

- ・ 体験型・着地型観光の発掘，受入体制整備
- ・ 農山漁村への滞在型観光を可能とするための農家民泊や空き家の活用
- ・ 市町村連携による観光資源のネットワーク化
- ・ 県北地域の自然環境を活かしたスポーツによる地域活性化に関する検討
- ・ 県北地域の情報発信拠点の整備に関する検討 など

2) 県北地域広域連携機能分担促進事業

広域的な連携を行った場合に市町村間で重複する施設を効果的に活用するため，関係機関等との検討調査を行う。

(2) 実施した手続

- ・ 事業の全体の概要とこれまでの事業の効果測定等についてヒアリングを実施した。

2. 県際広域連携促進費

(1) 事業の概要

事業開始年度	平成3年度
平成25年度予算額	2,140千円
平成25年度決算額	2,121千円

①現況・課題

1) 新F I T構想の策定

国土形成計画の策定や圏域における市町村合併の進展など構想を取りまく社会情勢の変化を踏まえ，構想及び推進指針の検討をする必要が生じたことから，平成17年度総会において3県知事（福島県，茨城県，栃木県）出席のもと，21世紀F I T構想推進協議会の下に「新構想検討部会」を設け，新構想の検討を行い，平成20年度総会において新構想が決定された。

2) 新構想の概要

- ・ 対象地域：37市町村（茨城7市町，福島20市町村，栃木10市町）
- ・ 推進期間：平成21年度～平成30年度
- ・ 主要プロジェクト

F I Tブランド，交流・二地域居住，広域観光交流，交通・情報通信基盤整備，安全・安心の5つの主要プロジェクトに加え，プロジェクト連携事業として，統一PRイベントの開催等を実施。

3) 旧 F I T 構想 (21 世紀 F I T 構想) の概要

- ・ 福島, 茨城, 栃木の 3 県が県際地域を中心に, 東京圏に近接する地理的条件を生かし, 連携協力しながら 21 世紀にふさわしい新たな先導的拠点の形成を図る目的で昭和 63 年 12 月に 21 世紀 F I T 構想を, 平成 5 年 9 月に同構想推進指針を策定。
- ・ 対象地域: 47 市町村 (茨城 15 市町村, 福島 20 市町村, 栃木 12 市町村)
- ・ 推進期間: 1993 年度 (H5 年度) ~ 概ね 2010 年度 (H22 年度)

② 事務事業の必要性・ねらい

1) 新構想の目的

首都東京に近接し, 新しい時代にふさわしい人々を惹きつけてやまない地域づくりに向けたポテンシャルを豊富に有する 3 県の県際地域が, これまで培ってきた交流・連携のもとに, ブランドイメージの確立, 交流・二地域居住や広域観光交流の促進等により, 広域交流圏としてのさらなる発展を図る。

③ 事業の内容

1) 県際広域連携推進費

ア F I T 構想推進協議会の運営

- ・ F I T 構想の推進のための各種会議等の開催
- ・ F I T 圏域市町村との連携・協力
- ・ 国土交通省等関係機関, 関係団体との連絡調整

2) F I T 構想推進協議会事業の実施

ア プロジェクト事業の実施

(a) プロジェクト連携事業

- ・ F I T 地域 P R イベントの開催
- ・ F I T プロジェクト推進助成事業

(b) F I T ブランドプロジェクト事業

- ・ F I T ブランド研究会設置
- ・ F I T ブランド戦略の策定

(c) 交流・二地域居住プロジェクト事業

- ・ F I T 田舎暮らしセミナーの開催
- ・ 首都圏 P R 事業の実施

(d) 広域観光交流&交通基盤整備プロジェクト

- ・ 周遊観光モデルルートの構築, モニターツアー開催
- ・ 観光誘客の促進を図るための情報誌の作成

3) 過去の事業内容

【平成24年度】

- ・ まるごとFITフェアの開催（東京都内／有楽町駅前）
- ・ FIT交流・二地域居住首都圏PR及びセミナー&個別相談会の開催（東京都内）
- ・ FIT広域観光情報誌作成（栃木県内）

【平成23年度】

- ・ まるごとFITフェアの開催（東京都内／池袋）
- ・ FIT交流・二地域居住首都圏PR及びセミナー&個別相談会の開催（東京都内）
- ・ 周遊観光モデルルート現地調査（栃木県内）

【平成22年度】

- ・ まるごとFITフェアの開催（東京都内／池袋）
- ・ FIT交流・二地域居住首都圏PR及びセミナー&個別相談会の開催（東京都内）
- ・ 広域観光交流セミナーの開催及び周遊観光モデルルート現地調査（茨城県及び福島県内）

【平成21年度】

- ・ まるごとFITフェアの開催（東京都内／池袋）
- ・ FIT交流・二地域居住首都圏PR及びセミナー&体験交流会の開催（東京都内）
- ・ 広域観光交流モニターツアーの実施（茨城県及び栃木県内）

(2) 実施した手続

- ・ 平成26年度FIT構想推進協議会総会資料を閲覧し、平成25年度事業報告、平成26年度事業計画についてヒアリングを実施した。また、FIT定住・二地域居住促進ガイドブック作成委託業務の契約について、妥当性を確認した。

3. いばらきさとやま生活発信事業費

(1) 事業の概要

事業開始年度	平成18年度
平成25年度予算額	5,547千円
平成25年度決算額	5,440千円

①現況・課題

- ・ 県北地域は、人口減少や高齢化の進展などによる地域活力の低下が懸念されている。
- ・ 他方、この地域は、豊かな自然や多様な自然体験、農林漁業体験等を活かした、地域の人々との出会いや交流の場を提供することができる地域である。
- ・ 都市住民の田舎暮らしを楽しむ傾向が高まりつつある中、主に首都圏をターゲットとして若者から団塊の世代等幅広い世代の移住や交流・二地域居住の拡大を通じた地域の

活性化を図るため、県北地域を舞台とした魅力的なライフスタイル“いばらきさとやま生活”の戦略的な情報発信によるブランドイメージの構築や、官民の連携によるビジネスの視点を取り入れた受入体制の整備が課題となっている。

②事務事業の必要性・ねらい

- ・ 首都圏における若者や団塊の世代等を県北地域に誘引し、移住や交流・二地域居住を促進するため、県北地域の豊かな自然や首都圏との近接性など、この地域の持つ優位性である「安心」「手軽」「多様性」を効果的に情報発信するとともに、気軽に地域とふれあいながら安心・快適なスローライフを思い思いに楽しむ悠々自適のライフスタイル“いばらきさとやま生活”の統一的なPRを行い、認知度の向上とブランド化を図る。
- ・ 移住や交流・二地域居住を促進するためには、情報発信とともに、希望者の多様なニーズに応えるサービスの提供が必要であることから、県、グリーンふるさと振興機構、関係市町、民間企業・団体等が一体となった官民連携の推進組織「“いばらきさとやま生活”推進会議」において、“いばらきさとやま生活”の統一的な情報発信を行うとともに、新たな移住・交流関連ビジネスの創出を図る。

③事業の内容

1) “いばらきさとやま生活”の戦略的情報発信

ア マスメディア等を活用した情報発信

- ・ 首都圏を中心に、若者や団塊の世代等幅広い層をターゲットとして、新たなライフスタイル“いばらきさとやま生活”の魅力を効果的に発信し、ブランドイメージの構築と認知度の向上を図るため、雑誌や新聞等のマスメディアによる情報発信など、多様な手法を組み合わせて戦略的に情報発信する。

イ “いばらきさとやま生活”ホームページ及びブログの管理運営

- ・ 移住や交流・二地域居住の希望者のニーズに即した、地域情報や住まい・医療・福祉などの生活情報を検索するポータルとなるホームページの管理・運営
- ・ 県北地域への移住者、二地域居住実践者や、地域住民等が実体験に基づく「生の声」や口コミ情報等をブログ形式で発信する「さとブロ」の管理・運営

※HPアクセス件数：346,147件（H18.11.24～H24.9月末累計），1日平均161件

ブログ書き込み数：5,032件（H18.12.25～H24.9月末累計）

2) “いばらきさとやま生活”推進会議の運営

全国的な推進組織である「移住・交流推進機構（JOIN）」（H19.10設立）と連携・協力を図りながら、移住・交流希望者の多様なニーズに応える受入体制を構築するため、県、関係

市町、グリーンふるさと振興機構、民間企業・団体等によって構成する推進体制「“いばらき さとやま生活” 推進会議」(H19.7設立)を運営し、官民連携による情報発信や、移住・交流関連の新たなビジネス商品・サービスの創出・提供を行う。

- ・ 官民共同のPRに関する検討・実施
- ・ JOINとの連携により、JOINが運営する移住・交流ポータルサイトや、東京都内における大規模 イベント等を活用したPRの実施
- ・ 市町担当者や民間企業等で構成するワーキンググループにおける移住・交流の受け入れサービスやビジネスモデルの構築に向けた検討

※ “いばらきさとやま生活” 推進会議構成員 (H24.10.1現在)

【自治体 (8団体)】茨城県、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、城里町、大子町

【企業等 (14団体)】(株)茨城新聞社、(社)茨城県観光物産協会、(財)グリーンふるさと振興機構、(株)JTB関東、茨城県商工会連合会、(株)常陽銀行、全国農業協同組合連合会茨城県本、大子町商工会、(社)茨城県宅地建物取引業協会、(株)日本経済新聞社水戸支局、(財)茨城県農林振興公社、東日本高速道路(株)関東支社、東日本旅客鉄道(株)水戸支社、(株)日立ライフ

3) 都内の移住・交流フェア、イベント等でのPR

田舎暮らしに関心の高い層をターゲットに、いばらきさとやま生活のPR、移住・二地域居住実践者との交流等、具体的で質の高い情報を発信するセミナーの開催、首都圏でのイベントにおける対面相談などにより、県北地域への移住・二地域居住を促進する。

(2) 実施した手続

- ・ 事業の稟議から終了までの手続きの妥当性を確かめた。また、「移住・交流の推進による地域活性化実践セミナー実施結果 (復命)」の閲覧等により事業の効果等についてヒアリングした。

4. いばらき常陸秋そばの里推進費

(1) 事業の概要

事業開始年度	平成 23 年度
平成 25 年度予算額	3,000 千円
平成 25 年度決算額	3,000 千円

①現況・課題

- ・ 常陸秋そば使用店のパンフレット作成やイベント開催などの情報発信を行っているが県内中心のため、首都圏での認知度が低い状況にある。
- ・ 県北中山間地域のそば栽培は、収量の低下・品質の維持等が課題である。

②事務事業の必要性・ねらい

- ・ 常陸秋そばの首都圏における認知度向上と、生産安定化を図ることで、交流人口の拡大とそば関連産業の振興を図る。

③事業の内容

1) 常陸秋そばブランド発信事業

雑誌「自遊人」への記事掲載，リーフレットの作成・配布などによる情報発信のほか，常陸秋そばフェスティバルの開催を支援。

2) 雑誌，リーフレット等による情報発信

- ・ 雑誌掲載「自遊人」記事掲載（H25.12.26発行，16万5千部）
- ・ リーフレット作成 2万部
- ・ ポスター等の作成 400枚作成

3) 常陸秋そばフェスティバル2013の開催支援

- ・ 開催日：H25.11.9～10
- ・ 開催地：常陸太田市金砂郷学習センター「交流センターふじ」
- ・ 内容：そばブース15，物販ブース，ステージイベント
- ・ 来場者：35,000人

(2) 実施した手続

- ・ 平成25年度いばらき常陸秋そばの里推進事業業務委託に係る一連の手続き（委託業者選定も含む）について妥当性を確認した。また，事業について資料閲覧・ヒアリングを実施した。

5. いばらき食彩の里推進事業費

(1) 事業の概要

事業開始年度	平成25年度
平成25年度予算額	5,200千円
平成25年度決算額	5,149千円

①現況・課題

- ・ 県北地域は，人口減少や高齢化の進行などによる地域活力の低下が懸念されている。

- ・ 一方、茨城空港の開港や東関東水戸線の一部開通、北関東の全線開通など、国内外との広域交通ネットワークの整備、広域的な観光交流の促進など県北地域を取り巻く環境が大きく変化している。
- ・ このような状況を踏まえ、首都圏を中心に、県北地域への新たな誘客策を展開し、交流・二地域居住、移住を促進する必要がある。

②事務事業の必要性・ねらい

- ・ 人の誘致に関する地域間競争が激化する中、首都圏を中心としたより幅広い年齢層への認知度向上を図り、県北地域へ誘引する必要がある。
- ・ このため、県北地域の食や自然等の地域資源を活用した新たな仕掛けを展開し、若年層からシニア層まで幅広い層をターゲットに、移住や交流・二地域居住の促進を図る。

③事業の内容

1) いばらき食彩の里推進事業

県北地域の魅力ある食材を使った料理コンテストを開催し、新たな食の名物を作り、地産地消を推進するとともに、イベントを通じた食の魅力の発信と県北地域への誘客と交流人口の拡大を図る。

- ・ 「茨城県北・“新名物”料理コンテスト ～あなたのレシピが名物に～」の開催

- | | | | |
|-----------|---|-----------------------------|-----------|
| (a)開催日 | ： | 一次審査 | H25.12.20 |
| | | 決勝審査・結果発表 | H26.1.24 |
| (b)募集対象 | ： | 県内外の料理人、料理学校生徒などの一般の方によるレシピ | |
| (c)募集テーマ | ： | 山料理・海料理・お土産の3部門を設定 | |
| (d)応募総数 | ： | 109件（山料理55件・海料理29件・お土産25件） | |
| (e)決勝審査方法 | ： | 一般審査員（47名）及び特別審査員（5名） | |
| (f)表彰数 | ： | 優 勝 | 3（各部門1件） |
| | | 準優勝 | 3（各部門1件） |
| | | 特別賞 | 3（各部門1件） |

(2) 実施した手続

- ・ 平成25年度いばらき食彩の里推進事業業務委託に係る一連の手続き（委託業者選定も含む）について妥当性を確認した。また、事業について資料閲覧・ヒアリングを実施した。

6. いばらき遊芸の里事業費

(1) 事業の概要

事業開始年度	平成 22 年度
平成 25 年度予算額	561 千円
平成 25 年度決算額	366 千円

①現況・課題

- ・ 県北地域においては、平成20年に国の「子ども農山漁村交流プロジェクト」による受入モデル地域の指定を受け、同じく受入地域協議会に指定された(財)グリーンふるさと振興機構と県、各市町、地域住民等が連携して、農林漁家民泊を中心とした体験型教育旅行の受入を推進してきた。
- ・ しかしながら、大震災及び原発事故の影響により、首都圏の小中学校等からの誘客は厳しい状況が続いている。
- ・ このため、各地域において、学校等のニーズに合った魅力的な旅行プログラムの造成、民泊を核とする体験受入体制の拡大・強化、旅行における環境や食の安全性の確保とアピールによる風評の払拭等の推進が必要。

②事務事業の必要性・ねらい

- ・ 県北地域における民泊受入組織は、平成24年4月現在で常陸太田市の里美山村交流会(42戸)及び大子町の子ども田舎体験推進協議会(40戸)であり、県北地域での教育旅行を全国的に通用するブランドとするためには、県北地域各地で民泊受入団体(地区)を育成・整備していく必要がある。
- ・ さらに、(財)グリーンふるさと振興機構や関係市町、地域住民・団体等と連携・協力の上、県北地域の豊かな自然、産業、歴史、文化等の地域資源を活用して、子供から大人まで楽しみながら学び体験する生涯学習の場「遊芸の里」づくりを展開して教育・研修旅行及びテーマ型旅行の誘致を強力に推進し、交流人口の拡大による地域活性化を図る。

③事業の内容

- 1) 県北地域における体験型教育・研修旅行の受入体制の整備・拡充及び誘致の推進
ア 体験型教育・研修旅行の受入体制の整備・拡充

県北各地域における民泊体験受入体制の整備促進(地域のリーダー養成、受入団体発足気運の醸成等)及び受入を開始している団体・各受入会員のレベルアップ等を目的として、研修会及び先進地への視察、情報・意見交換を実施する。

主な対象者	研修の目的・内容
<ul style="list-style-type: none"> ・民泊受入団体・農家等 ・体験交流施設・団体等 ・県北市町の関係職員 	教育旅行受入関係者・団体のレベルアップ, リーダーの養成 魅力的な体験・旅行メニューの造成(実践), 安全管理, 先進地視察等
<ul style="list-style-type: none"> ・民泊受入団体設立を検討中又は可能性のある地域の団体・農家等 	農家民泊受入体制整備の促進 農家民泊制度・内容の説明, 県内での実施例紹介, 現地視察(常陸太田市, 大子町等), 実施農家との意見交換等

※県・市町・財団の役割…相互に連携・協力して, 受入体制整備及び教育旅行誘致を推進する。

県 →意識醸成・民泊受入団体発足誘導, 広域的連携の調整・促進, 首都圏等PR支援

市町→各地域での民泊受入農家等の掘起し及び受入団体設立・運営の支援, 誘致PR

財団→圏域を一体とした教育旅行の企画・受注・催行, 体験交流プログラムの充実支援等

2) 県北地域への教育・研修旅行等の誘致の推進

(財) グリーンふるさと振興機構及び県北各市町と連携・協力の上, 首都圏の小・中学校及び区市町教育委員会を中心として, 県北地域への教育旅行(農家民泊による宿泊体験学習等)について, 個別訪問やモニターツアー等により情報提供・PRを行う。

また, 企業・大学・各種団体等を対象として, 教育研修, 社会貢献(復興支援含む)等を目的とした旅行の誘致や, 県北の地域資源を活用したテーマ型旅行の誘致も推進していく。

④過去の実績

○教育旅行の受入実績(学校・教育委員会主催, グリーンふるさと振興機構受入)

年度	受入学校等	学校数	参加者数	民泊受入地区
20	城里町立小学校	7校	153	常陸太田市
21	つくばみらい市立小, 潮来市立小, 神栖教委他	5校1団体	210	里美地区
22	横浜市立小, 水戸市私立小, 神栖市教委	2校1団体	210	里美2 大子1
	牛久市立小, 潮来市立小	3校	164	(県立西山研修所)
	計	5校1団体	374	
23	水戸市私立小	1校	78	大子町
	いわき市立小	2校	82	(日立市研修施設等)
	計		160	

24	水戸市私立小, 神栖市教委	1校1団体	157	大子町
	いわき市立小, 潮来市立小, 墨田区教委	3校1団体	464	(日立市研修施設等)
	計	4校2団体	621	

(2) 実施した手続

- ・ 事業の全体の概要とこれまでの事業の効果測定等について資料閲覧及びヒアリングを実施した。

(3) 指摘または意見

(PDCA サイクルの確立)

【意見】

「1. 県北地域整備推進事業」以下「6. いばらき遊芸の里事業」まで様々なイベントや事業が企画推進されているが、それらの事業の目的達成度や効果測定については把握しにくいところである。しかし、県北地域の過疎化対策、地域振興のためには過疎地域とされる常陸太田市(旧金砂郷町, 旧里美村, 旧水府村), 常陸大宮市(旧御前山村, 旧山方町, 旧美和村, 旧緒川村), 城里町(旧七会村), 大子町(全区域), これらの市町村間の連携を図り、効果的かつ効率的な施策が必要である。

また、それぞれの事業結果やその際のアンケート調査の結果等については、次年度以降の事業や同様の目的を持つ新規事業へのフィードバックが重要である。さらに、住民ニーズの分析等も必要と思われる。これらの様々な情報を踏まえて、県北地域全体の振興に関するPDCA サイクルを確立することが望ましい。県の強いリーダーシップのもとにPDCA サイクルが実践されることに期待したい。

7. 過疎地域自立促進交付金

(1) 事業の概要

事業開始年度	平成 22 年度
平成 25 年度予算額	30,000 千円
平成 25 年度決算額	30,000 千円

①現況・課題

- ・ 県北部に集中する過疎地域は、豊かな自然に恵まれているが、人口が継続的に減少し、財政力が脆弱であるため、各種公共施設等の整備が遅れており、さらに高齢化の急速な進展により、若者の少ない地域となっている。
- ・ 県は、過疎地域自立促進特別措置法（H33.3.31 までの時限立法）に基づき、過疎地域自立促進方針及び自立促進計画を策定し、過疎地域の自立促進のための各種対策を計画的に進めるとともに、過疎市町の自立促進計画に基づく施策に対する支援を行っている。

②事務事業の必要性・ねらい

- ・ 県では、平成 22 年度からの 6 年間を対象とする県過疎地域自立促進方針に基づき、過疎地域の自立促進について、地域の状況に応じた支援を実施する必要がある。
- ・ そのため、過疎地域自立促進計画に基づき、各市町が実施する地域づくりのための戦略的事業について支援を行う。

③事業の内容

1) 対象団体

- ・ 過疎市町（4 市町・9 地域）
 - 常陸太田市（旧金砂郷町，旧水府村，旧里美村）
 - 常陸大宮市（旧御前山村，旧山方町，旧美和村，旧緒川村）
 - 城里町（旧七会村），太子町

2) 事業スキーム

- ・ 過疎市町が、県の示す対象事業について、過疎債を財源として実施する場合、各市町の実負担の 1 / 2（全体事業費の 15%）相当額を交付金として交付
- ・ なお、県施策との連携事業を実施する場合は、市町の実負担の 10/10（全体事業費の 30%）相当額を交付金として交付
- ・ 交付金は、過疎債事業の実施年度に交付し、当該事業に充当した過疎債の償還に充てるための基金の積立等に充当

3) 対象事業

- ・ 過疎債を財源に実施する事業（下水道等の公共事業を除く）
- ・ 県施策連携事業については、県が設定する重点テーマ（広域連携の推進や県政の重要な施策の推進に資するもの）等に合致し、別途県が認める事業

4) 事業期間

- ・ 8 年間延長（法の有効期限である平成 33 年 3 月 31 日までの期間）

5) 事業費枠

- ・ 1 地域あたり 220,000 千円（11 年間）

6) 県負担積算

- ・ 事業費： 1 地域あたり 20,000 千円 × 9 地域 180,000 千円 … ①
- ・ 交付金： ① × 15% 27,000 千円 … ②

県施策連携事業（上記とは別枠）	3,000千円 …… ③
合 計（②+③）	30,000千円

④参考事項

1) 過疎対策法の推移

法の名称	施行期間	県内の対象市町村
過疎地域対策緊急措置法	S45. 4. 1～S55. 3. 31	9 市町村
過疎地域振興特別措置法	S55. 4. 1～H2. 3. 31	11 市町村
過疎地域活性化特別措置法	H2. 4. 1～H12. 3. 31	10 町村
過疎地域自立促進特別措置法	H12. 4. 1～H33. 3. 31	4 市町

2) 全国の過疎地域市町村数 : 775 市町村 (H24. 4. 1 現在)

(2) 実施した手続

- ・ 事業の全体の概要についてヒアリングを実施した。
- ・ 交付事業にかかる手続の合規性を確かめた。
- ・ 交付金の必要性について検討を実施した。

(3) 指摘または意見

(交付金の運用)

【意見】

過疎地域自立促進特別措置法（過疎法）にもとづき、法で指定された過疎地域において、過疎対策事業として該当する事業を実施するために過疎債を起債する場合に、その7割を国が補助し、残りを各自治体が負担することとなっている。

過疎地域自立促進交付金は、この各過疎地域自治体が負担する額のうち最大で半額を県が交付金の形で負担するものである。

平成 32 年度までの 11 年間の交付限度額は、一地区あたりの交付対象事業費（起債額）を 220,000 千円に設定し、各年 $20,000 \text{ 千円} \times 15\% = 3,000 \text{ 千円}$ としている。

これにより、「平成 25 年度茨城県過疎地域自立促進交付金の運用について」において、 $20,000 \text{ 千円} \times 9 \text{ 地区} \times 15\% = 27,000 \text{ 千円}$ に別枠の県施策連携事業 3,000 千円を合計して、交付金の総額を 30,000 千円以内として定め、交付している。

このうち、県施策連携事業に該当する事業は毎年度実施されているものではない。

実績として少ないのであれば、この上乘せ分にかかる交付金については、今後の制度設計において実情に応じた見直しを検討するべきである。

8. 県北地域振興事業全般

(今後の県北振興の取り組み)

【意見】

県は、県北地域の振興を県政の重要課題として捉え、平成 26 年度から県北振興監及び県北振興課を設置し体制の強化を図っているところであるが、今後、県北地域の振興をより一層進めていくうえで、特に以下の点について留意すべきと考える。

①市町村の自主性喚起・連携強化

地域振興は、本来はその市町村を主体とすべきものであり、市町村の自主性を喚起しながら県北地域の総合的な振興が図られるよう、県には全体的な視点からリーダーシップを発揮することを期待する。

また、平成 27 年度末にグリーンふるさと振興機構の解散が予定される中、これまで機構が取り組んできた施策の成果を今後活かしていくため、県と圏域市町は連携を一層強化しながら早急に県北振興の方針を立て取り組むべきである。

なお、機構はこうした全体の体制作り当たり、これまで担ってきた業務を適切に引継ぎ、地元市町村の福祉が衰退しないよう努めなければならない。

②県全体として地域振興事業の効果的・効率的な運営

県北振興課が施策を展開するうえでは、地域の独自性を生かす必要がある一方、同じく地域振興施策を実施する地域計画課など庁内関係部局との連携を取り、情報交換や県資源の効率的な活用に努めるべきである。

県全体としての地域振興策が効率的かつ効果的な政策になるよう心がけ、セクショナリズムの弊害が生じてはならない。

③地方創生の流れを踏まえた施策の展開

今般、国においては地方創生関連 2 法を制定し、東京一極集中是正や若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現などを目指した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するなど、人口減少を克服し、将来にわたって活力ある社会を実現するための政策を重点的に展開しようとしている。

県北地域の振興においても、こうした動向を的確に捉えながら、効果的な施策を打ち出していくことが重要である。

地域の活性化の鍵となる若年層を地方に呼び込み、移住・定住につなげていくための施策などに積極的に取り組むことを期待する。

9. グリーンふるさと振興機構の運営

同団体については出資団体のあり方に関する検討の中、自立を目指す意味で県や市町からの補助金を減らす方針としており、県は平成 24 年度の 15,000 千円の補助以降、補助金を交付していない。これまで県からは事業支援のため、グリーンふるさと振興機構支援事業補助金という形で毎年支出されていた。

現在、同団体の事業の遂行は、基本財産を每期取り崩す形で運営している。

○主な財務数値の推移

(千円)

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度 (計画)
県からの補助金	49,566	26,278	15,000	0	0
基本財産取崩	△16,000	△6,000	△27,000	△158,000	△251,000
基本財産残高	933,000	927,000	900,000	742,000	491,000
正味財産残高	965,509	958,649	922,675	813,774	-

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度 (計画)
経常収益	104,683	83,288	98,275	187,995	32,986
うち受取補助金 等を除く事業収 入や財産運用収 入等	47,473	51,825	79,270	187,995	32,986
経常費用	121,497	90,000	134,249	141,096	288,976
一般正味財産増 減額	△814	△860	△8,974	49,099	-
指定正味財産増 減額	△16,000	△6,000	△27,000	△158,000	-

(効率的な事業執行及び適切な財産の引継ぎ)

【意見】

地域振興の主役は各市町や地域住民であるとの考え方のもと、機構は、中期計画（平成 23～27 年度）において、圏域全体の振興に資するような広域的な施策や先導的な施策に重点化を図るという方向性を打ち出している。さらに、東日本大震災や原発事故の影響が根強く残る中、平成 25 年度以降、震災復興関連事業等に集中的に取り組んでいる。

この結果、上記のように機構の事業費は増加し、平成 26 年度の経常費用計画値は平成 25 年度の倍となっている。

その事業費は基本財産を取り崩して捻出しているが、事業実施に当たっては、取り崩し額に見合った効果が得られるよう努めなければならない。

平成 26 年度の機構の多額の事業費がそれに見合う効果を発揮するかどうかについて、県は厳格にモニタリングしなければならない。

また、機構の解散が平成 27 年度末に予定される中、県及び市町は、引き続き基本財産が圏域の振興という共通目的のために活用されるよう、財産の適切な引継ぎを図る必要がある。このため、最大の出捐者である県は、機構及び圏域市町とともに早急に方向性を検討し、解散に向けた手続が円滑に行われるよう、指導に努めるべきである。

Ⅲ 関連団体に関する指摘または意見

● 鹿島臨海鉄道株式会社

1. 概要

(1) 設立年月日

- ・ 昭和44年4月1日

(2) 設立目的及び沿革

同社は、鹿島臨海工業地帯の生産品及び原料の輸送を主たる目的として、日本国有鉄道（現 JR 貨物）、茨城県及び進出企業の共同出資により、昭和44年4月1日に設立された。

昭和45年1月17日に工事施工認可を受け、国鉄北鹿島駅と同社奥野谷浜（おくのやはま）駅間を結ぶ19.2kmの工事に着手、昭和45年11月12日から鹿島臨港線として営業を開始した。

昭和53年5月25日から昭和58年8月6日まで、新東京国際空港への航空燃料を暫定輸送する一方、これに関連して昭和53年7月25日から昭和58年11月30日まで、旅客営業を実施している。

昭和59年4月27日の臨時株主総会において、建設中の国鉄鹿島線水戸駅、北鹿島駅（現鹿島サッカースタジアム駅）間を国鉄に代わって経営することを決定し、昭和59年9月11日に地方鉄道事業免許を受け、昭和60年3月14日から大洗鹿島線として、旅客営業を開始した。

(3) 業務内容

① 旅客運輸事業

大洗鹿島線として、JR水戸駅から鹿島サッカースタジアム駅間の53.0kmとJR鹿島神宮駅までの3.2kmの直通乗り入れを合せ、計56.2kmの旅客鉄道事業を実施し、通勤・通学・買物等、地域住民の生活を支える公共交通として利用されている。鹿島サッカースタジアムでの試合開催日等には、鹿島サッカースタジアム駅に列車を臨時停車させ、車両の増結や臨時列車の運行を行っている。平成14年3月21日にオープンした「アクアワールド茨城県大洗水族館」（大洗駅降車）や大洗駅等からのウォーキングを楽しむ利

用者、小学校の校外学習にも大洗鹿島線が利用されている。また、駅売店の運営、施設賃貸などの関連事業を実施している。

②貨物運輸事業

鹿島臨港線として、鹿島サッカースタジアム駅と同社奥野谷浜駅間を結ぶ 19.2 km の貨物鉄道事業を実施し、コンテナ貨物の輸送を中心に、鹿島臨海工業地帯の輸送動脈として、地域の経済発展に寄与している。

(4) 所管部署

企画部 企画課

(5) 出資状況

資本金（基本財産）		1,226,000 千円	設立年月日	昭和 44 年 4 月 1 日
主な出資者	出資順位	出資者名	出資額(千円)	出資比率
	1	日本貨物鉄道株式会社	460,000	37.5%
	2	茨城県	350,000	28.5%
	3	新日鐵住金株式会社	60,000	4.9%
	4	三菱化学株式会社	54,800	4.5%
	5	全国農業協同組合連合会	36,000	2.9%
	その他	昭和産業株式会社など 18	265,200	21.6%

2. 財務状況等

旅客営業について、沿線人口の減少、高齢化、マイカー利用へのシフトなど、依然として会社を取り巻く経営環境は厳しい。

平成 25 年度は当期純利益が生じているが、旅客運輸事業は継続して損失を計上している。

(単位：千円)

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
損益の状況	売上高	939,863	1,106,128	1,175,978
	売上原価	985,241	1,019,349	1,073,329
	売上総損益金額	△ 45,378	86,779	102,649
	販売費及び一般管理費	122,958	131,251	123,839
	うち役員人件費(原価計上分含む)	35,314	35,362	35,407
	うち職員人件費(原価計上分含む)	608,564	626,830	636,295

	営業損益金額		△ 168,336	△ 44,472	△ 21,190	
		営業外収益	43,783	29,734	30,930	
		営業外費用	2,132	2,004	1,897	
	経常損益金額		△ 126,685	△ 16,742	7,843	
		特別利益	1,201,948	40,907	228,249	
		特別損失	1,007,823	18,883	213,560	
		法人税・住民税・事業税	△ 1,060	5,520	3,104	
	当期純損益金額		68,500	△ 238	19,428	
	貸借対照表	資産		5,162,613	4,192,746	4,380,264
			流動資産	2,373,723	1,094,936	1,046,701
固定資産			2,788,890	3,097,810	3,333,563	
繰延資産			-	-	-	
負債		2,089,955	1,112,028	1,279,055		
		流動負債		1,274,256	278,209	580,126
			うち短期借入金	-	-	-
		固定負債		815,699	833,819	698,929
			うち長期借入金	-	-	-
純資産		3,072,658	3,080,718	3,101,209		
	資本金		1,226,000	1,226,000	1,226,000	
	利益剰余金等		1,846,658	1,854,718	1,875,209	
県財政関与状況	補助金		931,730	15,891	147,478	
	委託料		3,570	7,600	-	
	貸付金		-	-	-	
	その他（分担金・負担金・出資金等）		-	-	-	
		合 計		935,300	23,491	147,478
			財政的関与の割合（%）	99.5%	2.1%	12.5%
	損失補償・債務保証契約に係る債務残高（期末）		-	-	-	
	借入金残高（期末）		-	-	-	
	合 計		-	-	-	

3. 県との関係

(1) 人的関係

役職員の状況〔各年度7月1日現在〕

(単位：人)

		平成 24 年			平成 25 年			平成 26 年		
			県派遣	県OB		県派遣	県OB		県派遣	県OB
役員	常勤理事・監事	6	0	2	6	0	2	6	0	2
	非常勤理事・監事	15	3	0	15	3	0	14	3	0
	計	21	3	2	21	3	2	20	3	2
職員	管理職	12	1	0	13	1	0	12	1	0
	一般職	80	0	0	79	0	0	74	0	0
	嘱託・臨時職員等	23			23			26		
	計	115	1	0	115	1	0	112	1	0

(2) 取引関係

①平成 25 年度の県からの補助金及び補助事業一覧

(単位：千円)

企画課	茨城県鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金(鉄道施設総合安全対策事業費補助金)	139,872	安全性評価・対策検討緊急事業並びに緊急老朽化対策事業
企画課	茨城県鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金	7,606	鉄道の安全輸送設備整備に対する補助

②平成 25 年度の県からの委託料一覧

平成 25 年度の県からの委託料なし。なお、平成 24 年度までは鹿島臨海鉄道復興・沿線活性化事業にかかる委託料があった。

③出資団体が指定管理者に選定されている公の施設

該当なし。

4. 写真等

< 鹿島臨海鉄道ガルパン仕様列車 >



5. 監査の結果

(1) 事業の評価

1) 事業の概要

- ・ 上記参照。

2) 実施した手続等

- ・ 鹿島臨海鉄道本社にて、平成 25 年度事業報告書や平成 23 年度～平成 25 年度分確定申告書（控え）、3 期比較経営分析表、年度別輸送実績一覧、大洗鹿島線の年度別利用者の推移等、会社作成の資料や「お客様の声」やホームページへの問い合わせへの対応履歴等、一連の資料の閲覧及びヒアリングを実施した。
- ・ 平成 24 年度包括外部監査結果の指摘事項への対応をヒアリング等により確認した。
- ・ 旅客部門の収益力改善
平成 25 年度決算の部門別税引き前当期利益

旅客部門（鉄道事業）	△119,418 千円
" （付帯事業）	90,974 千円
旅客部門合計	△28,444 千円
貨物部門	50,976 千円
全社	22,532 千円

3期比較経営分析表によると、過去3年間にわたって営業損失を計上している。

経営努力の結果、営業損失は、年々改善されているが、厳しい経営状況である。平成25年度決算の部門別損益計算書を確認すると、貨物部門は営業利益、経常利益を産み出しているが、旅客部門の損失がそれを相殺しており、旅客部門の収益力改善が喫緊の課題である。

旅客部門の損失の主な原因は、利用者の減少によるもので、平成4年度と比較して約40%減少している（「大洗鹿島線の年度別利用者の推移」参照）。旅客部門の収益力改善の経営努力に期待したい。

それに比べ貨物の輸送量は、東日本大震災により平成23年度に減少したものの、平成25年度には、震災前の平成22年度を上回る実績を計上している。

好調な貨物部門については、既存の顧客に対する集荷量を高めるとともに、新規顧客開拓による集荷量増加を図るべく営業努力に期待したい。

地域鉄道の旅客輸送量は全国的に低迷しているが、今後、高齢化により公共交通機関の需要の増加が見込まれており、鉄道も含めた公共交通の充実が沿線地域全体で考えるべき課題である。大洗鹿島線は、沿線自治体の街づくりにとって大きな魅力となるものであることから、当社が中心となって、沿線自治体と協働で総合的なマーケティング戦略を実施し、利用者の増加へと展開させていくことが望ましい。

利用者のニーズや要望については、沿線自治体と合同で沿線企業を訪問し、ヒアリングを実施しているほか、意見箱「お客様の声」の設置、ホームページの「お問い合わせ」ページなどにより、把握に努めている。特に、お客様からの問い合わせについては丁寧に回答し、クレームには迅速に、かつ丁寧に対応している。今後は、さらにもう一歩進んで、顧客満足度調査を実施し、新たな視点で利用者ニーズ等を把握することに期待したい。

また、大洗鹿島線では、こいのぼり列車や納涼ビール列車などのイベントも企画され実施されている。これらの沿線の自治体を巻き込んだ取り組みが、利用者の増加、さらには沿線自治体の魅力度アップに大きく貢献することに期待したい。

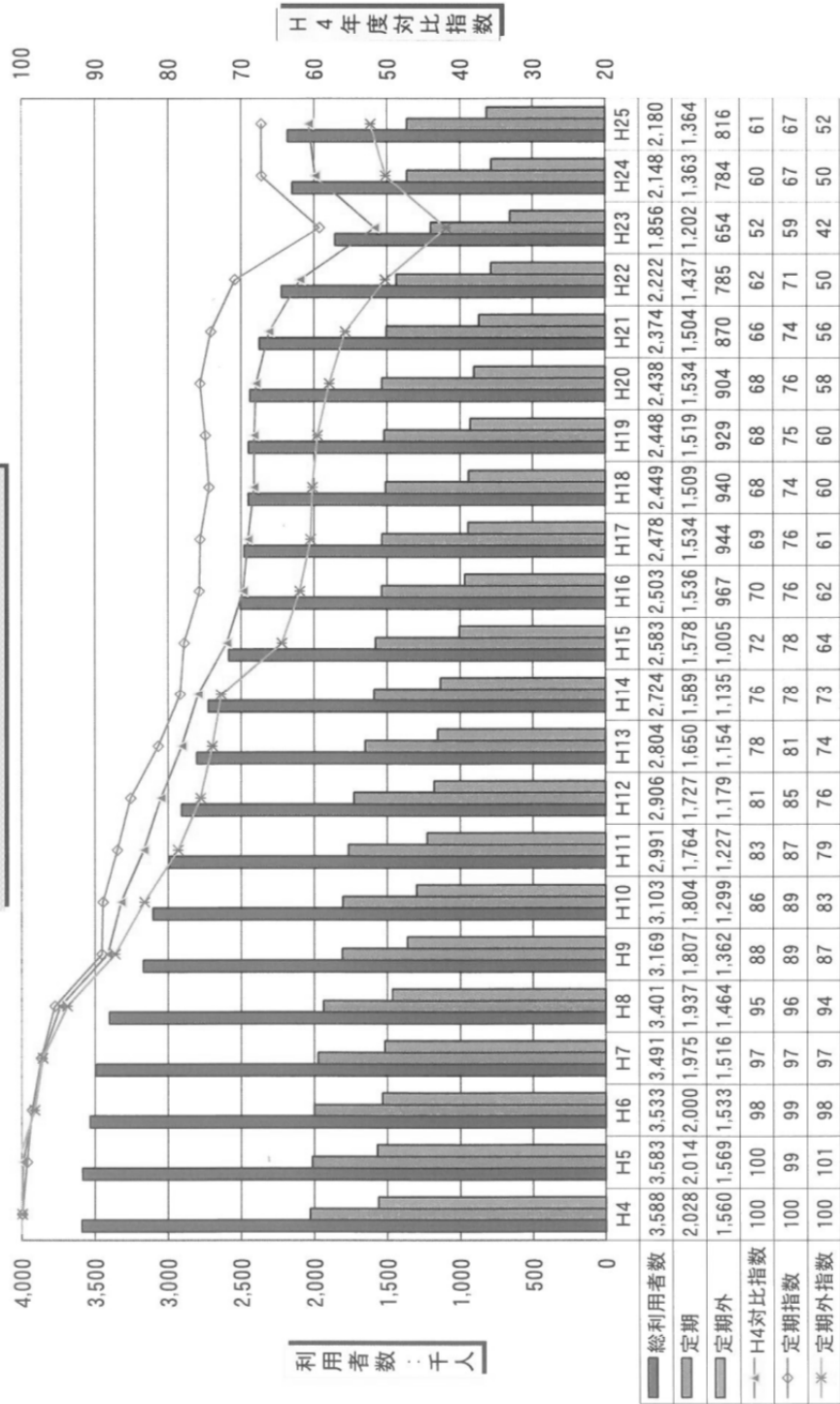
東日本大震災で被災した鉄道施設について、沿線自治体と協力し、国からの補助金を活用しながら復旧させた事実があることについて確認した。こうした地元と一体となり協働して公共交通を維持していく取組が継続的に必要である。

なお、2件の遊休土地のうち1件については、平成26年度に入ってから売却したことを確認した。残りの1件の土地については売却も難しい立地との回答も得たが、有効活用または売却の努力に期待するところである。

- 平成24年度度包括外部監査結果の指摘事項への対応

平成25年6月1日にコンプライアンス関連規定を整備したこと、出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要項の規定に基づき、半年に1回以上、監査役が内部監査を実施し、その結果を県に報告していることを確認した。

大洗鹿島線の年度別利用者の推移



年度

(2) 人事・組織評価

1) 実施した手続

- ・ 取締役会等議事録及び法人の給与に関する資料の確認及びヒアリングを実施した。

2) 指摘または意見

(議事録の記載不備について)

【指摘】

平成 25 年度定時株主総会において決議された監査役退職慰労金支給案件において、その支給については承認されており、その詳細については、監査役会において決議することとされている。定時株主総会後の監査役会において、詳細についての議案の承認を経て支給している旨の説明を受けたが、監査役会議事録においては、該当案件に対する議事の記録がされていない。議事録には、その会議において提案された議題、内容及びその採決について記録されなければならない。

(3) 資産評価等

1) 実施した手続

- ・ 会社の資産の管理状況や文書の管理状況について資料の確認及びヒアリングを実施した。

鉄道会社において鉄道施設等の修繕は安全性の観点から非常に重要なものとなる。同社では毎期安全報告書を作成し公開しており、安全性には十分な配慮をしている事が見受けられる。同社の鉄道施設や設備は老朽化しており、修繕等により安全性を確保していく必要がある。今後増加していく修繕にかかるコストについては、経済性も考慮しなければならないため、具体的な中長期の修繕計画を県や沿線自治体と一体となり打ち立てて、計画的な修繕が行われる事を期待したい。

2) 指摘または意見

(大規模修繕に関する協力体制)

【意見】

同社は、大洗鹿島線支援検討協議会（水戸市、鹿嶋市、鉾田市、大洗町、茨城県及び同社で構成）の中で老朽化設備の更新計画を検討中である。

自己負担のみでは対応できない大規模にならざるを得ない修繕は、県や沿線自治体に働きかけ、連携して実施し、沿線地域の福祉を減退させないような努力を継続されたい。

(固定資産管理システム)

【意見】

資産合計 4,380 百万円に占める有形・無形固定資産の残高は 1,353 百万円であり、件数も多く多額となるこれらの固定資産について、固定資産台帳の管理は管理システムを導入した方が効率的である。

現在はエクセルデータのみで管理しており、減価償却額もこのエクセルシートをもとに算定している。一般的に、計算ミスも起こりやすく、また決算にあたりチェックが煩雑となる。

(諸規程類の更新)

【指摘】

土地及び施設の管理規程等、各種規程における組織図や組織管理責任者が現状と整合していないものが複数あるため、改訂が必要である。

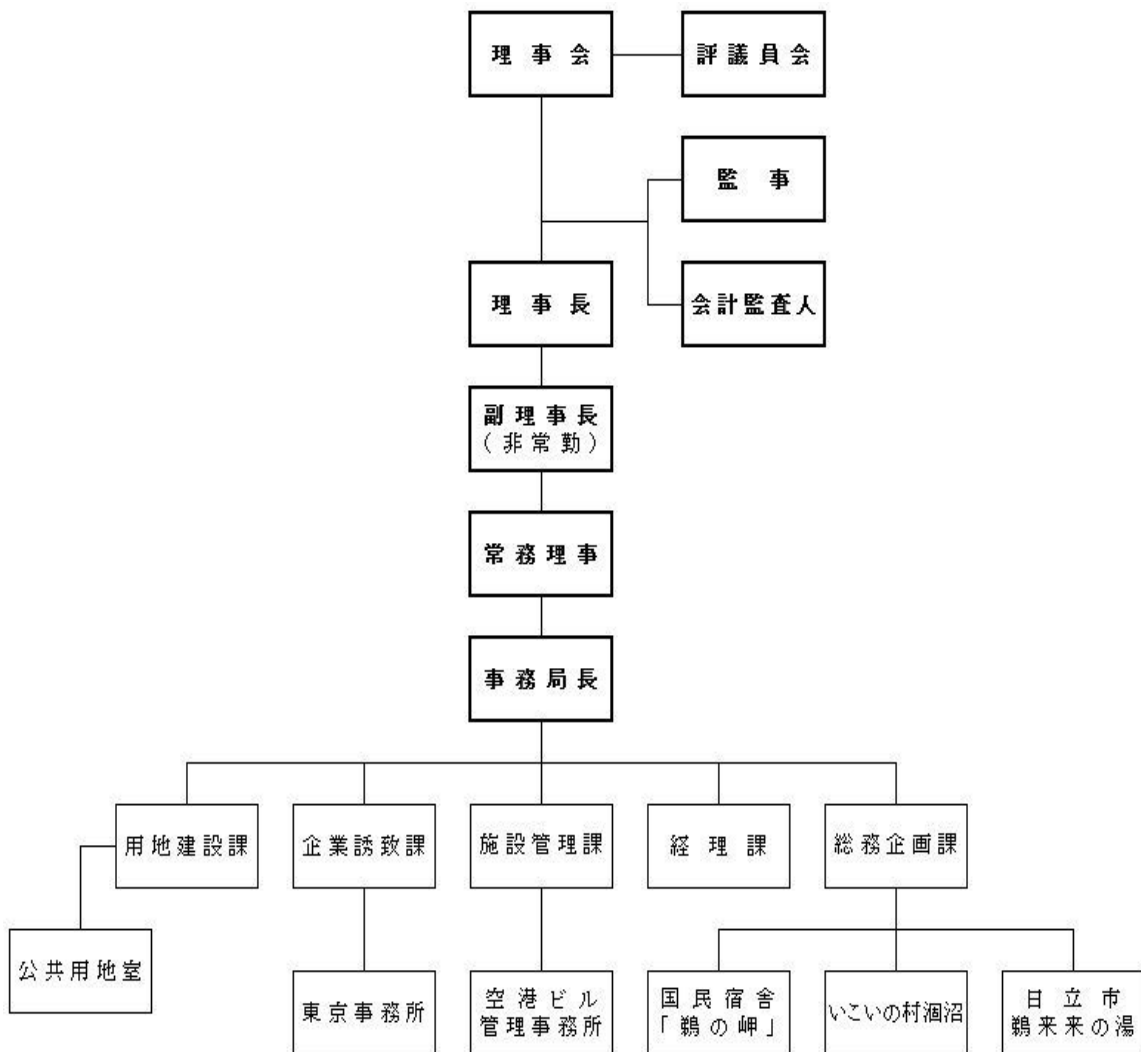
●公益財団法人 茨城県開発公社

1. 概要

(1) 設立年月日

- ・ 昭和 35 年 3 月 28 日

(2) 組織



(3) 設立目的

公益財団法人茨城県開発公社は、自然資源の有効な利用による開発整備により、各種産業の地域振興事業を推進するとともに、県政の健全運営の確保に協力し、県土の均衡ある発展と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(4) 沿革

- 1960年(昭和35年) 3月 財団法人茨城県開発公社設立。
基本財産5千万円(県が全額出資)
主な業務は、工業団地の造成、住宅団地の造成、公共用地の取得とする。
- 1971年(昭和46年) 4月 基本財産を9千万円に増額。(自社資金4千万円増額)
- 2000年(平成12年) 4月 総務部(総務課, 企画課, 経理課, 施設管理課), 用地部(産業用地課, 公共用地課, 高速道路課), 建設部(建設第一課, 建設第二課), 企業誘致室の3部9課1室制並びに4出先機関とする。
- 2001年(平成13年) 4月 総務部(総務課, 企画課, 経理課, 施設管理課), 用地部(産業用地課, 公共用地課, 高速道路課), 建設部(建設第一課, 建設第二課), 企業誘致室の3部9課1室制並びに5出先機関とする。
- 2003年(平成15年) 4月 総務部(総務課, 企画課, 経理課, 施設管理局福祉施設課), 用地部(産業用地課, 公共用地課, 高速道路課), 建設部(建設第一課, 建設第二課), 企業誘致室の3部1局9課1室制並びに6出先機関とする。
- 2004年(平成16年) 4月 総務部(総務課, 企画課, 経理課), 施設管理部(福祉施設課, ビル管理室), 用地建設部(産業用地課, 公共用地課, 高速道路課, 建設局建設課), 企業誘致室の3部8課2室制並びに6出先機関とする。
- 2006年(平成18年) 4月 総務部(総務課, 企画課, 経理課, ビル管理室, 施設管理局福祉施設課), 企業誘致部(企業誘致課, 用地建設課, 公共用地課)の2部1局7課1室制並びに6出先機関とする。
- 2008年(平成20年) 4月 総務部(総務課, 企画課, 茨城空港ターミナルビル準備室, 経理課, ビル管理室, 施設管理局福祉施設課), 企業誘致部(企業誘致課, 用地建設課, 公共用地室)の2部1局6課3室制並びに6出先機関とする。
- 2009年(平成21年) 4月 総務部(総務課, 企画課, 茨城空港ターミナルビル準備室, 経理課, 施設管理課), 企業誘致部(企業誘致課, 用地建設課, 公共用地室)の2部6課2室並びに5出先機関とする。

- 2010年(平成22年) 4月 総務部(総務企画課, 経理課, 施設管理課), 企業誘致部(企業誘致課, 用地建設課, 公共用地室)の2部5課1室並びに6出先機関とする。
- 2011年(平成23年) 4月 事務局(総務企画課, 経理課, 施設管理課, 企業誘致課, 用地建設課, 公共用地室)の1局5課1室並びに6出先機関とする。
- 2012年(平成24年) 4月 事務局(総務企画課, 経理課, 施設管理課, 企業誘致課, 用地建設課, 公共用地室)の1局5課1室並びに5出先機関とする。
- 2013年(平成25年) 4月 公益財団法人茨城県開発公社へ移行登記。

(5) 業務内容

公益財団法人として, 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号にもとづいて, 上記の公益目的を達成するための事業として公益事業を行う他, 収益目的で自主的に行う収益事業を展開している。

○同法の別表(第2条関係)において定義される公益事業は下記のとおりである。

別表(第二条関係)

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故, 災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育, スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し, 又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種, 性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由, 信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業

- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用，整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資，エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか，公益に関する事業として政令で定めるもの

※茨城県開発公社の実施する公益事業のうち、

- ・ 土地開発事業は上記の五，十七，十九に該当
- ・ 茨城空港旅客ターミナルビル事業は上記の十七，十八に該当

①公益事業

1) 土地開発事業

県土の有効な利用を図り，産業基盤等の開発整備による地域振興に寄与する事業。

2) 茨城空港旅客ターミナルビル事業

国の空港事業と密接な関係を有する旅客ターミナルビルの建設，管理及び運営を行い，公共交通機関等に賃貸する事業。

②収益事業

1) 福祉施設事業

- ・ 県の指定管理を受け，福祉施設等の管理運営を行う事業（国民宿舎「鵜の岬」事業）
- ・ 県民福祉の増進のため，宿泊施設等の管理運営を行う事業（いこいの村廻沼事業）
- ・ 市の指定管理を受け，温泉施設の管理運営を行う事業（日立市鵜来来の湯十王事業）

2) ビル管理事業

- ・ ビルの建設及び管理運営を行う事業
- ・ ビル事業の補完施設として，駐車場及び会議室の管理運営を行う事業

3) その他

法人の管理業務に係るものを法人会計事業として別途区分している。

なお、平成 25 年度において実施している事業は上記のとおりであるが、平成 23 年度までワープステーション江戸事業、平成 24 年度までインランド・デポ事業を実施していたが、いずれも翌年度に事業譲渡している。

(6) 所管部署

企画部 事業推進課

(7) 出資状況

資本金（基本財産）	90,000	千円	設立年月日	昭和 35 年 3 月 28 日
主な出資者	出資順位	出資者名	出資額（千円）	出資比率
	1	茨城県	50,000	55.6%
	2	公益財団法人 茨城県開発公社	40,000	44.4%

2. 財務状況等

(単位：千円)

区分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
正味財産増減計算書	一般正味財産	経常収益	34,921,153	62,499,902	4,924,972
		基本財産運用益	1,328	-	27
		事業収益	34,846,353	62,472,654	4,893,760
		受取補助金等	26,457	2,141	2,385
		その他収益	47,015	25,107	28,800
		経常費用	33,789,146	62,101,216	4,965,261
		事業費	33,760,444	62,060,439	4,909,974
		管理費	28,702	40,777	55,287
		うち役員人件費	10,184	9,987	10,395
		うち職員人件費	957,818	950,473	1,012,353
		評価損益等	-	-	-
	経常増減額	1,132,007	398,686	△ 40,289	
	経常外収益	1,711,523	1,827,945	3,618,583	
	経常外費用	143,496	232,245	4,265,782	
経常外増減額	1,568,027	1,595,700	△ 647,199		
一般正味財産増減額	2,700,034	1,994,386	△ 687,488		

	指定正味財産増減額	△ 3,385	△ 1,935	△ 2,385
	正味財産期末残高	5,027,589	7,020,040	6,330,167
貸借対照表	資産合計	86,244,217	23,308,479	16,621,428
	流動資産	65,162,274	10,197,831	8,834,088
	固定資産	21,081,943	13,110,648	7,787,340
	負債合計	81,216,628	16,288,439	10,291,261
	流動負債	41,323,246	6,176,770	1,023,184
	うち短期借入金	39,965,785	5,013,337	-
	固定負債	39,893,382	10,111,669	9,268,077
	うち長期借入金	39,151,898	9,313,212	8,275,884
	正味財産合計	5,027,589	7,020,040	6,330,167
	基本財産充当額	90,000	90,000	90,000

3. 県との関係

(1) 人的関係

役職員の状況〔各年度7月1日現在〕

(単位：人)

		平成24年			平成25年			平成26年		
		県派遣	県OB		県派遣	県OB		県派遣	県OB	
役員	常勤理事・監事	2	-	2	2	-	2	2	-	2
	非常勤理事・監事	9	2	-	8	2	-	8	2	-
	計	11	2	2	10	2	2	10	2	2
職員	管理職	17	1	1	13	1	1	12	1	1
	一般職	67	4	-	66	4	-	63	3	-
	嘱託・臨時職員等	44	/	/	48	/	/	52	/	/
	計	128	5	1	127	5	1	127	4	1

(2) 取引関係

①平成25年度の県からの補助金及び補助事業

(単位：千円)

事業推進課	経営支援補助金	457,164	低価格評価損に係る補助
事業推進課	経営支援補助金	3,000,000	土地の減損に係る補助

②平成 25 年度の県からの貸付金一覧

(単位：千円)

事業推進課	経営支援貸付金	4,799,657	分譲中団地の金利負担軽減のための貸付
-------	---------	-----------	--------------------

③平成 25 年度の県からの委託料一覧

(単位：千円)

立地推進室	茨城の産業イメージアップ	4,275	震災後の企業における茨城のイメージや設備投資先に求める立地条件等の変化を調査し、結果をふまえて経済誌でPRする
事業推進課	未造成団地等の除草・不法投棄監視	872	除草・集草及び処分等
観光物産課	伊師浜国民休養地事業	3,200	休養地内及び施設設備の維持管理
空港対策課	茨城空港駐車場管理	19,881	監視カメラ・放送設備による駐車場の誘導案内及び巡回警備等
空港対策課	空港活用観光推進	30,606	茨城空港内において空港を活用したイベントにより誘客促進及び地域振興を図る
空港対策課	空港連絡バス運行	62,996	茨城空港と東京都心を結ぶバスの運行
観光物産課	外国人観光客受入体制整備	8,084	茨城空港内での外国人観光客をはじめとする空港利用者に対する人材育成

④出資団体が指定管理者に選定されている公の施設

施設名称	茨城県立国民宿舎「鶴の岬」			公募・非公募の別			非公募
指定期間	平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日			利用料金制導入の有無			有
施設に係る従事者数(人)	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		
	137	138	145	136	149		

(参考) 日立市の施設

施設 名称	日立市鶴来来の湯十王		公募・非公募の別			非公募
指定 期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日		利用料金制導入の有無			無
施設に係る従事者数(人)	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	
	45	43	44	44	43	

4. 写真等

<開発公社ビル>



<左：茨城工業団地 右：南中郷工業団地>



5. 監査の結果

(1) 事業評価

①事業全体

1) 事業の概要

- ・ 上記参照。

2) 実施した手続

事業の概要をヒアリングし、経営計画や決算資料を通査し、事業運営が合理的、経済的に行われていることを確かめた。

3) 指摘または意見

(更なるコスト削減策の策定)

【意見】

茨城県開発公社については、平成 21 年 10 月 30 日に「茨城県開発公社経営改革プラン」を策定され、平成 21 年から平成 30 年度までを計画期間として 10 年間の計画的な支援を受けることとなった。その後、5 年目に支援策を見直し、平成 26 年 3 月 24 日に「茨城県開発公社経営改革プラン」が一部改定された。支援策の見直しに伴って、開発公社ビル・駐車場の減損又は売却損に伴う損失処理に充当予定であった補助金（当初計画時は平成 28 年度から平成 30 年度に 50 億円）を、当該施設の減損処理の必要が生じた平成 25 年度に 30 億円を補助されたものである。また、茨城県としては、当該補助金をもって、茨城県開発公社に対する経営支援補助金を終了し、今後は茨城県開発公社が自立化できるよう指導を徹底しているところである。

茨城県が、茨城県開発公社に対して経営支援補助を実施した目的は、茨城県開発公社の経営を健全化させるとともに、茨城県開発公社が損失補償付借入を全額返済することにより、茨城県の将来負担額を縮減させるということにあった。

30 億円もの経営支援を実施したことについて県民の理解を得るためには、できる限りのコスト削減策を実施したことが客観的に認められる場合に限られると考える。そして、当該コスト削減策を茨城県開発公社が策定し、茨城県がその策定を支援することが、茨城県開発公社の自立化には必要である。茨城県開発公社は、毎年度の事業計画において今後とも更なるコスト削減策や売上拡大策を、現場の意見を踏まえたうえで具体的に示す必要があると考える。

茨城県開発公社が自立化して経営を行うためには、当該事業計画にコスト削減策を反映させることが望ましい。

②収益事業

1) 事業の概要

- ・ 上記参照。

2) 実施した手続

事業の概要をヒアリングし、経営計画や決算資料を通査し、事業運営が合理的、経済的に行われていることを確かめた。

3) 指摘または意見

<大町ビル管理事業>

公社では、茨城県開発公社ビルの他、水戸市内に大町ビルを所有しているが、同ビルの賃貸スペースである2階から5階までの合計1,160.18㎡について、1社との賃貸借契約を締結しており、同テナントとの契約期間は平成26年度までであり、今後同テナントとの賃貸借契約の更新に向けて調整する予定となっている。

なお大町ビルは昭和46年に建設されて40年以上が経過し老朽化が進んでおり、建て替えや修繕の検討も必要となる中で、当然に入居テナントの引き留めは経営上での要留意事項となるものである。

(テナントリスクへの対応)

【意見】

大町ビルは現在1社への一棟貸しであり、この点でテナントリスクがある。現在の賃貸借契約は2年ごとに更新している形だが、今後更新する契約はリスクを軽減するために、期間を長期とし、かつ違約条項を盛り込んでおく事が望ましい。

<いこいの村涸沼事業>

昭和52年より開始された事業であり、平成17年に県から開発公社が施設を取得し、宿泊施設を運営するものである。

約150,000㎡の敷地面積を有し、最大宿泊人員は146名、テニスコートやグラウンド・ゴルフなどのレクリエーション施設がある。

年間宿泊者数は平成25年度において27,249人、利用率は51.8%であった。震災のあった平成23年度と比較すれば増加しているが、それ以前の30,000人前後の水準までは回復していない。

現在はグラウンド・ゴルフ大会等のイベントも実施して宿泊人数の確保をはかっている。

○事業の経常損益の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
経常収益	473, 124 千円	503, 107 千円	493, 555 千円
経常費用	487, 818 千円	503, 627 千円	524, 023 千円
経常利益	△14, 694 千円	△520 千円	△30, 468 千円

※ 上記のように経常損失が継続しているが、原発賠償金収入等の経常外収入によって平成 21 年度以降、黒字が確保されている。

当初の経営プランでは、同施設は事業の譲渡を予定して、譲渡損 411 百万円及び撤去費 589 百万円の計 10 億円を想定し、県は施設を譲渡した場合の譲渡支援補助金として同額を支援する予定であったが、①13 件に打診したが譲渡先が見当たらないことと、②現状では債務超過に陥るおそれがないことから、これを見送っている。

同施設は、茨城県開発公社経営プランにおいても、黒字化を条件に施設運営を継続することとされたため、売上確保及び経費削減に向けた自助努力を継続し効率的な施設運営を図ってゆく方針である。

経営を継続していく前提においては、建設されて長期が経過した施設について修繕が必要となる。

○貸借対照表に計上されている施設の資産

	帳簿価額	面積等
建物	108, 839, 355 円	6, 339. 16 m ²
土地	147, 603, 009 円	151, 100. 53 m ²
温泉利用権	7, 287, 500 円	-

(修繕計画の未作成)

【意見】

平成 26 年度事業計画書においては、「いこいの村潤沼事業は、平成 27 年度に予定する大規模修繕による影響で収容人員が減少しないよう修繕計画を検討する」と記載されている。

この点、会社作成の中期計画においては、平成 27 年度の大規模修繕を概算数値で記載しているものの、具体的な修繕計画については平成 26 年 12 月の往査時点で、いまだに策定していないとのことである。

大規模修繕計画については綿密に策定するとともに、修繕後の業績について計画と比較し事後検証をするべきである。

<国民宿舎「鵜の岬」事業>

開発公社が茨城県より指定管理者の指定を受けて、国民宿舎「鵜の岬」および茨城県立カントリープラザ「鵜の岬」の宿泊施設を管理運営するものであり、開業は昭和46年である。

利用者は宿泊者で年間おおよそ60,000人前後であり、宿泊定員利用率は90%前後となっている。

現在の指定管理期間は平成23年度から5年間であり、県からの指定管理料の支払いはない。指定管理者制度導入後、開発公社以外が受託者となった実績はない。

同施設の指定管理は非公募としているが、これは県の指定管理者制度実施要領にもとづいている。

○指定管理者制度実施要領 抜粋

次の考え方に示すとおり、特定の団体以外では施設の設置目的の達成や適正な運営の確保ができないことが明らかな場合には、公募によらないことができるものとする。

(公募によらないことができる施設の考え方)

- ① 廃止又は譲渡等の決定や大規模改修等の計画、施設のあり方の検討など、継続した指定管理期間の設定が困難な施設
- ② 管理受託者の所有施設又は隣接施設との一体的な管理運営や密接な連携等によって効率的、効果的な管理運営が図られる施設
- ③ 調査研究の継続性、学術的成果や高度な専門知識・技術等の蓄積・活用が必要とされ、従前の管理委託団体が指定管理者となることが適当な施設
- ④ 地域振興の観点や施設所在市町村との施策の連携上、当該市町村が指定管理者となることが適当な施設
- ⑤ その他、緊急な場合など公募を行わないことに合理的な理由がある場合

※ 同施設の場合、上記の②に該当するものと整理している。

(収支報告書の不備)

【指摘】

茨城県立国民宿舎「鵜の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鵜の岬」の管理に関する基本協定書第20条によると、毎年度終了後、茨城県開発公社は茨城県に対して「料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等（以下、収支報告書という）を報告する旨を記載してある。収支報告書の金額と正味財産増減計算書との金額とが一致しておらず、以下のような差額が生じている。

	収支報告書	正味財産増減計算書	差額
収入又は収益	1,184,704 千円	1,187,818 千円	3,114 千円
支出又は費用	1,155,776 千円	1,167,990 千円	12,214 千円
収支又は正味財産増減額	28,928 千円	19,828 千円	9,100 千円

収支報告書の金額と正味財産増減計算書のご金額とが一致しない原因は、収支報告書を早期に提出する必要があるため、概算額による報告を行っているとのことであった。しかし、収支報告書は指定管理業務における収支状況を報告する重要な書類であるため、確定額による報告を行うべきである。

<日上市鶴来来の湯十王事業>

(事業報告書の不備)

【指摘】

「日上市鶴来来の湯十王の管理に関する基本協定書」第12条(2)によると、毎年度終了後、利用状況及び利用拒否等の件数・理由を提出することになっている。

利用状況報告書を提出しているが、利用拒否等の件数・理由は提出していない。この点、利用拒否は通常あり得ないとのことであるが、基本協定書において報告書の内容として規定している以上、利用拒否等の件数・理由を報告すべきである。

(2) 資産評価等

1) 実施した手続

- ・ 所有建物である、開発公社ビル(笠原町)、開発公社ビル(大町)、空港ターミナルビル、いこいの村酒沼、これらの資産について固定資産台帳兼減価償却明細書を確認した。
- ・ 資産の購入や大規模修繕に関する資料(稟議書等)を確認した。
- ・ また、「市町村別代替地保有状況」を閲覧し、売却済みの土地売却手続きについて一連の資料等を確認した。

2) 指摘または意見

(代替地の早期処分)

【意見】

工業団地を造成するに当たり、地権者から土地を購入する。地権者は金銭の代わりに代替地を要求するケースがある。取得して当該代替地に充てた部分の残地が、年度末において、156,241.00 m²(簿価463,713,585円)存在する。「市町村別代替地保有状況」を確認したところ2件売却されており、その手続き等については適正に処理され、一連の書類も整然と保管されていた。

残存する売却困難物件についてはさらなる営業努力，価格改定等を行い早急に処分されることを期待したい。

(遊休資産報告書の運用不備)

【指摘】

固定資産管理規程によれば，現物との照合により資産の遊休が判明したときは，遊休資産報告書を作成し統括管理責任者に提出すると規定されているものの，これまで報告書の作成がもれていた。規程どおり，同報告書を作成し，統括管理責任者に対して提出すべきである。

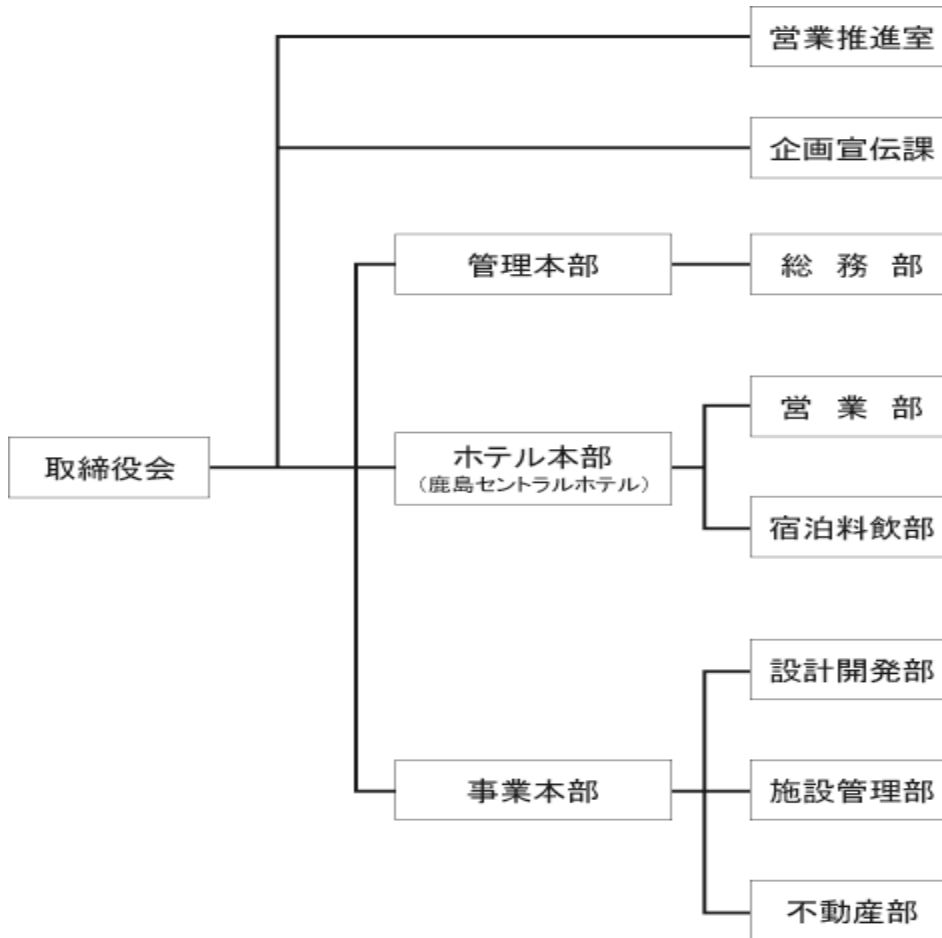
●鹿島都市開発株式会社

1. 概要

(1) 設立年月日

- ・ 昭和44年7月7日

(2) 組織



(3) 設立目的

鹿島セントラルホテルの経営，住宅団地や工業団地の造成事業等を通じて，鹿島地域の計画的な都市開発及び近代的な生活環境整備を目的とする。

(4) 沿革

1969年（昭和44年）	7月	鹿島都市開発株式会社設立 資本金 2億1千250万円
--------------	----	-------------------------------

		本 店 水戸市三の丸 林業会館内
1970年（昭和45年）	1月	<神栖町制施行>
	6月	資本金 8億5千万円 (第1回増資 6億3千750万円)
	9月	鹿島トラック団地造成事業着工
	9月	茨城県営深芝処理場管理業務開始（一部）
	10月	鹿島セントラルビル建設着工（鹿島セントラルホテル）
1971年（昭和46年）	1月	資本金 8億9千万円（第2回増資 4千万円）
	3月	鹿島トラック団地第一期工事竣工
	11月	本店移転（茨城県鹿島郡神栖町）
	12月	土合ヶ原住宅団地造成事業着工
1972年（昭和47年）	4月	鹿島セントラルビル竣工（鹿島セントラルホテル）
	6月	鹿島セントラルビル開業（鹿島セントラルホテル）
	7月	皇太子行啓（鹿島セントラルホテルにご宿泊）
1973年（昭和48年）	4月	緑化事業・日の出ニュータウン開発事業着工
	8月	<息栖・小見川大橋開通>
1974年（昭和49年）	4月	<水郷有料道路開通>
	9月	皇太子行啓（茨城国体夏季大会にて鹿島セントラルホテルにご宿泊）
	10月	天皇皇后両陛下下行幸啓 (茨城国体秋季大会にて鹿島セントラルホテルにご宿泊)
	11月	若松住宅地造成工事竣工
1975年（昭和50年）	4月	深芝管理事務所（施設管理事務所の前身）が発足
	4月	波崎町土合処理場維持管理業務～2007年3月
	10月	土合ヶ原ニュータウン造成工事竣工
1977年（昭和52年）	1月	潮来町浄化センター維持管理業務開始
	4月	波崎工業団地第二地区造成工事着工
1978年（昭和53年）	6月	<成田新東京国際空港開港>
	6月	鹿島町衛生センター維持管理業務開始

1979年（昭和54年）	9月	神栖町居切ポンプ場維持管理業務～2007年3月
1980年（昭和55年）	8月	<港公園竣工>
1983年（昭和58年）	4月	神栖町衛生プラント維持管理業務開始
1984年（昭和59年）	3月	ホテルホームメイド製品販売開始 (ドレッシング・チーズケーキ・ヨーグルト)
1985年（昭和60年）	3月	<大洗鹿島線開通>
	3月	<つくば国際科学博覧会開幕>
	10月	鹿島町浄化センター維持管理業務開始
1987年（昭和62年）	11月	<東関東自動車道全面開通>
1989年（平成元年）	4月	神栖町クリーンセンター運転管理業務～2005年3月
	4月	<高速バス 鹿島神宮駅～東京駅 運転開始>
1991年（平成3年）	4月	子会社「鹿島都市サービス株式会社」創立
	4月	茨城県立婦人教育会館維持管理業務及び食堂業務開始
	4月	神栖町学校給食共同調理場運営業務開始
1992年（平成4年）	3月	鹿島セントラルホテル開業20周年記念事業 「古高山荘けん山亭」開業
	11月	天皇皇后両陛下下行幸啓（鹿島セントラルホテルにご宿泊）
1993年（平成5年）	4月	茨城県立カシマサッカースタジアム運営管理業務～2006年3月
	5月	資本金 9億3千3百万円 (第3回増資 4千300万円)
	5月	茨城県カシマ・インフォメーション・サロン業務開始
	5月	<Jリーグ開幕>
1994年（平成6年）	4月	波崎町衛生プラント維持管理業務～2006年3月
1995年（平成7年）	3月	資本金 14億2千5百20万円 (第4回増資 4億9千220万円)
	4月	波崎町ゆ～ぽ～とはさき運営管理業務開始
	6月	温泉試掘成功（ナトリウム塩化物泉）
	9月	<鹿嶋市誕生：鹿島町と大野村が合併>
	12月	資本金 14億8千80万円

		(第5回増資 5千560万円)
1998年(平成10年)	2月	鹿島セントラルビル新館建設着工 (鹿島セントラルホテル)
1999年(平成11年)	4月	<波崎町で風力発電運転開始>
2000年(平成12年)	3月	鹿島セントラルビル新館竣工(鹿島セントラルホテル)
	6月	鹿島セントラルビル新館開業(鹿島セントラルホテル)
	8月	鹿島セントラルモール運営管理業務開始
2001年(平成13年)	4月	<潮来市誕生:潮来町と牛堀町が合併>
	6月	<FIFAコンフェデレーションカップ2001> 鹿島セントラルモールにカウントダウンタワー設置
2002年(平成14年)	3月	<高速バス 鹿島神宮駅~成田空港 運転>~2003年1月
	6月	<FIFA2002ワールドカップ茨城開催> 鹿島セントラルホテルはメイン宿泊施設
	7月	<高速バス 鹿島神宮駅~羽田空港 運転開始>
	7月	<2002茨城総体>鹿島セントラルモールに総合案内所を設置
	12月	鹿島セントラル天然温泉 美人の湯「ゆの華」開業
2005年(平成17年)	6月	<高速バス 鹿島神宮駅~ディズニー・お台場 運転開始>
	6月	天皇皇后両陛下下行幸啓 (全国植樹祭にて鹿島セントラルホテルにご宿泊)
2006年(平成18年)	4月	鹿島セントラルモール指定管理者
	4月	神栖市温浴施設ゆ〜ぽ〜とはさき指定管理者
	4月	神栖市温浴施設湯楽々指定管理者
	8月	<神栖市誕生:神栖町と波崎町が合併>
2008年(平成20年)	8月	神栖市第三学校給食共同調理場運営業務開始
	11月	「ゆの華」入場者100万人達成
2009年(平成21年)	4月	神栖市高齢者ふれあいセンター「むつみ荘」指定管理者
	4月	神栖市衛生プラント(第一・第二)維持管理業務開始
2010年(平成22年)	4月	神栖市下水道中継ポンプ場運転管理業務開始
2011年(平成23年)	4月	神栖市若松学校給食共同調理場調理加工業務開始

(5) 業務内容

①ホテル事業

鹿島のシンボルとして建設した鹿島セントラルホテル新館・本館，さらには温泉施設などの経営を通じて，都市機能の充実を図り，賑わいの場や快適で安らげる場を提供している。

②不動産事業

鹿島セントラルビルでの事務所及び店舗の賃貸により業務機能の提供を図るとともに，宅地の分譲・販売等，市街地の形成を通じ，鹿島地域の都市基盤の整備を行っている。

③施設管理事業

下水道施設，温浴施設，給食センターなど快適で潤いのある暮らしを支える公共施設の管理を受託している。

④設計管理事業

道路・排水路・上下水道・公園等の設計・積算・施工監理業を行っている。

(6) 所管部署

企画部 事業推進課

(7) 出資状況

資本金(基本財産)	1,480,800	千円	設立年月日	昭和44年7月7日
主な出資者	出資順位	出資者名	出資額(千円)	出資比率
	1	茨城県	693,000	46.8%
	2	鹿島都市開発(株)役員持株会	116,500	7.9%
	3	日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	74,000	5.0%
	4	(株)常陽銀行	72,000	4.9%
	5	(株)筑波銀行	72,000	4.9%
	その他		453,300	30.6%

2. 財務状況等

(1) 収支（損益）の状況

原発事故の影響を受け、特別利益で原発事故賠償金を受けている。平成24年度には震災復興工事等で宿泊部門が上昇を見せたが、平成25年度は原油高による水光熱費の高騰と宴会型婚礼の減少が響いた。

(2) 財務の状況

		(単位：千円)		
区 分		平成23年度	平成24年度	平成25年度
損益の状況	売上高	4,054,198	4,169,870	3,944,898
	売上原価	3,656,731	3,743,602	3,607,186
	売上総損益金額	397,467	426,268	337,712
	販売費及び一般管理費	228,044	224,292	234,960
	うち役員人件費(原価計上分含む)	8,219	8,023	7,844
	うち職員人件費(原価計上分含む)	1,238,928	1,313,234	1,299,745
	営業損益金額	169,423	201,976	102,752
	営業外収益	15,548	15,993	8,367
	営業外費用	30,043	26,621	13,053
	経常損益金額	154,928	191,348	98,066
	特別利益	122,521	108,093	159,404
	特別損失	142,445	0	34,458
	法人税・住民税・事業税	2,344	7,587	2,344
	当期純損益金額	132,660	291,854	220,668
貸借対照表	資産	6,124,668	5,948,713	5,445,463
	流動資産	1,834,593	1,789,838	1,803,888
	固定資産	4,290,075	4,158,875	3,641,575
	繰延資産	0	0	0
	負債	11,836,466	11,368,657	10,652,899
	流動負債	951,719	919,711	798,050
	うち短期借入金	440,000	440,000	431,894
	固定負債	10,884,747	10,448,946	9,854,849
	うち長期借入金	10,186,308	9,746,308	9,161,040
	純資産	△ 5,711,798	△ 5,419,944	△ 5,207,436
資本金	1,480,800	1,480,800	1,480,800	
利益剰余金等	△ 7,192,598	△ 6,900,744	△ 6,688,236	
県財政関与状況	補助金	0	0	0
	委託料	691,463	655,902	635,624
	貸付金	0	0	0
	その他(分担金・負担金・出資金等)	0	0	0
	合計	691,463	655,902	635,624
	財政的関与の割合(%)	17.1%	15.7%	16.1%
	損失補償・債務保証契約に係る債務残高(期末)	0	0	0
借入金残高(期末)	9,558,722	9,312,828	9,066,934	
合計	9,558,722	9,312,828	9,066,934	

3. 県との関係

(1) 人的関係

役職員の状況〔各年度7月1日現在〕

(単位：人)

		平成 24 年			平成 25 年			平成 26 年		
			県派遣	県OB		県派遣	県OB		県派遣	県OB
役員	常勤理事・監事	2	-	1	1	-	1	1	-	
	非常勤理事・監事	13	3	-	13	3	-	13	3	-
	計	15	3	1	14	3	1	14	3	1
職員	管理職	42	-	-	44	-	-	52	-	-
	一般職	182	-	-	188	-	-	181	-	-
	嘱託・臨時職員等	91	/	/	85	/	/	86	/	/
	計	315	-	-	317	-	-	319	-	-

(2) 取引関係

①平成 25 年度の県からの補助金及び補助事業

- ・ 該当なし。

②平成 25 年度の県からの主な随意契約一覧

(単位：千円)

鹿島下水道事務所	茨城県鹿島臨海特定公共下水道維持管理	345,240	水処理施設等の運転監視及び保守点検
事業推進課	鹿島用地管理センター運営等	68,533	開発財産(県有地)の維持管理等
事業推進課	地盤沈下対策	37,254	地盤補強等
事業推進課	北海浜地区測量・設計・積算	9,765	造成工事の造成, 測量, 設計, 積算
鹿行水道事務所	鰯川浄水場内整備工事積算	5,565	鰯川浄水場内整備工事の積算
事業推進課	北公共埠頭都市機能用地測量・地質調査・設計・積算	4,515	造成工事の測量, 地質調査, 設計, 積算
長寿福祉課	桜の郷生活利便施設地区C整備工事施工管理等	3,465	桜の郷生活利便施設地区Cで実施する整備工事に係る施工管理等
事業推進課	道路詳細設計・積算	2,205	道路整備工事の設計, 積算

事業推進課	北公共埠頭都市機能用地擁壁 設置工事管理監督	1,512	擁壁設置工事の管理監督
事業推進課	鹿島セントラルモール施設修 繕工事管理監督	1,260	施設修繕工事の管理監督

③出資団体が指定管理者に選定されている公の施設

所管課	施設名	契約期間	契約方式等	非公募の理由
事業推進課	鹿島セントラ ルモール	平成21年4月 1日～平成26 年3月31日	非公募	当該施設が鹿島都市開発 ㈱の所有する施設と一体 となっており、同社を指定 管理者とすることにより、 効率的・効果的な管理運営 が図られるため。

4. 写真等

<鹿島セントラルビル新館及び本館>



5. 監査の結果

(1) 事業評価

①事業全体及び鹿島セントラルビル事業

1) 事業の概要

- ・ 上記参照。

2) 実施した手続

事業の概要をヒアリングし、経営計画や決算資料を通査し、事業運営が合理的、経済的に行われていることを確かめた。

3) 指摘または意見
(長期収支見通しの見直し)

【意見】

平成 22 年度から平成 26 年度の 5 年間を対象期間とする中期経営計画（非公表資料）において、平成 52 年度までの長期収支見通しを作成している。当該長期収支見通しによると、平成 47 年度には債務超過が解消され、また、平成 50 年度には茨城県からの借入金を完済する予定となっている。しかし、当該長期収支見通しには、繰越欠損金期限切れ後の法人税等の支払が加味されていない。

平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間を対象とする次期中期経営計画の策定時には、長期収支見通しを見直す予定とのことであるが、その際には繰越欠損金期限切れ後の法人税等の支払を加味した長期収支見通しを作成することが望ましい。

(鹿島セントラルビル事業の黒字化)

【意見】

鹿島都市開発㈱では鹿島セントラルビルに関わる事業を新館及び本館ホテル事業、温泉事業、新館及び本館不動産賃貸事業に区分している。

事業別の損益状況（非公表資料）の業績を概観すると、新館及び本館ホテル事業については、直近 3 年は全て赤字、温泉事業については、平成 23 年度は赤字であったが、平成 24 年度及び平成 25 年度は黒字、新館及び本館不動産賃貸事業については、直近 3 年は全て黒字となっている。

事業毎に黒字化が達成できていることが望ましい状況であるが、各事業が相互に関連し、一体的に営業活動を行っていると考えられることから、鹿島セントラルビルに関わる事業を合計して業績を検討する。鹿島セントラルビルに関わる事業全体では、平成 24 年度には 27,009 千円と黒字化が達成できたものの、平成 25 年度は、水光熱費の高騰と宴会型婚礼の減少により、△41,514 千円もの赤字となっている。

売上拡大への取組強化、コスト意識の徹底等により業績向上へ向けて更に努力していくことが望ましい。

②施設管理事業

1) 事業の概要

- ・ 上記参照。

2) 実施した手続

事業の概要をヒアリングし、経営計画や決算資料を通査し、事業運営が合理的、経済的に行われていることを確かめた。

3) 指摘または意見
(温浴施設等管理業務の黒字化)

【意見】

＜温浴施設管理業務＞

受託事業である「ゆーぼーと」及び「湯楽々」の温浴施設については、直近3年間の損益状況（非公表資料）では売上総利益及び営業利益は赤字である。

主な赤字の要因は、水光熱費の高騰によるものである。このため、「ゆーぼーと」及び「湯楽々」について、平成25年度末にリスク分担表の変更に関する水光熱費高騰による協議申し入れを行い、基本協定書が改定され、平成26年度の受託料は増額とする等の対策を講じている。

平成27年度からは「湯楽々」については指定管理の受託から外れる予定であるが、「ゆーぼーと」については指定管理の受託を継続する予定である。平成27年度以降は運営対価金が増額となる予定であるため、損益状況の好転が期待できるとのことである。

温浴施設管理業務を黒字化するために、業績向上へ向けての更なる取組みを行うことが望ましい。

＜高齢者ふれあいセンター施設管理業務の黒字化＞

受託事業である高齢者ふれあいセンター「むつみ荘」については、直近3年間の損益状況（非公表資料）では売上総利益及び営業利益は赤字である。

高齢者ふれあいセンターの指定管理業務の黒字化に向けて、運営対価金の増額を働きかけたり、自主事業（ゲートボール大会や各種発表）の展開を図る等の取組みを行うことが望ましい。

＜直営飲食店業務の黒字化＞

潮来市内にある「古高山荘 岷山亭」を直営しており、直近3年間の損益状況（非公表資料）では売上総利益及び営業利益は赤字である。

地主に対して地代を交渉し、平成26年度から地代を減額させる等の取組みを行っている。

「古高山荘 岷山亭」の直営業務を黒字化するために、業績向上へ向けての更なる取組みを行うことが望ましい。

③不動産事業

1) 事業の概要

- ・ 上記参照。

2) 実施した手続

- ・ 事業の概要をヒアリングした。事業の稟議から終了までの手続の合規性を確かめた。

3) 指摘または意見
(調整区域の土地の利用計画等)

【意見】

調整区域内土地（区域指定，開発許可取得済みで建物の建築可能）と液状化激しい潮来市日の出の土地の売却が困難と思われる中で太陽光発電等の有効活用・売却等が今現在進行中であるが，更に思い切った処分，また一部共有状態の解消を検討されてはと考える。

平成 22 年度中期経営計画での平成 25 年度入居率 78.8%に対して，現況は 71.5%，本館の入居率アップが重要課題である。テナントは地元事業所が多いが，更なる営業の強化が検討課題と思料される。

事業全体としては健闘している。鹿行地域のシンボルタワーとしての地位を今後更に確立していただきたい。

(2) 人事・組織評価

1) 実施した手続

- ・ 取締役会等議事録及び法人の給与に関する資料の確認及びヒアリングを実施した。

2) 指摘または意見

(役員報酬の損金算入)

【指摘】

代表取締役の報酬について，県の出資法人等指導実施要領を参考に決定されていること，また，県における給与制度の変更や独自の臨時的な給与カットなどもあり，年の中途において支給額が幾度か変更されている。

役員報酬については，法人税法 34 条において損金に算入できる報酬が以下のように限定されている。

【法人税法第 34 条】

内国法人がその役員に対して支給する給与のうち次に掲げる給与のいずれにも該当しないものの額は，その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上，損金の額に算入しない。

- 一 その支給時期が一月以下の一定の期間ごとである給与で当該事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの（定期同額給与）

(以下省略)

法人税法においては，一定な特殊事情がある場合を除き，役員報酬については定期同額のもののみ損金算入が認められ，それ以外のものについては損金算入が認められない。

このため、金額は軽微であるものの、やむを得ず支給額を変更した場合でも、定期同額と認められない部分について、法人税申告書上で損金不算入処理するべきである。

(年末調整について)

【意見】

またサンプリングにて給与計算について確認したところ、年末調整（源泉徴収票）に年少扶養の記載漏れが確認された。

従業員側で扶養控除申告書へ年少扶養の記載漏れが直接の原因となっている。しかしながら家族手当を付与するための台帳も整備しており、また、昨年の年末調整データ等もあることから、ミスの無いようチェック機能の強化を図られたい。

(3) 資産評価等

1) 実施した手続

- ・ 同社の資産管理状況やヒアリングや資料の閲覧により確かめた。
また、取引実態が会計処理に適切に反映されていることを確かめた。

2) 指摘または意見

(固定資産異動処理の徹底と棚卸のルールの見直し)

【指摘】

固定資産の棚卸は、部門ごとに担当者が年に一度実施し経理課に報告している。

部門の担当者は固定資産台帳と現物の照合作業を行い、廃棄済みであるか遊休状態であるか等を確認している。

経理課ではこれをもとに異動処理がなされていないものについて、伺を起案し固定資産台帳を修正している。

平成25年度の棚卸において、実在しない資産を担当者が2件発見し、これらについては、その後、異動伺を起案し台帳上棄却処分がなされている。この原因は、現物処分時に異動伺の起案がもれたことであり、今後は固定資産異動処理の徹底を図られたい。

また、棚卸の統一的な運用方法に関する要領は存在するが、一部要領どおりの運用がなされていない処理が見受けられる。

例えば、固定資産棚卸表における各部署担当者の確認証跡にはばらつきがあり、チェック証跡がないもの、「同種資産が数点ありシール貼付もないため区別が付かず照合できなかつた」と記載されているもの、担当者の記名が記載されていないもの等が散見され、チェックが十分ではないと判断される。

また、要領に実施日付や、上席及び経理課の査閲項目を追加し、明確な棚卸を行うべきである。

(処分した資産の証明書類入手)

【意見】

買い替えにより下取りに出した車両について、売却した相手方からの証憑書類として、下取り車両が特定できる書類が作成されていなかった。

今回は1件のみであったが、廃棄証明書類は必ず入手すると社内で規定されていることから、これに則り廃棄や売却をする際には、該当する資産を特定できるよう廃棄証明書類の入手の徹底を図られたい。

(計算書類等の表示の誤謬)

【指摘】

平成25年度の計算書類等において、下記のような表示の誤謬が発見された。

この点について、適切な表示チェックを心がけられたい。

- ・ 個別注記表における一株あたり情報については、企業会計基準第2号にしたがい、算定の際に自己株式を考慮する必要がある。現状では発行済株式総数を用いており、自己株式の分が調整されていない。
- ・ 軽微な金額ではあるが、引当金の附属明細書における金額に誤謬が生じており、附属明細書の引当金残高が貸借対照表と一致していない。

(県の所管課への監査役監査の定期的な報告)

【意見】

所管課は出資法人等に対し監事の行う監査結果及び講じた措置状況を報告させる必要がある(出資法人等指導監督基準第9エ)とされ、同時に、出資法人等の監事は、少なくとも半年に1回以上内部監査を実施し、必要な措置を講じなければならない。(出資法人等指導実施要領第12)とされていることから、所管課は少なくとも年2回の監事監査結果報告を求める必要があるが、年度末の監査報告のみしか報告を受けていなかった。

所管課は、出資法人等指導監督基準及び同実施要領に基づき少なくとも年2回は監事監査報告を受けるよう努められたい。

● 一般財団法人 茨城県科学技術振興財団

1. 概要

(1) 設立年月日

- ・ 平成元年10月30日

(2) 設立目的

本県における科学技術の基礎的、創造的な研究開発の推進及び研究体制の強化を促進し、もって県内の科学技術の振興に寄与すること

(3) 業務内容

① つくば国際会議場管理運営等事業

つくば国際会議場の指定管理者であるつくばコンgresセンター（TCC）の代表団体としてつくば国際会議場の管理運営を行う。

○ 指定管理料推移

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
指定管理料	122,487	71,664	72,473	70,183	70,440

○ 会議場来場者数推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
催事件数	1,675 件	1,689 件	1,660 件
来館者数	約 21.1 万人	約 24.4 万人	約 21.5 万人

② 科学技術振興事業

つくばサイエンスツアー推進事業や茨城県中性子ビームラインの試験研究等のための調査支援等業務等を実施し、科学技術の振興及び理解促進を図る。

③ 研究開発奨励事業

日本全国のナノテク分野の研究を対象とする「江崎玲於奈賞」や、茨城県内での科学技術全般の研究を対象とする「つくば賞」「つくば奨励賞」を授与し、研究開発を奨励する。

④ つくばサイエンス・アカデミー事業

研究者相互の交流を促進することを通じて科学の振興に資するとともに、研究成果を産業や国民生活に反映することを目指して、つくば国際会議場をベースとして、講演会等研究交流進事業やテクノロジー・ショーケース運営事業の活動を行う。

(4) 所管部署

企画部 科学技術振興課

(5) 出資状況

資本金（基本財産）		35,400 千円	設立年月日	平成元年 10 月 30 日
主な 出資者	出資順位	出資者名	出資額(千円)	出資比率
	1	茨城県	34,700	98.0%
	2	日本ボンコート（株）	300	0.8%
	3	シバタガラス（株）	200	0.6%
	4	（株）鈴木製作所	200	0.6%

2. 財務状況等

(単位：千円)

区 分		平成23年度	平成24年度	平成25年度
正味財産増減計算書	経常収益	357,080	366,436	375,178
	基本財産運用益	591	590	590
	事業収益	261,374	283,348	285,467
	受取補助金等	65,248	54,244	55,411
	その他収益	29,867	28,253	33,709
	経常費用	362,429	364,690	380,077
	事業費	361,161	363,867	378,863
	管理費	1,268	823	1,215
	うち役員人件費	10,556	13,948	13,652
	うち職員人件費	78,950	88,643	87,437
	評価損益等	0	0	0
	経常増減額	△ 5,349	1,746	△ 4,900
	経常外収益	4,458	19	19
	経常外費用	0	0	0
経常外増減額	4,458	19	19	
一般正味財産増減額	△ 891	1,764	△ 4,881	
指定正味財産増減額	△ 17,600	0	0	
正味財産期末残高	534,107	535,871	530,990	
貸借対照表	資産合計	584,226	561,373	563,296
	流動資産	128,949	105,781	108,203
	固定資産	455,277	455,592	455,092
	負債合計	50,119	25,502	32,306
	流動負債	50,119	25,502	32,306
	うち短期借入金	0	0	0
	固定負債	0	0	0
	うち長期借入金	0	0	0
正味財産合計	534,107	535,871	530,990	
基本財産充当額	35,400	35,400	35,400	

3. 県との関係

(1) 人的関係

役職員の状況〔各年度7月1日現在〕

(単位：人)

		平成 24 年			平成 25 年			平成 26 年		
			県派遣	県OB		県派遣	県OB		県派遣	県OB
役員	常勤理事・監事	1	-	1	1	-	1	1	-	1
	非常勤理事・監事	12	2	-	12	2	-	12	2	-
	計	13	2	1	13	2	1	13	2	1
職員	管理職	4	2	1	1	1	-	1	1	-
	一般職	2	1	-	5	2	1	5	2	1
	嘱託・臨時職員等	20			22			23		
	計	26	3	1	28	3	1	29	3	1

(2) 取引関係

①平成 25 年度の県からの補助金

単位：千円

県補助金	8,192
------	-------

②平成 25 年度の県からの委託料一覧

- ・ 平成 25 年度の県からの委託料なし。

③出資団体が指定管理者に選定されている公の施設

施設名	つくば国際会議場
施設所管課	つくば地域振興課
指定管理者	つくばコンgresセンター (代表団体：(一財)茨城県科学技術振興財団)
指定期間	平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 (5 年間)

4. 写真等

<つくば国際会議場>



5. 監査の結果

(1) 事業評価

①研究開発奨励事業

1) 事業の概要

ア 江崎玲於奈賞 副賞 1000 万円

日本国内の研究機関において、ナノサイエンスあるいはナノテクノロジーに関する研究に携わり、世界的に評価を受ける顕著な研究業績を挙げた研究者を表彰することにより、科学技術の振興と産業の活性化に寄与することを目的として、関彰商事株式会社の協賛を得て平成 15 年（2003 年）に創設された賞である。

イ つくば賞 副賞 500 万円

茨城県内において、科学技術に関する研究に携わり、世界的に評価を受ける顕著な研究成果を収めた者を表彰することにより、科学技術の振興に寄与することを目的として、平成元年（1989 年）に創設された賞である。

ウ つくば奨励賞 副賞 各 100 万円（2 名または 2 組）

茨城県内において、科学技術に関する研究に携わり、その研究結果が実用化される等の成果を収めた者、若しくは若手研究者であって、今後飛躍的な研究成果が期待できる者を顕彰することにより、科学技術の振興に寄与することを目的として、平成 2 年（1990 年）に創設された賞である。

※アの選考経過 : 授賞候補者の推薦依頼→候補者決定→書面審査→江崎玲於奈賞検討委員会→江崎玲於奈賞委員会で決定

イ・ウの選考経過: 授賞候補者の推薦依頼→候補者決定→書面審査→つくば賞予備審査会→つくば賞委員会で決定

2) 実施した手続

- ・ 事業の稟議から終了までの手続の合規性を確かめた。

3) 指摘または意見

（事業の更なる PR と効果の検討）

【意見】

今後更に PR を行い、賞（江崎玲於奈賞、つくば賞、つくば奨励賞）としての更なるブランドアップを図りたい。

また、各受賞者のその後を追い、茨城県の科学技術振興への寄与度等を検討し、併せて外部に向けて発信していくことが望まれる。

②科学技術振興事業

1) 事業の概要

ア つくばサイエンスツアー推進事業

- ・ 「つくばサイエンスツアー実行委員会」からの受託事業(23,400,000 円)
- ・ 茨城県はこの実行委員会に 12,460 千円支出(予算ベース)

イ 茨城県次世代エネルギーパーク推進事業

- ・ 「茨城県次世代エネルギーパーク推進協議会」からの受託事業(4,000,000 円)
- ・ 茨城県はこの実行委員会に 400 千円支出(予算ベース)

ウ 茨城県中性子ビームラインの試験研究等のための調査支援等業務

- ・ 株式会社三菱総合研究所からの受託事業（19,343,100円）
- ・ 茨城県は、株式会社三菱総合研究所に事業委託（30,019,500円）

2) 実施した手続

事業の稟議から終了までの手続の合规性を確かめた。

3) 指摘または意見

(事業の更なる利用促進)

【意見】

科学技術創造立県いばらきをアピールするため協議会等からの委託を受け積極的に関与していく体制は、今後も継続していくことを期待するが、これらの事業については、県民のみならず県外に対しても現状より更に広く知られるような余地はあると思われる。

事業としての更なる知名度アップと利用促進が望まれる。

③つくば国際会議場運営事業

1) 事業の概要

当財団（一般財団法人 茨城県科学技術振興財団）が代表団体として7社（団体）で構成する「つくばコンgresセンター」（以下TCCという）が指定管理者として平成18年度から管理運営を行っている。

つくば国際会議場は、平成11年6月の開館以来、国内外から約380万人（平成26年3月末現在）の来館者があり、年間催事件数は、1,660件（平成25年度実績）となるなど、学術研究交流、国際交流等の拠点施設として重要な役割を果たしている。国内外の研究者はもとより、地元企業及び一般県民にも多く利用され、筑波研究学園都市及び茨城県の中核コンベンション施設として定着しつつある。

また、会議開催の集客効果により、地域経済の活性化にも大きく寄与している。（平成25年度の催事開催による経済波及効果：約48億円）

平成25年度のつくば国際会議場の催事等実績（国際会議はJNTO(日本政府観光局)調べ:暦年）は以下の通りであった。

- ・ 催事件数：1,660件（平成24年度：1,689件）
- ・ 平成25年（暦年）国際会議開催実績 ①件数33件、②順位 会場別:14位、国際会議場施設別：5位
- ・ 稼働率：64%（平成24年度：64%）

2) 実施した手続

- ・ 事業全体の概要等に関する資料の閲覧，ヒアリングを実施した。また，T C C（指定管理者）の会計帳簿等，詳細な資料について検討した。
- ・ つくば国際会議場の管理運営については，平成 20 年度包括外部監査を受けている。その際も剰余金の処理についての言及があったことから，指定管理料の T C C 構成員各社への支払について，総勘定元帳や請求書等も確認をした。
- ・ 往査当日，国際会議場の県所有物品のうち，取得価額が 50 万円以上の備品（全 40 件）を対象に，現物確認を実施した。

3) 指摘または意見

(追加負担金の計算方法の再考)

【意見】

T C C 構成員各社に対する指定管理業務遂行に対する経費の支払いは，各社からの請求に基づき「負担金」として，支払われている。総勘定元帳から過去 3 年分の指定管理料に相当する負担金の支払い状況をまとめた一覧は，下記のとおりである。

構成員各社に対する負担金の支払状況（単位：円）

平成 25 年度	A 社	B 社	C 社	D 社	E 社	F 社	G 社
4 月分	50,000,000	924,330	2,425,000	1,608,333	1,750,000	9,500,000	10,150,000
5 月分		1,253,330	2,425,000	1,608,333	1,750,000		
6 月分	50,000,000	1,459,830	2,425,000	1,608,333	1,650,000	4,500,000	10,150,000
7 月分		1,393,330	2,425,000	1,608,333	1,650,000		
8 月分	50,000,000	1,165,830	2,425,000	1,608,333	1,650,000	4,500,000	10,150,000
9 月分		1,253,330	2,425,000	1,608,333	1,650,000		
10 月分	50,000,000	1,403,830	2,425,000	1,608,333	1,650,000	4,500,000	10,150,000
11 月分		1,578,830	2,425,000	1,608,333	1,650,000		
12 月分	50,000,000	1,249,830	2,425,000	1,608,333	1,650,000	6,922,061	10,150,000
1 月分		1,218,330	2,425,000	1,608,333	1,650,000		
2 月分	33,158,901	1,477,330	2,425,000	1,608,333	1,650,000	6,922,061	10,150,000
3 月分		1,431,830	2,425,000	1,608,337	1,650,000		
追加負担金	2,308,242	2,308,243	2,308,243	2,308,243	2,308,243	2,308,243	2,308,243
合 計	285,467,143	18,118,203	31,408,243	21,608,243	22,308,243	27,730,304	42,908,243

平成 24 年度	A 社	B 社	C 社	D 社	E 社	F 社	G 社
4 月分	50,000,000	931,330	2,425,000	1,608,333	1,750,000	4,500,000	10,150,000
5 月分		1,179,830	2,425,000	1,608,333	1,750,000		

6月分	50,000,000	1,365,330	2,425,000	1,608,333	1,650,000	9,500,000	10,150,000
7月分		1,396,830	2,425,000	1,608,333	1,650,000		
8月分	50,000,000	1,193,830	2,425,000	1,608,333	1,650,000		
9月分		1,249,830	2,425,000	1,608,333	1,650,000		
10月分	50,000,000	1,442,330	2,425,000	1,608,333	1,650,000	4,500,000	10,150,000
11月分		1,382,830	2,425,000	1,608,333	1,650,000		
12月分	50,000,000	1,316,330	2,425,000	1,608,333	1,650,000		
1月分		1,344,330	2,425,000	1,608,333	1,650,000		
2月分	24,683,000	1,529,830	2,425,000	1,608,333	1,650,000	7,214,239	10,150,000
3月分		1,582,330	2,425,000	1,608,337	1,650,000		
追加負担金	8,664,697	8,664,699	8,664,699	8,664,699	8,664,699		
合 計	283,347,697	24,579,699	37,764,699	27,964,699	28,664,699	34,378,938	49,264,699

平成 23 年度	A 社	B 社	C 社	D 社	E 社	F 社	G 社
4月分	50,000,000	1,015,330	2,425,000	1,608,333	1,750,000	5,100,000	10,150,000
5月分		1,204,330	2,425,000	1,608,333	1,750,000		
6月分		1,316,330	2,425,000	1,608,333	1,750,000		
7月分	50,000,000	1,382,830	2,425,000	1,608,333	1,750,000	5,400,000	10,150,000
8月分	50,000,000	1,225,330	2,425,000	1,608,333	1,750,000		
9月分		1,263,830	2,425,000	1,608,333	1,750,000		
10月分	50,000,000	1,347,830	2,425,000	1,608,333	1,750,000	5,250,000	10,150,000
11月分		1,554,330	2,425,000	1,608,333	1,750,000		
12月分		1,277,830	2,425,000	1,608,333	1,750,000		
1月分	50,000,000	1,319,830	2,425,000	1,608,333	1,750,000	14,058,421	10,150,000
2月分	3,374,523	2,958,200	2,425,000	1,608,333	1,750,000		
3月分			2,425,000	1,608,337	750,000		
追加負担金	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000
合 計	261,374,523	23,866,000	37,100,000	27,300,000	28,000,000	37,308,421	48,600,000

各年度末に各社均等に追加負担金が支払われている。各年度の追加負担金の合計額は以下のとおりである。

- ・ 平成 25 年度 16,157,700 円
- ・ 平成 24 年度 60,652,891 円
- ・ 平成 23 年度 56,000,000 円

さらに、各年度の各社に対する追加負担金の計算方法についてヒアリングしたところ、以下のとおりであった。

全収入 (a)

支出 (b)・・・各社への負担金支出は当初予算 (c) で計算
特殊事情 (d) 等加算後

追加経費 (e) = (a-b) ÷ 7社

個社別の最終負担金=c+d+e (当初予算額+加算額+追加経費)

- ・ 各社の当年度負担金については前年度の3月のTCC理事会において予算として決定する。(基本的には指定管理者応募時の収支5か年計画のとおり)
- ・ 期中の特殊事情を理事会で審議し、予算変更を行う。
- ・ 変更後の差額を各社で均等割りし追加経費を算出する。

上記の計算方法で追加負担金が計算され、5月の決算理事会での議決を経て決定されるとの回答であった。

ヒアリングによれば、期中は各社に対し原価相当額を支払い、各社のマージンを含むものを追加払いの形で経費の不足分として精算しているとのことである。TCCにおいては、期中の各社への負担金は暫定的なものとして取扱い、資金不足とならないよう各社への負担金のうち一定額の支払いを留保し、期末でマージンを含む経費を精算しているとのことである。つまり、追加負担金は各社の営業努力による収入増加分に対する、各社の経費増加分を補填するものとして支払われているとのことである。いわば各社に対するインセンティブ報酬的な意味合いが含まれていると解される。

しかし、各社の業務内容や経費のバランス等は同一であるとは考えにくい。

従って、各社に対する経費の補填であるならば、その計算方法は一律に均等ではなく、その事業年度中の各社の経費バランスを考慮し配分することが望ましい。また、その配分の時期や計算方法等、各社間で覚書等の取り交わしがあることが望ましい。

(会計資料の保存)

【指摘】

TCC構成員である設営業務担当会社に対する月ごとの催事件数に応じた負担金支払いを「負担金 ○月催事分」として支払っている。その際の同会社からの請求明細について確認しようと閲覧を求めたが、財団から提供された催事件数データに基づき同会社が請求書を作成しており、経理担当者へ請求書を提出する際には明細書の添付は省略されていた。

会計資料であることから経理担当者のもとに請求書と請求明細書とを併せて整然と保存すべきである。

(備品棚卸のルール化)

【意見】

国際会議場の備品の棚卸については、TCC構成員各社ごとに各々が管理を担当する備品を決めた上、備品の使用があった際にあわせて棚卸作業を実施し、その結果をTCCの代表団体である財団に報告しているとのことであった。

ただし、各社とも口頭での報告であり、財団では各社が棚卸を実施した証跡や報告書を入手していない。

棚卸に関する各社の手続方法をルールとして定めている訳ではないため、各社の棚卸の手続及び結果(頻度、実施者、査閲者、実施日時、管理場所、管理状況等)が明確になっていない。

会議場の資産を管理するTCCの代表団体である財団は、各社の棚卸が実効性を持って行われたかをチェックする必要がある、TCCの棚卸手続の統一性を確保するためにも、手続の基準を制定し、棚卸の実施証跡や報告書類を入手するなど適切な管理に努められたい。

また、会議場で管理される県の備品件数は1,600件を超えており、こうした膨大な備品の棚卸については、効率的かつ有効な方法を検討することが望まれる。

(廃棄証明資料作成)

【意見】

平成24年度に棄却決定した備品に関して、業者に処分を依頼したものについてはマニュアルを入手していることを確認した。

一方、平成25年度に棄却した物品については、件数が少ないことから業者へ委託せず自ら廃棄処分している。この際、特段廃棄された事実を示す証明書類を作成していない。

処分の事実を証明する書類として、廃棄物品については写真添付等で廃棄を確認できる証憑を保管することが望ましい。

(長期保管されている廃棄物品)

【指摘】

過年度において故障等により廃棄対象となった物品が多数、棚に保管されたままであり、5年程度経過している。

廃棄の費用がかかるため保管したままとのことであるが、これらは県の物品管理システム上では県の資産から既に除去された物品であるため、早期に廃棄をするべきである。

(開館時の施設附帯物品等の管理)

【意見】

ホールのプロジェクタを新品に入れ替えた後に使用不能となった古いプロジェクタが置かれたままとなっているものがある。また、現在は利用者がおらず殆ど使用されなくなったスライド映写機等も存在している。

このような、開館時の設備として導入した施設の附帯物品は、建物及び工作物として一体計上されており、個々に備品として計上されていないが、更新等で使用されなくなった場合は、部品の一部利用などの有効活用や管理換え、売却等を検討し、できないものは廃棄することが望ましい。

また、開館時より所有する絵画の一部についても、同様に設備となっているものがある。

絵画のような物理的に附帯していないものは紛失のリスクもあるため、少なくとも今後とも供用見込みであるものについては、建物の所有者である県と協議をして、別途、備忘管理することが有用と考える。

(2) 人事・組織評価

1) 実施した手続

- ・ 理事会、評議員会議事録及び財団の給料に関する資料の確認及びヒアリングを実施した。

2) 指摘または意見

(役員の異動についての議事録記載)

【意見】

定款において、評議員の定数は8名以上13名以内となっており、任期は選任後4年以内を終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとしている。また、任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとされている。

評議員が定款で定める定数に満たない場合、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有することとなる。

従って、前評議員の退任の状況や、評議員の増員があった場合には、評議員ごとに任期満了の時期が異なることもあり得ることから、評議員の退任について、議事録に記載しておくべきである。

次に、定款において、理事の定数は8名以上13名以内となっており、監事の定数は1名以上5名以内となっている。また、理事の任期は選任後2年以内、監事の任期は選任後4年以内を終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされている。

補欠として選任された理事又は監事の任期は、その前任者の任期の満了する時までとされている。理事又は監事が定数に満たない場合は、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有することとなる。

このため、理事又は監事についても同様に、退任について議事録に記載しておくべきである。

(3) 資産評価等

1) 実施した手続

- ・ 財団及びT C Cの決算書類や経理関連書類を閲覧し、適宜ヒアリングを実施した。
- ・ 往査日において、財団の現金管理について、管理体制をヒアリングし、小金庫にて保管している小口現金について、現金実査を実施した。

2) 監査の結果

ア 現金実査の結果

- ・ 会議場利用料等の収入があった場合、基本的には日々銀行に預け入れを行っており、現金実査も定期的に行われ、レジ記録と残高との突合も実施されていた。
- ・ 監査人の実査の結果、差異は発見されなかった。

イ 決算書類の作成プロセス

- ・ 平成 25 年度までの期間については、財団の決算書類は各事業の数値を手集計して作成している。

つまり、一部の事業については会計システムを使用しているが、一部については特に使用せずにエクセルで管理しており、決算にあたりこれらを手集計している。

この点、会計帳簿の作成にマニュアル作業が大きく介在しており、作業の効率化が求められていた。

- ・ 上記の件、平成 20 年度の包括外部監査の意見を受け、平成 26 年度より会計システムでの一元管理を導入したことを担当者へのヒアリングにより確認した。

IV その他の指摘または意見

出資団体指導・行政監察室に対する意見

監査の過程において検出されたものは以下の通りである。

(実地検査の項目追加)

【意見】

グリーンふるさと振興機構は平成 26 年度から公益財団法人となったが、公益財団法人の理事会は非常勤理事も含め本人出席が必要なことから、代理人出席や委任状の提出によることがないよう所管課の実地検査において、確認する項目を追加されたい。

(子会社のモニタリング)

【意見】

鹿島都市サービス㈱は、鹿島都市開発㈱の持株 100%の子会社であるが、持分が 100%の子会社については、通常その意思決定を親会社が支配する立場にあるため、出資法人等に該当する親会社の経営をモニタリングする際には、その 100%子会社の経営状況も十分に把握する必要がある。

県の出資団体指導・行政監察室は、出資法人に対し、100%子会社の経営状況を十分把握するようモニタリングの実施について指導し、必要に応じて実地検査に協力するよう要請する必要がある。(その際は、子会社への再委託や人員の派遣等の状況も確認されたい。)

第4章 監査結果等項目別一覧

II 各課に関する指摘または意見

No	課名	監査対象項目	事業等	タイトル	結論
1	情報政策課	電子県庁の構築、運営、管理	行政情報システム運営管理費	同一業者との契約	意見
2	情報政策課	電子県庁の構築、運営、管理	行政情報システム運営管理費	一般競争入札における一者応札	意見
3	情報政策課	電子県庁の構築、運営、管理	行政情報システム運営管理費	電子決裁率の向上	意見
4	情報政策課	電子県庁の構築、運営、管理	コンピュータ関連設備等運営管理費	形式的な一般競争入札—三次元免震床のコンプレッサ—保守事業	意見
5	情報政策課	電子県庁の構築、運営、管理	コンピュータ関連設備等運営管理費	一般競争入札における一者応札—データエントリー委託業務	意見
6	情報政策課	電子県庁の構築、運営、管理	コンピュータ関連設備等運営管理費	既にデータ化された原稿を再度データ化する無駄—データエントリー—委託業務	意見
7	情報政策課	電子県庁の構築、運営、管理	情報化普及啓発推進事業費	職員情報化研修業務委託の競争入札	意見

8	情報政策課	ITネットワーク社会づくりの推進	公衆無線LAN 運営管理費	事業見直しの検討	意見
---	-------	------------------	---------------	----------	----

No	課名	監査対象項目	事業等	タイトル	結論
1	水・土地計画課	工業用水道事業促進	工業用水道事業貸付金	企業会計において総原価を把握することの必要性	意見
2	水・土地計画課	水資源開発利用	水の科学館県関係展示物管理運営委託	事業の方向性の検討	意見

No	課名	監査対象項目	事業等	タイトル	結論
1	地域計画課	県南・県西地域の振興	アークス・プロジェクト促進費	運営体制について	意見
2	地域計画課	県南・県西地域の振興	アークス・プロジェクト促進費	固定資産の調達方法について	意見
3	地域計画課	県南・県西地域の振興	県西南部地域振興促進事業費	新さしま計画の定期的な検証	意見
4	地域計画課	ひたちなか地区の開発整備推進	常陸那珂工業団地造成事業推進費	PDCA サイクルの確立	意見
5	地域計画課	ひたちなか地区の開発整備推進	地域計画推進費	アンケート結果分析とPDCA サイクルの確立	意見
6	地域計画課	ひたちなか地区の開発整備推進	ひたちなかインフォメーションセンター運営事業費	運営方法の見直し	指摘

7	地域計画課	ひたちなか地区の開発整備推進	ひたちなかインフォメーションセンター運営事業費	民間貸業者との契約	意見
8	地域計画課	ひたちなか地区の開発整備推進	ひたちなかインフォメーションセンター運営事業費	見積書の入手	意見
9	地域計画課	ひたちなか地区の開発整備推進	ひたちなかインフォメーションセンター運営事業費	センターの資産管理	意見
10	地域計画課	財産管理	-	県所有土地建物の有効利用	意見

No	課名	監査対象項目	事業等	タイトル	結論
1	事業推進課	鹿島臨海工業地帯の整備推進	奥野谷浜地区工業用地等整備事業費	用地整備にかかる随意契約	意見
2	事業推進課	産業立地の促進	開発公社支援対策費	茨城県開発公社に対するモニタリング	意見
3	事業推進課	産業立地の促進	開発公社支援対策費	未造成工業団地等の管理について	意見
4	事業推進課	産業拠点活性化の推進	工業団地整備推進費	賃貸借契約している分譲地について	意見

No	課名	監査対象項目	事業等	タイトル	結論
1	空港対策課	茨城空港活用促進	空港就航対策利用促進費 (就航対策関連)	新規就航対策活動の有効性について	意見

2	空港対策課	茨城空港利活用促進	空港就航対策利用促進費 (利用促進関連) 茨城空港バス運行事業費	周知方法の再検討	意見
3	空港対策課	空港関連施設運営	空港環境維持管理費	都市公園整備計画の見直し	意見
4	空港対策課	空港関連施設運営	給油施設維持管理費	競争原理への取り組み	意見
5	空港対策課	空港関連施設運営	空港ターミナルビル賃借料	賃貸借契約の範囲	意見

No	課名	監査対象項目	事業等	タイトル	結論
1	つくば地域振興課	つくば国際会議場の管理運営	つくば国際会議場管理運営費	指定管理者選定手続きの再検討	意見
2	つくば地域振興課	つくば国際会議場の管理運営	つくば国際会議場施設整備費	適切な修繕計画の作成	意見
3	つくば地域振興課	つくば国際会議場の管理運営	つくば国際会議場施設整備費	大規模修繕契約の入札	意見
4	つくば地域振興課	土地区画整理事業	土地区画整理事業(「島名・ 福田坪」「上河原崎・中西」 「伊奈・谷和原」)	早急かつ厳格な行動計画の作成	意見
5	つくば地域振興課	土地区画整理事業	土地区画整理事業(「島名・ 福田坪」「上河原崎・中西」 「伊奈・谷和原」)	土浦土木事務所つくば支所との情報連携	意見
6	つくば地域振興課	土地区画整理事業	土地区画整理事業(「島名・	関連施設等整備事業費の事業管理	意見

			福田坪」「上河原崎・中西」 「伊奈・谷和原」			
7	つくば地域振興課	土地区画整理事業	土地区画整理事業(「島名・ 福田坪」「上河原崎・中西」 「伊奈・谷和原」)	更新契約書類の誤謬		意見
8	つくば地域振興課	まちづくり推進事業	つくば地区まちづくり推進事業 費	早期償還の働きかけ		意見
9	つくば地域振興課	まちづくり推進事業	TX沿線まちづくりPR関連費	情報ステーションの運営		意見
10	つくば地域振興課	その他	-	(公財)つくば文化振興財団への関与のあり方		意見

No	課名	監査対象項目	事業等	タイトル	結論
1	県北振興課	県北地域振興の推進	県北地域整備推進事業費等	PDCA サイクルの確立	意見
2	県北振興課	県北地域振興の推進	過疎地域自立促進交付金	交付金の運用	意見
3	県北振興課	県北地域振興の推進	県北地域振興事業全般	今後の県北振興の取り組み	意見
4	県北振興課	県北地域振興の推進	グリーンふるさと振興機構の運 営	効率的な事業執行及び適切な財産の引継ぎ	意見

Ⅲ 関連団体に関する指摘または意見

No	団体名	監査対象項目	タイトル	結論
1	鹿島臨海鉄道(株)	人事・組織評価	議事録の記載不備について	指摘
2	鹿島臨海鉄道(株)	資産評価等	大規模修繕に関する協力体制	意見
3	鹿島臨海鉄道(株)	資産評価等	固定資産管理システム	意見
4	鹿島臨海鉄道(株)	資産評価等	諸規程類の更新	指摘

No	団体名	監査対象項目	タイトル	結論
1	(公財)茨城県開発公社	事業評価	更なるコスト削減策の策定	意見
2	(公財)茨城県開発公社	事業評価	テナントリスクへの対応	意見
3	(公財)茨城県開発公社	事業評価	修繕計画の未作成	意見
4	(公財)茨城県開発公社	事業評価	収支報告書の不備	指摘
5	(公財)茨城県開発公社	事業評価	事業報告書の不備	指摘
6	(公財)茨城県開発公社	資産評価等	代替地の早期処分	意見
7	(公財)茨城県開発公社	資産評価等	遊休資産報告書の運用不備	指摘

No	団体名	監査対象項目	タイトル	結論
1	鹿島都市開発(株)	事業評価	長期収支見通しの見直し	意見
2	鹿島都市開発(株)	事業評価	鹿島セントラルビル事業の黒字化	意見
3	鹿島都市開発(株)	事業評価	温浴施設等管理業務の黒字化	意見
4	鹿島都市開発(株)	事業評価	調整区域の土地の利用計画等	意見
5	鹿島都市開発(株)	人事・組織評価	役員報酬の損金算入	指摘
6	鹿島都市開発(株)	人事・組織評価	年末調整について	意見
7	鹿島都市開発(株)	資産評価等	固定資産異動処理の徹底と棚卸のルールの見直し	指摘
8	鹿島都市開発(株)	資産評価等	処分した資産の証明書類入手	意見
9	鹿島都市開発(株)	資産評価等	計算書類等の表示の誤謬	指摘
10	鹿島都市開発(株)	資産評価等	県の所管課への監査役監査の定期的な報告	意見

No	団体名	監査対象項目	タイトル	結論
1	(一財)茨城県科学技術振興財団	事業評価	事業の更なるPRと効果の検討	意見
2	(一財)茨城県科学技術振興財団	事業評価	事業の更なる利用促進	意見
3	(一財)茨城県科学技術振興財団	事業評価	追加負担金の計算方法の再考	意見
4	(一財)茨城県科学技術振興財団	事業評価	会計資料の保存	指摘

5	(一財)茨城県科学技術振興財団	事業評価	備品棚卸のルール化	意見
6	(一財)茨城県科学技術振興財団	事業評価	廃棄証明資料作成	意見
7	(一財)茨城県科学技術振興財団	事業評価	長期保管されている廃棄物品	指摘
8	(一財)茨城県科学技術振興財団	事業評価	開館時の施設附帯物品等の管理	意見
9	(一財)茨城県科学技術振興財団	人事・組織評価	役員の異動についての議事録記載	意見

IV その他の指摘または意見

No	監査対象項目	タイトル	結論
1	出資法人としての論点	出資団体指導・行政監察室に対する意見 実地検査の項目追加	意見
2	出資法人としての論点	出資団体指導・行政監察室に対する意見 子会社のモニタリング	意見

第5章 関連団体の分析資料等

参考として、各関連団体より入手した経営指標を添付する。

- ※1 出資法人等経営評価書(公益法人用)に含まれる出資金は除き、分担金・負担金等の収支項目のみ
 ※2 出資法人等経営評価書(公益法人用)に記載のない項目。売上高の公益目的事業収入と自主事業収入の区分は、正味財産増減計算書における事業区分ごとに集計

団体名	鹿島臨海鉄道株式会社	(単位:千円)
所管課	企画課	

経営指標	計算式	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
財政支出依存度	県財政支出計※1÷売上高	99.5%	2.1%	12.5%
目的事業比率※2	公益目的事業収入÷売上高	0.0%	0.0%	0.0%
自主事業比率※2	自主事業収入÷売上高	0.0%	0.0%	0.0%
収益事業比率※2	収益事業収入÷売上高	100.0%	100.0%	100.0%
経常収支比率※2	(売上高+営業外収入)÷(売上原価+販管費+営業外費用)	88.6%	98.5%	100.7%
販売管理費率	販売費及び一般管理費÷売上高	13.1%	11.9%	10.5%
人件費比率	(役員人件費+職員人件費)÷売上高	68.5%	59.9%	57.1%
自己収入比率※2	売上高÷(売上高+営業外収入+特別利益)	43.0%	94.0%	81.9%
再委託比率※2	再委託費÷県財政支出計※1	0.0%	0.0%	0.0%
一人当たり事業収入※2	売上高÷(役員数+職員数/従業員数)	6,437	7,681	8,167
自己資本利益率	当期純損益金額÷純資産	2.2%	0.0%	0.6%
総資産回転率	売上高÷資産	0.18	0.26	0.27
流動比率	流動資産÷流動負債	186.3%	393.6%	180.4%
自己資本比率※2	純資産÷資産	59.5%	73.5%	70.8%
借入金比率	(短期借入金+長期借入金)÷(負債+純資産)	0.0%	0.0%	0.0%
理事会等理事出席率※2	(理事会等出席理事)÷(理事会等参加可能理事数)	60.0%	74.1%	70.6%
理事会等監事出席率※2	(理事会等出席監事)÷(理事会等参加可能監事数)	80.0%	86.7%	66.7%

団体名

公益財団法人 茨城県開発公社

所管課

事業推進課

(単位:千円)

経営指標	計算式	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
財政支出依存度	県財政支出計※1÷事業収入	5.0%	1.4%	73.3%
目的事業比率※2	公益目的事業収入÷事業収入	0.0%	0.0%	53.7%
自主事業比率※2	自主事業収入÷事業収入	0.0%	0.0%	0.0%
収益事業比率※2	収益事業収入÷事業収入	0.0%	0.0%	46.3%
経常収支比率※2	経常収益÷経常費用	103.4%	100.6%	99.2%
管理費率	管理費÷事業収入	0.1%	0.1%	1.1%
人件費比率	(役員人件費+職員人件費)÷経常収益	2.8%	1.5%	20.9%
自己収入比率	(事業収入+その他収益)÷経常収益	99.9%	100.0%	100.0%
再委託比率※2	再委託費÷県財政支出計※1	6.7%	0.0%	0.0%
一人当たり事業収入※2	事業収益÷(役員数+職員数)	226,275.0	449,443.6	35,720.9
自己資本利益率	一般正味財産増減額÷正味財産	53.7%	28.4%	-10.9%
総資産回転率	事業収益÷資産	0.4	2.7	0.3
流動比率	流動資産÷流動負債	157.7%	165.1%	863.4%
自己資本比率※2	正味財産÷資産	5.8%	30.1%	38.1%
借入金比率	(短期借入金+長期借入金)÷(負債+正味財産合計)	91.7%	61.5%	49.8%
理事会等理事出席率※2	(理事会等出席理事)÷(理事会等参加可能理事数)	66.7%	59.3%	83.3%
理事会等監事出席率※2	(理事会等出席監事)÷(理事会等参加可能監事数)	83.3%	66.7%	100.0%
評議会評議員出席率※2	(評議員会等出席評議員)÷(評議員会等参加可能評議員数)	61.9%	57.1%	78.8%

団体名

鹿島都市開発株式会社

所管課

事業推進課

(単位:千円)

経営指標	計算式	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
財政支出依存度	県財政支出計※1÷売上高	17.1%	15.7%	16.1%
自主事業比率※2	自主事業収入÷売上高	0.0%	0.0%	0.0%
収益事業比率※2	収益事業収入÷売上高	100.0%	100.0%	100.0%
経常収支比率※2	(売上高+営業外収入)÷(売上原価+販 管費+営業外費用)	104.0%	104.8%	102.5%
販売管理費率	販売費及び一般管理費÷売上高	5.6%	5.4%	6.0%
人件費比率	(役員人件費+職員人件費)÷売上高	30.8%	31.7%	33.1%
自己収入比率※2	売上高÷(売上高+営業外収入+特別利 益)	96.7%	97.1%	95.9%
再委託比率※2	再委託費÷県財政支出計※1	0.0%	0.0%	0.0%
一人当たり事業収 入※2	売上高÷(役員数+職員数/従業員数)	12,789	12,636	11,918
自己資本利益率	当期純損益金額÷純資産	-2.3%	-5.4%	-4.2%
総資産回転率	売上高÷資産	0.66	0.70	0.72
流動比率	流動資産÷流動負債	192.8%	194.6%	226.0%
自己資本比率※2	純資産÷資産	-93.3%	-91.1%	-95.6%
借入金比率	(短期借入金+長期借入金)÷(負債+ 純資産)	173.5%	171.2%	176.2%
理事会等理事出席 率※2	(理事会等出席理事)÷(理事会等参加 可能理事数)	73.8%	75.4%	81.3%
理事会等監事出席 率※2	(理事会等出席監事)÷(理事会等参加 可能監事数)	80.0%	60.0%	75.0%

団体名

一般財団法人 茨城県科学技術振興財団

所管課

科学技術振興課

(単位:千円)

経営指標	計算式	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
財政支出依存度	県財政支出計※1÷事業収入	18.1%	2.7%	3.3%
目的事業比率※2	公益目的事業収入÷事業収入	9.5%	8.3%	9.8%
自主事業比率※2	自主事業収入÷事業収入	0.8%	0.7%	0.7%
収益事業比率※2	収益事業収入÷事業収入	89.7%	90.9%	89.4%
経常収支比率※2	経常収益÷経常費用	98.5%	100.5%	98.7%
管理費率	管理費÷事業収入	0.4%	0.3%	0.4%
人件費比率	(役員人件費+職員人件費)÷経常収益	30.7%	32.9%	31.7%
自己収入比率	(事業収入+その他収益)÷経常収益	81.6%	85.0%	85.1%
再委託比率※2	再委託費÷県財政支出計※1	0.3%	0.0%	0.0%
一人当たり事業収入※2	事業収益÷(役員数+職員数)	7,467.7	7,989.8	7,784.8
自己資本利益率	一般正味財産増減額÷正味財産	-0.2%	0.3%	-0.9%
総資産回転率	事業収益÷資産	0.5	0.6	0.6
流動比率	流動資産÷流動負債	257.3%	414.8%	334.9%
自己資本比率※2	正味財産÷資産	91.4%	95.5%	94.3%
借入金比率	(短期借入金+長期借入金)÷(負債+正味財産合計)	0.0%	0.0%	0.0%
理事会等理事出席率※2	(理事会等出席理事)÷(理事会等参加可能理事数)	86.4%	72.7%	72.7%
理事会等監事出席率※2	(理事会等出席監事)÷(理事会等参加可能監事数)	75.0%	50.0%	75.0%
評議会評議員出席率※2	(評議員会等出席評議員)÷(評議員会等参加可能評議員数)	65.4%	54.2%	45.8%